

（別紙1）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

- ・◆は、重点化施策であることを示す。
- ・※印は、最も施策効果が発揮できる事態であることを示す。

1. 直接死を最大限防ぐ

（1-1）住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進※

- 災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）

◆住民参加型の県地震防災訓練の実施

- 県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実に努めている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

【住宅・都市】

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進※

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、市町村と連携して進めるように各種研修会等呼びかけ、避難所指定されている県立学校では26校中25校（96.1%）、小・中学校では242校中241校（99.6%）の学校で避難所運営マニュアルが整備されているが、大規模災害等を踏まえたマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う必要がある。（義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）

◆木造住宅等の耐震化の促進※

- 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、平成27年度末の住宅の耐震化率は85.4%と、一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（建築住宅課）

◆避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- 地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、市町村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

◆災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施※

- 災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

◆「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進※

- 各市町村が大規模災害に備え、減災にむけた「災害に強いまちづくり」と被災後の速やかな復興を図る「復興まちづくり」を進めるため、平成26年6月に「災害に強いまちづくりガイドライン」を改訂し、平成27年3月には、「都市復興ガイドライン」を策定したが、市町村は防災・復興まちづくりの取り組みに慎重な状況にあるため、引き続き、市町村に対し指導・助言を行っていく必要がある。（都市計画課）

◆県営住宅の長寿命化の推進※

- 県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」（H21～R2）に基づき、更新時期を経過した住宅の建替えや全面的改善工事、外壁・防水改修工事を進めてきており、これまでに千塚北団地ほか6団地の建替えや、三珠団地ほか5団地の全面的改善工事などを行い、一定の成果があった。しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、長寿命化計画を改定し、引き続き、計画に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。（住宅対策室）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進※

- 災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、（一社）プレハブ建設協会及び（一社）全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設について、また、（公社）山梨県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山梨県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急仮設住宅の提供について、それぞれ協定を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練を実施するなど一定の成果を上げている。引き続き、マニュアルの改訂や定期的な訓練を実施する必要がある。
また、平成 29 年 3 月には、借上げ型応急仮設住宅の提供について、関東近県 8 都県及び関係団体と広域協定を締結したが、引き続き関東近県及び関係団体との連携を図る必要がある。
（建築住宅課、住宅対策室）

◆空き家対策の推進

- 平成 27 年 5 月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家対策の実施主体である市町村に対し、空き家等対策市町村連絡会議による技術的支援や財政的支援を行ってきた。その結果、市町村において実態調査を終え対策計画の策定が進むなど、一定の成果があった。しかし、危険な空き家の解消は十分進んでいない状況であることから、引き続き、空き家対策を推進する必要がある。（住宅対策室）

◆都市公園施設の長寿命化の推進※

- これまで、平成 22 年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は 100%（平成 24 年度末）である。また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、12 県営公園において、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行なった。引き続き、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（都市計画課）

◆都市公園の防災活動拠点機能の強化

- 「東海地震応急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成 20 年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。
山梨県地域防災計画において、防災活動拠点に指定された県営都市公園については一定の防災機能整備は完了しているが、近年の災害発生時の状況等をみると、より高い機能が求められる傾向にある。
（都市計画課）

【交通・物流】**◆電線類地中化の推進※**

- 魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、電線類地中化を、市街地を中心に進めてきている。県管理道路においては、これまで 6 次にとり計画を策定し、約 86km の整備を終え一定の効果があるが、第 7 期山梨県無電柱化推進計画でも約 38km の整備が合意されており、引き続き電線類地中化を推進する必要がある。（道路整備課、道路管理課、都市計画課）
- 国管理道路においても、第 7 期無電柱化推進計画で約 34km の整備が合意されており、引き続き電線類地中化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約 46%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）
- 災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」により対策を進める必要がある。（道路管理課）
- 平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

- 災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）
- 災害装備資機材の整備の推進（参照：2-3）
- 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-2）
- 様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）
- 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）
- 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）

<p>富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）</p> <p>消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）</p> <p>消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）</p> <p>救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）</p> <p>消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）</p> <p>救急搬送体制の充実強化（参照：2-3）</p> <p>消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）</p> <p>消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施（参照：2-3）</p> <p>【住宅・都市】</p> <p>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（参照：7-1）</p> <p>【保健医療・福祉】</p> <p>広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）</p> <p>医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）</p> <p>ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）</p> <p>ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）</p> <p>広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）</p> <p>【産業（産業構造・金融・エネルギー）】</p> <p>中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：5-1）</p> <p>【情報通信】</p> <p>総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）</p> <p>被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）</p> <p>公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）</p> <p>【交通・物流】</p> <p>災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）</p> <p>鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）</p>
<p>（重要業績指標）</p> <p>【防災危機管理課】 県地震防災訓練参加機関・団体数：未実施（R1）→60 団体（R6）</p> <p>【道路管理課】 緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）</p> <p>【道路管理課】 長寿命化のために必要な補修が完了した橋梁の割合 22%（R1）→100%（R9）</p> <p>【住宅対策室】 県営住宅の長寿命化住戸数（累計）：463 戸（R1）→770 戸（R9）</p> <p>【義務教育課】 小中学校の避難所運営マニュアル策定割合：99.6%（R1）→100%（R2）</p> <p>【高校教育課・高校改革・特別支援教育課】 県立学校（高等学校・特別支援学校）の避難所運営マニュアル策定割合：96.1%（R1）→100%（R2）</p>

（1-2）住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施※

- 大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行ってきており、一定の成果を上げている。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。（警察本部）

◆住民参加型の県地震防災訓練の実施※

- 県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

◆県庁舎等の耐震化の推進※

- 建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守ることを目的とする「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきたが、H27の県民会館の解体により耐震化100%を達成した。今後は、県有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理を図る必要がある。（財産管理課、営繕課）

【住宅・都市】

◆県営住宅の長寿命化の推進

- 県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」（H21～R2）に基づき、更新時期を経過した住宅の建替え、全面的改善工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに千塚北団地ほか6団地の建替えや、三珠団地ほか5団地の全面的改善工事などを行い、一定の成果があった。しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、長寿命化計画を改定し、引き続き、計画に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。（住宅対策室）

◆空き家対策の推進

- 平成27年5月に空き家対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家対策の実施主体である市町村に対し、空き家対策市町村連絡会議による技術的支援や財政的支援を行ってきた。その結果、市町村において実態調査を終え対策計画の策定が進むなど、一定の成果があった。しかし、危険な空き家の解消は十分進んでいない状況であることから、引き続き、空き家対策を推進する必要がある。（住宅対策室）

県立文化施設等における防災対策の推進※

- 県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の対応能力や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（学術文化財課、社会教育課）

◆私立学校の耐震化の促進※

- 私立学校耐震診断実施事業費補助金により、私立学校の耐震診断を促進し（平成24年度～平成26年度）、安心子ども基金耐震化支援事業費補助金（幼稚園を対象：平成24年度～平成27年度）や私立学校施設整備費補助金（文科省事業）を活用し、私立学校の耐震化を推進している。この結果、私立学校の平成30年度末における耐震化率は88.9%となった。しかしながら、耐震化が未実施の施設があることから、更なる学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけるなど、引き続き耐震化を促進する必要がある。（私学・科学振興課、子育て政策課）

◆避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- 地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、市町村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

◆保育所等の耐震化の促進

- 安心子ども基金等を活用し、改修等を行った結果、耐震改修促進法に基づく県内における階数2以上で500㎡以上の保育所29棟については、すべての園において耐震化実施済であるが、法に定めのない小規模の保育所等も、施設の安全確保を図っていく必要がある。（子育て政策課）

◆公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進※

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎の耐震化率は100%（308棟・H27年度末）、屋内運動場等の吊り天井等の耐震化率100%（43棟・H28年度末）、公立小中学校施設の耐震化率は100%（1,020棟・H28年度末）、屋内運動場等の吊り天井等の耐震化率100%（41棟・H29年度末）に達しているが、避難所としても利用されることから、引き続き学校施設の安全確保のため適切な維持管理を図る必要がある。（学校施設課）

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進※

- 国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、平成8年度から平成30年度までに14棟の耐震対策を終了している。国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、一定の期間毎に実施する必要があるが、また長期間、かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。（学術文化財課）

◆災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

- 災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

【保健医療・福祉】

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進※

- 高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、市町村と施設で協定締結が進められている。引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。（健康長寿推進課）

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討※

- 高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。（健康長寿推進課）

災害時の介護支援者の確保推進※

- 災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。災害の発生に備え、引き続き、介護支援者の確保を進める必要がある。（健康長寿推進課）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進※

- 災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で市町村に助言することとしているが、施設の規模や市町村防災計画における位置付け等、市町村における対応にばらつきがある状況となっている。引き続き、相談があった場合は、個々の状況に応じた助言を行う必要がある。（子ども福祉課）

災害時要援護者等の避難場所としての障害者福祉施設の利用の促進※

- 被災障害者のための一時的な避難所として、障害者福祉施設を活用するため、障害者福祉施設との協定締結等について各市町村に助言をすることとしているが、地域偏在が見られることから、今後は、地域的なバランスに配慮しつつ、各市町村に助言を行う必要がある。（障害福祉課）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築※

- 災害時の障害者福祉施設間における被災障害者の受入れ等の協力体制を構築するため、山梨県自立支援協議会において事務処理フロー等の検討を行ってきた。今後は、事務処理フロー（案）をもとに、情報伝達、被災障害者の移送、受入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。（障害福祉課）

障害者に対する情報支援体制の構築※

- 被災時における聴覚障害者への情報支援について、平成25年度に手話ボランティアの派遣マニュアル（素案）を策定したが、今後は、災害時における対応を各市町村と具体的に検討を行う必要がある。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する必要がある。（障害福祉課）

◆病院の耐震化の促進

- これまで、災害拠点病院の耐震化を図っており、9病院のうち8病院については耐震化が完了する等、一定の成果を上げている。災害拠点病院以外の病院についても耐震化が未実施の病院があることから、引き続き、耐震化を促進する必要がある。（医務課）

【情報通信】

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討※

- これまでの警察署通信施設点検等の結果、無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の経年劣化が判明しており、災害時の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査した上で改修・更新等の計画を策定し、計画的に改修等の検討を行う必要がある。（警察本部）

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）
- 様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）
- 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）
- 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）
- 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）
- 消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
- 救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）
- 消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

- 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）
- 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

- 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
- 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）
- ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）
- ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）
- 広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）
- 病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）
- 医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：2-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

- 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：5-1）

【情報通信】

- 公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）

（重要業績指標）

- 【管財課、営繕課】県庁舎施設の耐震化施設数（割合）：164 施設（89.1%）（H26）→184 施設（100%）（H27）
- 【防災危機管理課】県地震防災訓練参加機関・団体数：毎年度 60 団体（R6）
- 【医務課】県内病院（60 病院）の耐震化完了施設数（耐震化率）：50 病院（83%）（R1）→52 病院（86%）（R6）
- 【私学・科学振興課、子育て政策課】私立学校の耐震化率：88.9%（H30）→100%（R6）
- 【住宅対策室】県営住宅の長寿命化住戸数（累計）：463 戸（R1）→770 戸（R9）
- 【学校施設課】県立学校の耐震化実施建物数（割合）：308 棟（100%）（H27）
- 【学校施設課】県立学校の吊り天井等の耐震対策実施棟数（割合）：43 棟（100%）（H28）
- 【学校施設課】公立小中学校の耐震化実施建物数（割合）：1,020 棟（100%）（H28）
- 【学校施設課】公立小中学校の吊り天井等の耐震対策実施棟数（割合）：41 棟（100%）（H29）
- 【学術文化財課】国・県指定有形文化財（建物）178 棟の耐震対策実施棟数（割合）：
14 棟（7.9%）（R1）→18 棟（10.1%）（R6）

（1-3）豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）

- 地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。（防災危機管理課）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の運用※

- 災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者支援マニュアルを作成（平成25年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。（福祉保健総務課）

【農林水産】

◆浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備※

- 農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

◆浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）※

◆河川管理施設及びダムの長寿命化の推進※

- 洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内6多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね80年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後100年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課）

◆洪水被害を防止する河川整備の推進※

- 県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施しているが、未整備の箇所も多く、引き続き河川改修を実施する必要がある。

今後も、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所等重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

雨水貯留浸透施設の整備の推進※

- 流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われ、流域の保水・遊水機能が低下し、雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が増大する傾向となっている。このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。（治水課）

「知って備えて命を守る」取組の推進※

- 水害から県民の生命を守るため、行政が適切に情報を提供することと、県民が自分の命は自分で守る意識を持つこと「知らせる努力と知る努力」が必要である。また、広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

◆水防訓練の実施※

- 水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げているが、災害対応経験のない水防団員が多いことから、引き続き水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。（治水課）

水防用資材の備蓄の推進※

- 水害から住民の生命を守るため、水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用など、一定の成果を上げているが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要がある。（治水課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
- 消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）
- 消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）
- 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）
- 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

- 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
- 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）
- ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）
- 広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備（参照：2-3）
- 病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：4-3）
- 高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：4-3）
- 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）
- 公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）
- 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）
- 社会資本整備重点計画の策定（参照：6-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

- 社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

（重要業績指標）

- 【治水課】河川整備計画における河川の整備率：55%（R1）→71%（R9）

（1-4）富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

広域応援協定の具体的な運用体制の整備※

- 緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画運用の実効性を高めるため、合同訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う必要がある。（消防保安課）

◆富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）※

- 平成24年6月8日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係機関による富士山火山の火山防災協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成27年3月16日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定した。

また、平成24年度から、富士山火山噴火を想定した総合図上訓練を実施しており、平成26年10月19日には、富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練2014」を実施し、富士山火山広域避難計画を基に各市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」が策定されている。今後は、引き続き広域避難計画の必要な改正を実施するとともに、令和2年度末までに改訂が予定されている富士山ハザードマップの見直しを踏まえた計画検討が必要である。

更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。

（防災危機管理課）

◆避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進※

- 富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた数万人以上の広域避難が想定されるため、バス協会等民間団体と避難・輸送に関する支援協定の締結を行ってきたが、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施を検討するとともに、避難行動要支援者の避難における人的支援に関する協定を検討する必要がある。（防災危機管理課）

◆現地に密着した火山噴火対策の推進※

- 溶岩流からの避難対策の実施に向け、関係する市町村や各機関等との現地調整機能の向上が求められる。このため、県は富士吉田合同庁舎へ富士山火山防災事務所（仮称）を設置し、火山防災に従事する専任職員を配置する。（防災危機管理課）

◆避難時間を短縮するための対策の企画立案実践

- 溶岩流を始め、火砕流や融雪型火山泥流等の詳細なシミュレーションに基づくハザードマップの改定作業が、令和2年度を目途に進められている。富士山火山防災対策協議会によるハザードマップの改定に対応する広域避難計画の改正や、県、市町村等による改正後の計画を踏まえた中央自動車道の活用による広域避難訓練の実施、その成果等を踏まえた県による広域避難行動計画の継続的な見直しなどを推進していく。

また、県は、避難誘導などを行う火山防災人材の育成のための地域の防災リーダーに向けた研修の実施や、避難車両の調達の検討を進める。なお、国に対しては、火山防災強化推進都道県連盟により、避難支援に関する研究及び技術開発を求めていく。（防災危機管理課）

◆火山防災対策拠点の在り方を検討し、拠点を中心に総合的な防災対策の推進

- 火山防災対策拠点の在り方の検討
火口位置が特定できない富士山の噴火に対応できるよう、噴火時における県現地災害対策本部などの火山防災のための拠点機能の在り方について、有識者及び関係機関により幅広く検討を行う。（防災危機管理課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

- 外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーション「FUJISAN ACTIVITIES」を平成28年3月に構築し運用している。（観光プロモーション課、国際観光交流課）

【情報通信】

被災状況等の効果的情報収集体制の確立※

- 被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継

続して実施する必要がある。（警察本部）

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 富士山周辺 7 市町村内の老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化のため、補修が必要な橋梁 19 箇所のうち、平成 30 年度までに 8 箇所が完了している。引き続き、補修を進め、機能強化に努める必要がある。（治山林道課）

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備※

- 地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

◆スマート IC の整備促進

- 災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマート IC の整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマート IC の整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

◆富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり※

- 現在進められているリニアの本線工事については、県内路線の約三分の一を占める明かり区間（地上走行）に雪害や倒木、落石などにも強く、降灰対策にも効果が見込まれる防音防災フードを設置することで、さらなる防災力の強化が期待できる。（リニア交通課）
- 降灰により、鉄道施設や車両等に大きな被害が予想されるため、早期の復旧に向けての意識共有や連絡体制の確保が必要である。（交通政策課）
- これまで県管理道路において火山噴火に伴う除灰作業を行った経験がなく、現状では、降灰に対応できる経験や技術を持ち得ていない。今後は、予想される富士山噴火時の降灰から、避難路や輸送路を確保するため、道路の除灰に関する計画の検討を進め、除灰できる体制づくりを行う必要がある。（道路管理課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進※

- 富士山の防災対策を実効的に行うためには、富士山の噴火履歴とそれを基にした噴火シナリオの構築、災害を予測するための火山現象の数値シミュレーション、火山活動の観測が不可欠である。平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の精緻化、噴火シナリオの構築や既存の数値シミュレーションの富士山への最適化、噴火予想を目的とした重力観測、他の研究機関と研究および火山観測に関する協力関係の構築、火山観測データの流通等を実施している。一方で、富士山の過去の噴火の数は他の火山に比べ圧倒的多く、さらなる噴火履歴の精緻化のための研究を継続する必要がある。また、富士山の噴火は噴火様式や規模が多様であること、噴火するまで火口が確定できないことから、噴火発生時に避難を速やかに行うためには、噴火の兆候を捉えるための火山観測の充実や噴火予測手法の確立、災害を予測するための数値シミュレーションの開発、噴火発生時に速やかに避難行動が取れるような次世代型のハザードマップの開発が不可欠となっている。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測手法および災害予測手法の開発・確立、次世代型のハザードマップの開発などの取り組みを推進する必要がある。（富士山科学研究所）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等※

- 「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度～29 年度）及びその継続研究の成果を基に、平成 15 年度以降、富士山学等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に取り組んでおり、一定の成果を上げている。一方で、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を契機に、平成 27 年に活動火山対策特別措置法が改正され、周辺住民だけでなく火山を来訪する登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

富士山の火山ハザードマップの整備等※

- 現行のハザードマップが作成された平成 13 年以降、富士山に関わる様々な研究が多くの機関によって行われ、様々な知見が得られている。富士山科学研究所においても平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」とその継続研究を実施し、ハザードマップ改訂のための検証を実施している。これ

らの研究から富士山の噴火災害を軽減するためには、噴火に際して実効的な火山ハザードマップの方法論の検討とその整備、ハザードマップを使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

◆富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進※

○ 富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士砂防事務所、静岡県及び山梨県により平成 29 年度に策定。

更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成 30 年度より直轄砂防事業が始まった。

今後は、富士北麓地域 8 市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、都留市及び身延町）の首長及び議会議長からなる富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会と共に計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-2）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-2）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）

消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）

消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：8-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-3（県土整備総務課他））

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）

ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）

ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：4-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：4-3）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市（県土整備総務課他））（参照：1-5（治山林道課））

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（治山林道課））

森林の公益的機能の維持・増進（参照：7-4）

農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（参照：7-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市（県土整備総務課他））（再掲：交通・物流（治山林道課））

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1－5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1－5）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

（重要業績指標）

（1－5）大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施※

- 大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行ってきており、一定の成果を上げている。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。（警察本部）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：国土保全（治山林道課））※

【農林水産】

◆森林の公益的機能の維持・増進

- 森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成 24 年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成 26 年度から開催している森林整備現場見学会の参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境税情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）
- 平成 19 年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業体とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成 24 年度から平成 28 年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業の CSR 活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）
- 県土面積の 78%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、「公益的機能別施業森林」の区域内等において、間伐等の森林整備について年間 6,400ha（R4）を目標に実施する計画を進めており、森林病虫害の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施して目標を達成する必要がある。（森林整備課、県有林課）
- 水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業により、平成 30 年度には 486ha の森林整備を実施し、公益的機能の維持・増進に一定の効果を得られたが、引き続き計画的に改植や本数調整伐等の森林整備を行う必要がある。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：国土保全（治山林道課））※

◆治山事業による土砂災害対策の着実な推進※

- 山地災害危険地区 3,489 地区の内、平成 30 年度末現在で 2,322 地区に着手しており、着手率は 67%と一定の成果を得ているが、引き続き、着実な未着手地区の解消に努める必要がある。（治山林道課）
- 平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害を受け、山地災害危険地区において、荒廃状況等の緊急点検を実施し、早急に対策が必要な 49 箇所について令和 2 年度までの 3 年間で集中的に整備を進める必要がある。（治山林道課）
- 韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

◆老朽化した農業用ため池の整備

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。また、平成 25 年度からため池の機能の健全度を把握するために、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、老朽化、耐震化対策が必要なため池について対策工事を実施する必要がある。更に、これらのハード対策と併せて、緊急連絡網の整備等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備※

- 農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業用水利施設等の整備が必要である。（耕地課）

荒廃農地解消対策の推進※

- 農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で荒廃農地 2,234ha を解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生

防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県建設業協会と協定を締結したところであり、協定に基づく、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に向け、円滑な運用を進める必要がある。（治山林道課）
- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

◆治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）※

◆老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化※

- 平成 25 年度から平成 29 年度に治山施設の点検を実施し、早期に対策が必要となった 104 施設の内、平成 30 年度までに 87 施設について補修を行っており、令和元年度にはすべて完了する予定である。引き続き 5 年に 1 回の点検を実施し、対策が必要な施設の補修等による長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進※

- 本県の土砂災害警戒区域は 7,091 箇所指定されており、砂防施設が整備済みの箇所が約 1,500 箇所の約 21%と低い状況である。また、土砂災害警戒区域内にある人家戸数約 65,000 戸のうち、砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数が約 24,000 戸と約 37%にとどまっている。今後、砂防施設の整備により土砂災害から守られる人家戸数を着実に増加させる必要がある。（砂防課）
- 南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和 35 年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施※

- 山梨県は古より土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に長寿命化計画を策定した。今後は、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定し、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

◆老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備※

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）※

富士山の斜面災害に関する研究の推進

- 富士山では毎年雪代が発生し、富士スバルラインに土砂流出が起こり被害を与えている。これまで実施した研究「雪崩発生条件の解明と観測機器の開発（平成 26 年～29 年）」、「斜面崩壊による災害観測を可能とする IoT 観測機器の開発（平成 30 年より実施）」により既存の火山観測網や臨時振動観測点を設置することにより、発生源や流路を特定する技術が開発されつつある。これらの検知技術は、火山噴火発生後の降雨型土石流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊等の火山における現象に対しても応用することが可能であり、研究開発を継続して実施する必要がある。（富士山科学研究所）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）
- 市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援（参照：4-3）
- 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）
- 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）
- 広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）
- 消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
- 救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）
- 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：8-2）
- 消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全（県土整備総務課他））
 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）
 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）
 ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）
 ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）
 広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
 ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：4-3）
 高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：4-3）
 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）
 公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）
 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定（参照：6-3）
 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全（県土整備総務課他））

【農林水産】

「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」の実施（参照：7-4）
 森林環境税モニタリング調査の実施（参照：7-4）
 農村資源の保安全管理活動の推進（参照：7-4）
 浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備（参照：1-3）
 県産農産物の生産技術対策の普及徹底（参照：7-4）
 農地の整備（生産基盤の整備）（参照：5-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）
 「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」の実施（参照：7-4）
 森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）
 浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）
 河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）
 洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）
 農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

（重要業績指標）

【森林整備課、県有林課】森林整備の実施面積：6,124ha/年（H30）→6,400ha/年（R4）
 【治山林道課】山地災害危険地区の対策地区数：2,322地区（H30）→2,412地区（R6）
 【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：486ha/年（H30）→累計2,500ha（R6）
 【治山林道課】治山施設の補修箇所数：87箇所（H30）→115箇所（R4）
 【農村振興課・耕地課】荒廃農地解消面積：2,234ha（H30）→3,160ha（R6）
 【耕地課】防災重点ため池の耐震対策済み箇所数：39箇所（R1）→59箇所（R6）
 【耕地課】土砂災害を防ぐ農業用施設、農村防災施設等の整備箇所数：32箇所（R1）→47箇所（R6）
 【砂防課】砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数（増加戸数）：180戸（R1）
 →1,600戸（R9）

（1-6）豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進※

- 関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定については、本県も構成員として連絡会議に参加し、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。また、富士山火山噴火を想定した、本県・静岡県・神奈川県合同の実働訓練を平成 26 年 10 月に実施するなど、大規模災害を想定した関係自治体との合同訓練を実施することにより、相互連携による災害対応力の向上を図っている。
平成 27 年 8 月には、大規模災害時に同時被災の可能性が低い中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）で相互応援協定を締結している。
更に、平成 28 年 3 月には、「富士山火山防災対策協議会」を活火山法に定める火山防災協議会に改組し、富士山の火山防災に関する三県及び関係市町村の警戒避難体制がより強化されたところである。引き続き、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要がある。（防災危機管理課）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進※

- 災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）

【保健医療・福祉】

透析患者の支援体制の整備※

- 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、平成 23 年度から県内人工透析医療機関において同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築している。この体制は県内の人工透析患者全数ではないため、同意を得られない患者に制度について理解してもらおうとともに、県外医療機関を受診する患者を把握する必要がある。
また、災害発生時には、透析医会を中心に透析医療体制の維持を図るよう仕組みづくりをしているところであるが、現状では被害状況によって患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みはないため、医療機関等と連携して検討する必要がある。（健康増進課）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）※

- 災害時の物資調達については、平成 29 年 4 月に山梨県消費生活協同組合連合会と物資調達に係る基本協定を締結し、緊急時における物資の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き緊急時における物資調達に向けた取り組みを行う必要がある。（消費生活安全課）

災害時における燃料確保の推進※

- 平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。
このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。また、燃料の備蓄を促進するとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく必要がある。（防災危機管理課）

◆緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）※

- 災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者 17 社（県内 7 社及び県外 10 社）と協定を締結し、年 1 回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定締結小売業者等に対し、県地震防災訓練への参加を要請している。
必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく必要がある。
また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、引き続き「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、県外からの救援物資の受け入れ等について、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要がある。（商業振興金融課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県建設業協会と協定を締結したところであり、協定に基づく、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に向け、円滑な運用を進める必要がある。（治山林道課）
- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と

協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

山梨県道路除排雪計画の推進※

- これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
- 他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

非常参集体制の確立（参照：3-2）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：2-5）

【保健医療・福祉】

避難所への公的備蓄の保管促進（参照：2-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）

ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）

ドクターヘリの離着陸場整備（参照：2-3）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

【交通・物流】

道の駅等の防災機能の確保（参照：2-1）

（重要業績指標）

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆災害時における燃料確保の推進（参照：交通・物流）※

県の備蓄資機材の確保※

- 東海地震の被害想定に対応できるような備蓄体制を確保するため、市町村の備蓄を補完する県備蓄資機材について、被害想定を基にブルーシート、毛布、簡易トイレ等を整備し、各地域県民センター等に備蓄している。引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄資機材の確保を図る必要がある。（防災危機管理課）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施※

- 災害時の緊急輸送道路の確保のため、広域緊急援助隊（交通部隊）の訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施してきている。引き続き、大規模災害に備えるため、関係警察本部において緊急輸送道路の指定を検討するとともに、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する必要がある。（警察本部）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進※

- 消防防災施設の整備を促進するため、市町村が行う耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び防火水槽の整備に対し助成した。引き続き、市町村への消防防災施設の有効活用について、助言等を行う必要がある。（防災危機管理課）

◆水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

- 各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成 29 年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は 72.1%、基幹管路の耐震適合率は 37.6%となっている。また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

更に、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成 18 年 3 月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。

（衛生薬務課）

◆下水道施設の長寿命化の推進

- これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

◆下水道施設の耐震化の推進

- 下水道施設の耐震化率は、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約 70%、中継ポンプ場で約 90%、管渠については約 77%である（平成 30 年度）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。（下水道室）

【保健医療・福祉】

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保※

- 平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュアルを送付した。平成 27 年度及び 28 年度は、県内の行政栄養士を対象に研修会を開催し、災害時栄養・食生活支援活動の必要性、災害が発生した場合の市町村災害対策本部と栄養・食生活支援担当者、関係団体との連携モデルを提示し、市町村における栄養・食生活支援の体制づくりを働きかけた。

また、平成 29 年度からは、各保健所から市町村へマニュアルの周知をしている。市町村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマニュアルの活用促進と定期的なマニュアルの見直しを行う必要がある。（健康増進課）

高齢者施設における防災資機材等の整備促進※

- 高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。（健康長寿推進課）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進※

- 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の防災資機材等の整備のため、各施設の整備状況の確認と必要な整備を促す指導を実施してきている。保育所、認定こども園の通所施設は、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、概ね 1 日程度の食料・飲料水と備蓄があれば、当面对応できると考えられる。
児童養護施設等の入所施設は、食料・飲料水の備蓄を通常の食材の確保と一体的に行っており、各施設の状況に応じた必要量を、非常食も含めて備蓄している。引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する必要がある。
（子育て政策課、子ども福祉課）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進※

- これまで、指定障害者福祉施設に対する実地指導（毎年度、約 50 箇所を実施）の中で、防災資機材（ラジオ等）等の整備状況の確認及び整備促進の指導を行ってきており、一定の成果を得ている。引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、不足する資機材等については整備を促す指導を行う必要がある。（障害福祉課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備※

- 医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医療救護活動に必要なと思われる医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行ってきている。また、備蓄の委託先の建物の耐震性能の確認を行うなど、医薬品等の安全な保管に努めている。
なお、平成 26 年度には、（一社）日本産業・医療ガス協会と、平成 27 年度には山梨県医療機器販売業協会と、令和元年度には関東甲信越臨床検査薬卸連合会と、それぞれ協定を締結し、災害時の医療ガス・医療機器等の円滑な供給体制の構築を図った。引き続き、備蓄品目の見直しや検討を行っていくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。
（衛生薬務課）

【交通・物流】**◆緊急物資の調達（調達の協定）※**

- 災害時の物資調達については、平成 29 年 4 月に山梨県消費生活協同組合連合会と物資調達に係る基本協定を締結し、緊急時における物資の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き緊急時における物資調達に向けた取り組みを行う必要がある。（消費生活安全課）
- 災害に強い物流システムを構築するため、関係機関や有識者を交えて物資拠点の在り方や物資輸送のあるべき姿について検討を行い、その結果を平成 29 年 3 月に、「災害時における支援物資供給体制の構築に向けて（骨子）」を取りまとめた。また、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備してきている。今後は、関係機関と連携し、救援物資の受け入れ方法、手段等について訓練等を通して検討する必要がある。（防災危機管理課）

◆災害時における燃料確保の推進※

- 平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断られた場合、燃料が枯渇する恐れがある。このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。また、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく必要がある。（防災危機管理課）

◆緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）※

- 災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者 18 社（県内 7 社及び県外 11 社）と協定を締結し、年 1 回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定締結小売業者等に対し、県地震防災訓練への参加を要請している。
必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく必要がある。
また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、引き続き「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、県外からの救援物資の受け入れ等について、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要がある。（商業振興金融課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県建設業協会と協定を締結したところであり、協定に基づく、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に向け、円滑な運用を進める必要がある。（治山林道課）
- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果

を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施※

- 地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

◆道の駅等の防災機能の確保

- これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成 26 年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。（防災危機管理課、道路管理課）

◆林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）

- 県営林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路としての機能を有する路線の計画延長は 289.7km あり、平成 30 年度までに 263.9km の整備を実施した。また、災害時の山村集落孤立防止に資する路線の計画延長は 92.8km であり、平成 30 年度までに 82.9km の整備を実施した。いずれも、大規模災害発生時に効果が見込めるため、優先的に整備を進める必要がある。（治山林道課）

◆老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成 30 年度までに 94 施設の補修が完了したところである。今後、平成 30 年度に実施した施設の再点検に基づき、555 箇所ある橋梁のうち 83 箇所を優先的に補修するなど、災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策に、引き続き取り組む必要がある。（治山林道課）

◆基幹農道の整備

- 基幹農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。一方、昭和 40 年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは施設の安全性の調査を進め、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備※

- 重要物流道路制度における、重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時における物流機能を確実に確保するとともに、広域的な避難路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備※

- 生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながることは、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。（道路整備課）

◆スマート IC の整備促進※

- 災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマート IC の整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマート IC の整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

◆道路防災危険箇所等の解消

- 道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面対策工等の防災対策を実施してきており、全要対策箇所の約 25% の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）

- 自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県の直轄国道内には6箇所あるが、そのうち2箇所において、防災対策が完了したことから、組合せ雨量による通行止め基準を導入し、規制雨量を緩和している。（甲府河川国道事務所（国））

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約46%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）
- 災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」により対策を進める必要がある。（道路管理課）
- 平成26年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆山梨県道路除排雪計画の推進

- これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成26年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
- 他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

◆老朽化した農業用ため池の整備

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。また、平成25年度からため池の機能の健全度を把握するために、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、老朽化、耐震化対策が必要なため池について対策工事を実施する必要がある。更に、これらのハード対策と併せて、緊急連絡網の整備等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- 農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業用水利施設等の整備が必要である。（耕地課）

◆災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）※

- 災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

◆基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（治山林道課））※

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- 本県の土砂災害警戒区域は7,091箇所指定されており、砂防施設が整備済みの箇所が約1,500箇所の約21%と低い状況である。また、土砂災害警戒区域内にある人家戸数約65,000戸のうち、砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数が約24,000戸と約37%にとどまっている。今後、砂防施設の整備により土砂災害から守られる人家戸数を着実に増加させる必要がある。（砂防課）
- 南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和35年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

- 山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に長寿命化計画を策定した。今後

は、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定し、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。

（砂防課、富士川砂防事務所（国））

- ◆老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）
- ◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（参照：3-2）
 自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：8-2）
 広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）
 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）

【住宅・都市】

山梨県流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し（参照：6-2）
 災害時における下水道応急復旧体制の強化（参照：6-2）
 都市公園の防災活動拠点機能の強化（参照：2-3）
 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の運用（参照：1-3）
 ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：8-2）
 災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）
 災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）
 電線類地中化の推進（参照：1-1）
 都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）
 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（県土整備総務課他））
 災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）
 河川管理施設及びダムの高寿命化の推進（参照：1-3）
 洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（重要業績指標）

【衛生業務課】水道施設の耐震化整備率：72.1%（H29）→84.7%（R6）
 【治山林道課】災害時の代替輸送路線延長：265.5km（R1）→272.4km（R6）
 【治山林道課】山村地域集落の孤立防止路線延長：83.7km（R1）→87.6km（R6）
 【治山林道課】林道施設の補修箇所数：145箇所（H30）→189箇所（R4）
 【耕地課】防災重点ため池の耐震対策済み箇所数：39箇所（R1）→59箇所（R6）
 【耕地課】土砂災害等を防ぐ農業用施設、農村防災施設等の整備箇所数：32箇所（R1）→47箇所（R6）
 【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→70箇所（R9）
 【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）
 【道路管理課】長寿命化のために必要な補修が完了した橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）
 【砂防課】砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数（増加戸数）：180戸（R1）
 →1,600戸（R9）
 【下水道室】下水道管路施設の耐震化率：77%（R1）→100%（R7）

（2-2）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【交通・物流】

◆緊急物資の調達（調達の協定）

- 災害時の物資調達については、平成 29 年 4 月に山梨県消費生活協同組合連合会と物資調達に係る基本協定を締結し、緊急時における物資の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き緊急時における物資調達に向けた取り組みを行う必要がある。（消費生活安全課）

◆緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

- 災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者 18 社（県内 7 社及び県外 11 社）と協定を締結し、年 1 回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定締結小売業者等に対し、県地震防災訓練への参加を要請している。
必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく必要がある。
また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、引き続き「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、県外からの救援物資の受け入れ等について、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要がある。（商業振興金融課）

◆道の駅等の防災機能の確保

- これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成 26 年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。（防災危機管理課、道路管理課）

◆林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）※

- 県営林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路としての機能を有する路線の計画延長は 289.7km あり、平成 30 年度までに 263.9km の整備を実施した。また、災害時の山村集落孤立防止に資する路線の計画延長は 92.8km であり、平成 30 年度までに 82.9km の整備を実施した。いずれも、大規模災害発生時に効果が見込めるため、優先的に整備を進める必要がある。（治山林道課）

◆老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化※

- 林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成 30 年度までに 94 施設の補修が完了したところである。今後、平成 30 年度に実施した施設の再点検に基づき、555 箇所ある橋梁のうち 83 箇所を優先的に補修するなど、災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策に、引き続き取り組む必要がある。（治山林道課）

◆基幹農道の整備

- 基幹農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。一方、昭和 40 年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは施設の安全性の調査を進め、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 重要物流道路制度における、重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時における物流機能を確実に確保するとともに、広域的な避難路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

- 生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながることは、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。（道路整備課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

◆道路防災危険箇所等の解消※

- 道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面対策工等の防災対策を実施してきており、主要対策箇所の約 25%の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）
- 自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県の直轄国内には 6 箇所あるが、そのうち 2 箇所において、防災対策が完了したことから、組合せ雨量による通行止め基準を導入し、規制雨量を緩和している。（甲府河川国道事務所（国））

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約 46%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）
- 災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」により対策を進める必要がある。（道路管理課）
- 平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆山梨県道路除排雪計画の推進

- これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
- 他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

◆森林の公益的機能の維持・増進

- 水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業により、平成 30 年度には 486ha の森林整備を実施し、公益的機能の維持・増進に一定の効果を得られたが、引き続き計画的に改植や本数調整伐等の森林整備を行う必要がある。（治山林道課）

◆老朽化した農業用ため池の整備

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。また、平成 25 年度からため池の機能の健全度を把握するために、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、老朽化、耐震化対策が必要なため池について対策工事を実施する必要がある。更に、これらのハード対策と併せて、緊急連絡網の整備による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- 農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業用水利施設等の整備が必要である。（耕地課）

◆基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

◆治山事業による土砂災害対策の着実な推進

- 山地災害危険地区 3,489 地区の内、平成 30 年度末現在で 2,322 地区に着手しており、着手率は 67%と一定の成果を得ているが、引き続き、着実な未着手地区の解消に努める必要がある。（治山林道課）

- 平成30年7月の西日本豪雨災害を受け、山地災害危険地区において、荒廃状況等の緊急点検を実施し、早急に対策が必要な49箇所について令和2年度までの3年間で集中的に整備を進める必要がある。（治山林道課）
- 韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

◆老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

- 平成25年度から平成29年度に治山施設の点検を実施し、早期に対策が必要となった104施設の内、平成30年度までに87施設について補修を行っており、令和元年度にはすべて完了する予定である。引き続き5年に1回の点検を実施し、対策が必要な施設の補修等による長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- 本県の土砂災害警戒区域は7,091箇所指定されており、砂防施設が整備済みの箇所が約1,500箇所の約21%と低い状況である。また、土砂災害警戒区域内にある人家戸数約65,000戸のうち、砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数が約24,000戸と約37%にとどまっている。今後、砂防施設の整備により土砂災害から守られる人家戸数を着実に増加させる必要がある。（砂防課）
- 南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和35年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

- 山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に長寿命化計画を策定した。今後は、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定し、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

◆老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 非常参集体制の確立（参照：3-2）
- 現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（参照：3-2）
- 自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：8-2）
- 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）
- 県の備蓄資機材の確保（参照：2-1）
- 広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）

【住宅・都市】

- 帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：2-5）
- 耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-1）
- 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【保健医療・福祉】

- 要援護者支援マニュアル等の運用（参照：1-3）
- ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：8-2）
- 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）（参照：2-1）
- 災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3）
- 高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）
- 児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）
- 障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）
- ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- 災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

【交通・物流】

- 災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）
- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-5（治山林道課））（参照：1-3（県土整備総務

課他))

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）

【農林水産】

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（参照：2-1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（治山林道課）（県土整備総務課他））

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（重要業績指標）

【治山林道課】山地災害危険地区の対策地区数：2,322地区（H30）→2,412地区（R6）

【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：486ha/年（H30）→累計2,500ha（R6）

【治山林道課】災害時の代替輸送路線延長：265.5km（R1）→272.4km（R6）

【治山林道課】山村地域集落の孤立防止路線延長：83.7km（R1）→87.6km（R6）

【治山林道課】林道施設の補修箇所数：145箇所（H30）→189箇所（R4）

【治山林道課】治山施設の補修箇所数：87箇所（H30）→115箇所（R4）

【耕地課】防災重点ため池の耐震対策済み箇所数：39箇所（R1）→59箇所（R6）

【耕地課】土砂災害等を防ぐ農業用施設、農村防災施設等の整備箇所数：32箇所（R1）→47箇所（R6）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→70箇所（R9）

【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）

【道路管理課】長寿命化のために必要な補修が完了した橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）

【砂防課】砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数（増加戸数）：180戸（R1）

→1,600戸（R9）

（2-3）警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進※

- 関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定については、本県も構成員として連絡会議に参加し、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。また、富士山火山噴火を想定した、本県・静岡県・神奈川県合同の実働訓練を平成 26 年 10 月に実施するなど、大規模災害を想定した関係自治体との合同訓練を実施することにより、相互連携による災害対応力の向上を図っている。

平成 27 年 8 月には、大規模災害時に同時被災の可能性が低い中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）で相互応援協定を締結している。更に、平成 28 年 3 月には、「富士山火山防災対策協議会」を活火山法に定める火山防災協議会に改組し、富士山の火山防災に関する三県及び関係市町村の警戒避難体制がより強化されたところである。

引き続き、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要がある。（防災危機管理課）

災害装備資機材の整備の推進※

- 災害対応力強化のため、災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を継続実施してきているが、引き続き必要な資機材を検討し整備を進める必要がある。（警察本部）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進※

- 大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、市町村におけるヘリポートの確保・整備を促進しており、小瀬スポーツ公園第一駐車場など県内 171 箇所（場外離着陸場 66 箇所、緊急離着陸場 105 箇所）をヘリコプター用飛行場外離着陸場として確保している。各市町村には、できるだけ地域の避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る必要がある。（消防保安課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施※

- 大規模地震等が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助及び救急活動を一層効果的に行うことができるよう、地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っているが、情報の共有や指揮命令等に課題も生じている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（消防保安課）

◆消防防災航空隊の機能強化※

- 消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できる消防防災ヘリコプター動態管理システムを平成 25 年 3 月に導入し運用を行っている。
また、消防防災航空隊の機能を強化するため、任期を満了した航空隊員を退任後 1 年間「支援航空隊員」と位置付けて定期的な訓練を実施し、航空隊経験者による支援体制を強化するとともに、消火活動の際に使用するバケット等の整備を行っている。引き続き、多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害において威力を発揮できるようシステムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制の強化を図るなど、消防防災航空隊の機能強化を行う必要がある。（消防保安課）

◆消防防災航空基地機能の強化※

- 消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続する必要がある。（消防保安課）

救急救命士の養成・確保の推進※

- 救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、救急救命士の養成・確保を進める必要がある。（消防保安課）

◆救急搬送体制の充実強化※

- 救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進している。引き続き、救急搬送体制の充実強化を図るため、救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する必要がある。（消防保安課）

◆消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進※

- 消防職員及び消防団員の育成のため、各種知識及び使命感に燃えた強固な精神力と共同精神の涵養を図るための教育を実施し、地域の災害対応力の充実が図られているが、複雑、多様化する災害や火災等へ

の消防職員及び消防団員の対応能力の向上を図るため、消防学校の建設工事（H25～H27）に併せ教育機材、教育訓練施設等の整備を行ってきている。

今後は、消防学校に整備された教育訓練施設を活用した新カリキュラムに基づく訓練マニュアルの作成・検証を行い、消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。（消防保安課、消防学校）

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施※

- 消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止対応等を行っている。引き続き、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る必要がある。（消防保安課）

【住宅・都市】

都市公園の防災活動拠点機能の強化※

- 「東海地震応急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成20年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。

山梨県地域防災計画において、防災活動拠点に指定された県営都市公園については一定の防災機能整備は完了しているが、近年の災害発生時の状況等をみると、より高い機能が求められる傾向にある（都市計画課）

防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進※

- 防災拠点等の非常用電源の確保等のため、これまで県有施設において太陽光発電設備を設置してきた。また、平成26、27年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しており、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる県有施設4施設、市町村等施設31施設、民間施設2施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備している。今後も、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。（エネルギー政策課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施※

- 災害時において要援護者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成支援を実施し、平成28年度末に全市町村が作成した。さらに災害時要援護者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて市町村による要援護者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく必要がある。（防災危機管理課）

◆災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）※

- 県内の精神科病院の院長で構成する検討会議での意見を踏まえ、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動の在り方などを示した「山梨県災害時心のケアマニュアル」を策定するとともに、山梨大学、山梨県精神科病院協会及び山梨県北病院との間でDPATの派遣に関する協定を締結した。（医務課）
- また、県内精神科医療機関の医師等を対象としたDPAT養成研修を実施し、10チームのDPATを登録した。更に、医療救護対策本部運営訓練等にDPATとして参加した。（医務課）
- このことにより、被災者に対し心のケアを提供する体制の整備について一定の成果がある。なお、DPATの登録チームの拡大や県外からのDPATの受け入れ体制の確立など引き続き体制の整備に取り組む必要がある。（障害福祉課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進※

- 災害時の保健医療救護協力体制の構築のため、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会、山梨県看護協会、山梨県臨床検査技師会、山梨県整骨師会、及び大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）と、災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定を締結するなど、一定の成果を上げている。引き続き、必要に応じ協定内容の見直しを行う必要がある。（福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施※

- 災害時の医療救護対応能力の向上を図るため、大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携した情報伝達訓練や県保健医療救護対策本部運営訓練を実施しており、一定の成果は上がっている。引き続き、関係機関のより一層の対応能力の向上を図るため、参加団体や訓練内容を拡大しながら訓練を実施する必要がある。（医務課）

◆医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）※

- 災害から人命の保護を図るための救助・救急体制の不足に対処するため、すべての災害拠点病院にDMATを整備するとともに、災害拠点病院等と協定を締結し、DMATを迅速に派遣できるよう環境の整備を行っている。また、大規模災害時保健医療救護マニュアルを改正し、受援体制のマネジメント機能等の強化を図った。引き続き、DMATの機能を強化するため、訓練等を実施する必要がある。（医務課）

◆ドクターヘリの効果的運用※

- 救命率の向上を図るため、平成 24 年 4 月から山梨県立中央病院を基地病院として、本県全域を対象に山梨県ドクターヘリの運用を開始している。また、広域的な救急医療の充実のため、平成 26 年 7 月に神奈川県及び静岡県と三県でドクターヘリの広域連携に係る協定を締結し、ドクターヘリを活用した専門医による治療と医療機関への患者搬送、自県ドクターヘリや隣接県ドクターヘリを活用した県域外医療機関への患者搬送等により救命率の向上を図っている。（医務課）

◆ドクターヘリの離着陸場の整備※

- ドクターヘリが離着陸できるランデブーポイントは、平成 31 年 3 月末現在 444 箇所が登録されているが、過半数が土のグラウンド等であり、ヘリの離着陸にあたり埃がたないようするための散水が必要となることから、アスファルト舗装又は芝生化された散水不要のランデブーポイントの整備拡充について検討する必要がある。
また、平成 30 年 1 月に県内ゴルフ場支配人会と県立中央病院、山梨県の三者で締結した「山梨県ドクターヘリ運航におけるゴルフ場の活用に関する協定」に基づき、ゴルフ場を散水不要なランデブーポイントとして登録するとともに、併せて中山間地域における救急医療体制の強化を図っている。（医務課）

◆広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）※

- 広域的な重症患者搬送体制の確保のため、SCU の設置・運営訓練や資機材の整備を行ってきており、一定の成果を上げている。今後も、資機材の整備等、SCU の機能維持を図るとともに、SCU を使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を実施するなど、大規模災害の発生に備えた体制の強化を図る必要がある。（医務課）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進※

- 令和元年 7 月、災害拠点病院の指定要件として、電気と水の確保の基準が新たに定められた。電気については、通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと、水については、災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保することが要件とされ、令和 3 年 3 月末までに要件を満たすことと定められたことから、各病院で燃料備蓄の補強等を進めている。引き続き、災害拠点病院のライフライン確保のための整備を推進する必要がある。（医務課）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進※

- 災害拠点病院にあっては、平成 31 年 3 月までに BCP の整備及び整備された BCP に基づいた研修等を実施することが指定要件とされており、全ての災害拠点病院で BCP が整備されたところであるが、その他の病院では未整備の施設もあることから、引き続き BCP の策定を促していく必要がある。（医務課）

透析患者の支援体制の整備※

- 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、平成 23 年度から県内人工透析医療機関において同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築している。この体制は県内の人工透析患者全数ではないため、同意を得られない患者に制度について理解してもらうとともに、県外医療機関を受診する患者を把握する必要がある。
また、災害発生時には、透析医会を中心に透析医療体制の維持を図るよう仕組みづくりをしているところであるが、現状では被害状況によって患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みはないため、医療機関等と連携して検討する必要がある。（健康増進課）

病院の耐震化の促進※

- これまで、災害拠点病院の耐震化を図っており、9 病院のうち 8 病院については耐震化が完了する等、一定の成果を上げている。災害拠点病院以外の病院についても耐震化が未実施の病院があることから、引き続き、耐震化を促進する必要がある。（医務課）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保※

- 災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段を確保するため、災害拠点病院、透析医会会員各医療機関等に衛星携帯電話を整備するとともに、県保健医療救護対策本部において庁内 LAN が使用できない場合に備えて、衛星回線にアクセスできる通信環境を整備するなど、一定の成果を上げている。
また、平成 27 年度末時点で、県内全ての病院及び市町村の EMIS（広域災害救急医療情報システム）への加入が完了したところであるが、有床診療所については未加入の施設がある状況となっている。今後は、整備された衛星回線を積極的に利用して訓練を実施するとともに、EMIS に未加入の有床診療所へ加入を促していく必要がある。（医務課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-2）
- 自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：8-2）
- 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）
- 消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）
- 災害対策用交通安全施設等の整備の推進（参照：3-1）
- 緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【保健医療・福祉】

放射線の影響に関する相談体制の整備（参照：2-7）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進（参照：5-2）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進（参照：4-3）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

道の駅等の防災機能の確保（参照：3-2）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-4）

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（参照：2-1）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-2）

都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：6-3）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（参照：6-3）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：3-2）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】避難行動要支援者名簿（個別）を作成した市町村数：27市町村を維持

【消防保安課】支援航空隊員の訓練実施：延べ18回を維持（R6）

【消防保安課】養成・確保した救急救命士数：227人（R1）→308人（R6）

【消防保安課】消防設備士義務講習の実施：280人を維持（R6）

【消防保安課】危険物取扱者保安講習の実施：1,130人を維持（R6）

【医務課】県内病院（60病院）の耐震化完了施設数（耐震化率）：50病院（83%）（R1）→52病院（86%）（R6）

【医務課】都道府県災害医療コーディネーター研修受講者数（延べ人数）：21人（R1）→36人（R6）

【医務課】散水不要なランデブーポイント整備箇所数：216箇所（R1）→229箇所（R6）

【医務課】災害拠点病院（9病院）の指定要件（病院機能を維持するための3日分燃料備蓄、水の確保）を満たす病院数：7病院（77%）（R1）→9病院（100%）（R6）

【健康増進課】要介護者台帳の整備市町村数（延べ数）：27市町村を維持

（2-4）想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-5の滞留者を除く）**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【住宅・都市】****帰宅困難者等の搬送体制の構築※**

- 鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を迅速かつ適切に行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、山梨交通(株)、富士急行(株)及び(一社)山梨県タクシー協会等と定期的に協議を行い、意識共有と連絡体制の確立を図っている。引き続き、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。(交通政策課)

県庁本庁舎内の避難者の対応検討※

- 災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を作成し、また、防災新館1階での一時的な避難者への対応方法を決定した。災害に備え、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する必要がある。(財産管理課)

帰宅困難者対策の推進※

- 帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の計11社と協定の締結を実施し、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を行ってきた。引き続き公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進める必要がある。(防災危機管理課)

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】**帰宅困難者・滞留旅客対策の推進※**

- 観光客は、県内在住の帰宅困難者と同様に避難場所、水及び食料等の提供を市町村が主体となって行うことについて、市町村担当課長会議等を通じ一定の理解を得ているが、引き続き周知を行う必要がある。また、地理的情報の少ない観光客（外国人旅行者を含む）の災害対応については、県ホームページや観光サイト等から県防災ポータルに誘導する仕組みを構築している。(観光企画課、観光プロモーション課、国際観光交流課)
- 外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーション「FUJISAN ACTIVITIES」を平成28年3月に構築し運用している。(観光プロモーション課、国際観光交流課)

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

- 現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（参照：3-2）
- 県の備蓄資機材の確保（参照：2-1）
- 緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）
- 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）

【住宅・都市】

- 耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-1）

【保健医療・福祉】

- ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：8-2）
- 災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保（参照：2-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

- 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：4-3）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

- 緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-1）
- 緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（参照：2-1）

【農林水産】

- 災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（参照：2-1）

（重要業績指標）

（2-5）富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 登山届等による登山者数の実態把握は、災害時等における迅速的確な搜索救助活動、避難誘導等のため必要不可欠であることから、今後も「オンライン登山計画書（コンパス）」を活用した登山計画書（届）の提出等について、周知徹底を継続する。（観光資源課・警察本部）

◆避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

- 富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた数万人以上の広域避難が想定されるため、バス協会等民間団体と避難・輸送に関する支援協定の締結を行ってきたが、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施を検討するとともに、避難行動要支援者の避難における人的支援に関する協定を検討する必要がある。（防災危機管理課）

◆富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進

- 増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へスピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするには、関係都県をはじめ、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避難オペレーション計画の作成及びその実行体制の早期の確立が必要となる。（防災危機管理課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

- 外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーション「FUJISAN ACTIVITIES」を平成28年3月に構築し運用している。（観光プロモーション課、国際観光交流課）

◆富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進※

- 富士山五合目以上の区域においては、過去の地震発生の際に、スバルラインの橋桁のずれによる一時的な通行不能状態が生じたが、速やかに復旧できたことから観光客への影響は生じなかった。しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する必要がある。
更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の十分な配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する必要がある。（世界遺産富士山課、防災危機管理課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【情報通信】

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

- 富士山の防災対策を実効的に行うためには、富士山の噴火履歴とそれを基にした噴火シナリオの構築、災害を予測するための火山現象の数値シミュレーション、火山活動の観測が不可欠である。平成26年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の精緻化、噴火シナリオの構築や既存の数値シミュレーションの富士山への最適化、噴火予想を目的とした重力観測、他の研究機関と研究および火山観測に関する協力関係の構築、火山観測データの流通等を実施している。一方で、富士山の過去の噴火の数は他の火山に比べ圧倒的多く、さらなる噴火履歴の精緻化のための研究を継続する必要がある。
また、富士山の噴火は噴火様式や規模が多様であること、噴火するまで火口が確定できないことから、噴火発生時に避難を速やかに行うためには、噴火の兆候を捉えるための火山観測の充実や噴火予測手法の確立、災害を予測するための数値シミュレーションの開発、噴火発生時に速やかに避難行動が取れるような次世代型のハザードマップの開発が不可欠となっている。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測手法および災害予測手法の開発・確立、次世代型のハザードマップの開発などの取り組みを推進する必要がある。（富士山科学研究所）

◆富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進

- 富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士山砂防事務所、静岡県及び山梨県により平成29年度に策定。
更に、規模が大きく県境を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成30年度より直轄砂防事業が始まった。今後は、富士北麓地域8市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、都留市及び身延町）の首長及び議会議長からなる富士山火山噴火対策

砂防事業を促進するための期成同盟会と共に計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：2-5）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-5（治山林道課））（参照：1-3（県土整備総務課他））

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（参照：1-4）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-4）

（重要業績指標）

（2-6）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【保健医療・福祉】

防疫用消毒剤等の確保体制の構築※

- 衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保を目的として、平成 25 年 4 月に山梨県ペストコントロール協会と「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した。
協定により他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て県内の防疫業務を実施できる体制が担保されており、有事の際は、専門性を生かした効果的・効率的な消毒作業（害虫駆除作業）が期待できる。引き続き、協会との円滑な連絡体制の整備を行う。（健康増進課）

放射線の影響に関する相談体制の整備※

- 東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故発生による健康相談に対応するため、健康相談マニュアルを作成し、必要に応じてスクリーニング検査を実施するなど、相談窓口を開設し体制の強化を図ってきたところである。今後は、浜岡原子力発電所の事故による放射線の影響に係る健康相談体制の整備について、続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。（健康増進課）

【農林水産】

環境悪化を防ぐための応急対策の推進※

- 家畜排せつ物法施行（平成 11 年 11 月 1 日）後、毎年度、畜産農家巡回を通じて、家畜排せつ物の管理の適正化に努めるよう指導してきており、管理基準対象農家は 100%対応済みである。家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫が、万が一本県において発生した場合、迅速かつ円滑に防疫活動が実施できるよう平成 16 年度から、家畜保健衛生所ごとに両疾病に関する防疫演習を実施してきている。
引き続き、畜産農家巡回等を通じて「家畜排せつ物法」と「飼養衛生管理基準」遵守について指導するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習」を実施することによって、衛生環境の悪化防止に取り組んでいく必要がある。
なお、平成 24 年 3 月 23 日に（一社）山梨県建設業協会と処分家畜等の埋却作業を迅速かつ的確に実施することを目的とした「家畜伝染病における防疫対策業務に係る協定書」を締結した。（畜産課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【住宅・都市】

- 山梨県流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し（参照：6-2）
- 災害時における下水道応急復旧体制の強化（参照：6-2）
- 下水道施設の長寿命化の推進（参照：6-2）
- 下水道施設の耐震化の推進（参照：6-2）
- 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進（参照：6-2）

【保健医療・福祉】

- 災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3）
- 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
- 病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）
- 災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成（参照：2-7）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- 災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

【農林水産】

- 農業集落排水施設の老朽化対策の推進（参照：6-2）

【国土保全】

- 災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）
- 下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）
- 下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）
- 水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

（2-7）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【行政機能／警察・消防／防災教育等】****避難所運営マニュアルの作成促進※**

- 自主防災組織による避難所運営に向けた取り組みを推進するため、市町村に対し避難所運営マニュアルの作成等を要請し、全市町村で作成がされ、地域の災害対応力の充実に一定の成果があった。引き続き、市町村の適切な避難対策の実施を図るため、県の避難所運営マニュアルの基本モデルなどを周知するとともに、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する必要がある。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施※

- 県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備※

- 被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの対応方針」を検討するとともに、市町村担当者の研修会等を開催し、ペット動物の同行避難に対する考え方を周知する必要がある。また、獣医師会等の関係団体と災害発生時の相互連携について協定を締結する必要がある。（衛生薬務課）

【住宅・都市】**公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進※**

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎の耐震化率は100%（308棟・H27年度）、屋内運動場等の吊り天井等の耐震化率100%（43棟・H28年度）、公立小中学校施設の耐震化率は100%（1,020棟・H28年度）、屋内運動場等の吊り天井等の耐震化率100%（41棟・H29年度）に達しているが、避難所としても利用されることから、引き続き学校施設の安全確保のため、適切な維持管理を図る必要がある。（学校施設課）

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進※

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、避難所指定されている県立学校では26校中25校（96.1%）、小・中学校では242校中241校（99.6%）の学校で避難所運営マニュアルが整備されているが、大規模災害等を踏まえたマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う必要がある。（義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）

木造住宅等の耐震化の促進※

- 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、平成27年度末の住宅の耐震化率は85.4%と、一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（建築住宅課）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進※

- 災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、（一社）プレハブ建設協会及び（一社）全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設について、また、（公社）山梨県地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山梨県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急仮設住宅の提供について、それぞれ協定を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練を実施するなど一定の成果を上げている。引き続き、マニュアルの改訂や定期的な訓練を実施する必要がある。
また、平成29年3月には、借上げ型応急仮設住宅の提供について、関東近県8都県及び関係団体と広域協定を締結したが、引き続き関東近県及び関係団体との連携を図る必要がある。（建築住宅課、住宅対策室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

- 各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成29年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は72.1%、基幹管路の耐震適合率は37.6%となっている。また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。
更に、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成18年3月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き

関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。
（衛生業務課）

公営住宅や職員宿舎の空室の提供マニュアルの整備・運用※

- 災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舎の空室の提供を行うため、入居マニュアルの整備・運用を実施してきた。引き続き、マニュアルの整備・運用を実施する必要がある。
（財産管理課、住宅対策室、企業局総務課、福利給与課）

【保健医療・福祉】

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進※

- 高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、市町村と施設で協定締結が進められている。引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。
（健康長寿推進課）

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討※

- 高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。
（健康長寿推進課）

災害時の介護支援者の確保推進※

- 災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。災害の発生に備え、引き続き、介護支援者の確保を進める必要がある。
（健康長寿推進課）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進※

- 災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で市町村に助言することとしているが、施設の規模や市町村防災計画における位置付け等、市町村における対応にばらつきがある状況となっている。引き続き、相談があった場合は、個々の状況に応じた助言を行う必要がある。
（子ども福祉課）

災害時要援護者等の避難場所としての障害者福祉施設の利用の促進※

- 被災障害者のための一時的な避難所として、障害者福祉施設を活用するため、障害者福祉施設との協定締結等について各市町村に助言をすることとしているが、地域偏在が見られることから、今後は、地域的なバランスに配慮しつつ、各市町村に助言を行う必要がある。
（障害福祉課）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築※

- 災害時の障害者福祉施設間における被災障害者の受け入れ等の協力体制を構築するため、山梨県自立支援協議会において事務処理フロー等の検討を行ってきた。今後は、事務処理フロー（案）をもとに、情報伝達、被災障害者の移送、受け入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。
（障害福祉課）

要援護者支援マニュアル等の運用※

- 災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者支援マニュアルを作成（平成 25 年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。
（福祉保健総務課）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保※

- 平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュアルを送付した。平成 27 年度及び 28 年度は、県内の行政栄養士を対象に研修会を開催し、災害時栄養・食生活支援活動の必要性、災害が発生した場合の市町村災害対策本部と栄養・食生活支援担当者、関係団体との連携モデルを提示し、市町村における栄養・食生活支援の体制づくりを働きかけた。
また、平成 29 年度からは、各保健所から市町村へマニュアルの周知をしている。市町村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマニュアルの活用促進と定期的なマニュアルの見直しを行う必要がある。
（健康増進課）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施※

- 災害時において要援護者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成支援を実施し、平成 28 年度末に全市町村が作成した。さらに災害時要援護者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて市町村による要援護者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく必要がある。
（防災危機管理課）

女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進※

- 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、地震防災訓練において、福祉避難所を開設するとともに、避難所内でも授乳室などの設置訓練を実施し、女性や子育て家庭、要配慮者による避難所運営の認知度を高めてきているが、十分とは言えない。このため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。（防災危機管理課）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施※

- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村及び各市町村社会福祉協議会を対象に福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成※

- 災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的内容を基準化するため、災害時における保健師活動マニュアルを平成16年3月に作成し、その後は大規模災害時医療救護マニュアル等の改正に伴い、マニュアルの改正を行っている。
また、県内保健師を対象に研修会を開催し、マニュアルの活用について周知を図ったことにより、各所属において、マニュアルを活用した研修会や訓練が行われるなど、成果は上がっている。今後も引き続きマニュアルの評価を行うとともに、平常時から災害時を想定した準備をしておく必要がある。（医務課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村の災害対応力の強化支援（参照：3-2）

【保健医療・福祉】

災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：5-2）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-1）

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達、配送システムの確立）（参照：2-1）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】避難行動要支援者名簿（個別）を作成した市町村数：27市町村を維持

【衛生業務課】水道施設の耐震化整備率：72.1%（H29）→84.7%（R6）

【健康増進課】要援護者台帳の整備市町村数27市町村を維持

【義務教育課】小中学校の避難所運営マニュアル策定割合：99.6%（R1）→100%（R2）

【高校教育課、高校改革・特別支援教育課】県立学校（高等学校・特別支援学校）の避難所運営マニュアル策定割合：96.1%（R1）→100%（R2）

【学校施設課】県立学校の耐震化実施建物数（割合）：308棟（100%）（H27）

【学校施設課】県立学校の吊り天井等の耐震対策実施棟数（割合）：43棟（100%）（H28）

【学校施設課】公立小中学校の耐震化実施建物数（割合）：1,020棟（100%）（H28）

【学校施設課】公立小中学校の吊り天井等の耐震対策実施棟数（割合）：41棟（100%）（H29）

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

<p>(3-1) 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発</p>
<p>○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※）） 【行政機能／警察・消防／防災教育等】 災害対策用交通安全施設等の整備の推進※</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう年間 5~10 箇所、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行っている。引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、整備を促進し、災害時の交通の安全と円滑化を図る必要がある。（警察本部） <p>○その他施策（主な施策以外の施策） 【行政機能／警察・消防／防災教育等】 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立（参照：5-3）</p>
<p>（重要業績指標）</p>

（3-2）交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全**○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））****【行政機能／警察・消防／防災教育等】****非常用発電機用燃料タンクの満量化※**

- 合同庁舎等への電力会社からの電力供給の停止に対しては、非常用発電機を設置し対応している。電力供給の停止が長期化する恐れがあり、また、石油サプライチェーンの機能の停止も想定されるので、非常用発電機用の燃料タンクをできるだけ満量にしておくことをこれまで実施してきたことにより、停電時には、最長の稼働時間を確保し、一定の成果を得ている。引き続き、燃料タンクの満量化を実施する必要がある。（各地域県民センター）

県庁構内地下タンクの満量化※

- 災害時における燃料を確保するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保する必要がある。（財産管理課）

◆地震発生時等の業務継続体制の確立・検証※

- 県自身が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため平成 24 年度に業務継続計画を策定し、継続的に検証を行っている。震度 6 弱以上の地震等が発生した際には、全ての職員が登庁することとしているが、災害時における業務継続のため、地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証する必要がある。（防災危機管理課）

東八合庁地下タンクの満量化※

- 合同庁舎等への電力会社からの電力供給の停止に対しては、非常用発電機を設置し対応している。電力供給の停止が長期化する恐れがあり、また、石油サプライチェーンの機能の停止も想定されるため、非常用発電機用の燃料タンクをできるだけ満量にしておくことにより、停電時には、最長の稼働時間を確保してきた。引き続き、燃料タンクの満量化を実施する必要がある。（総合県税事務所）

森林総合研究所非常用タンクの満量化※

- 災害時における燃料を確保するため、森林総合研究所の非常用発電機の地下タンクに燃料を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、地下タンクに燃料を常時一定量確保する必要がある。（森林総合研究所）

◆災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化※

- 災害等により財務会計システムや物品調達管理システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」を改定し、周知を行うとともに、関係機関（山梨中央銀行）との調整や資料収集を行った。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知、模擬訓練等を行う必要がある。（管理課）

災害時における知事への連絡体制の強化※

- 災害発生時に、正確かつ速やかに知事へ災害状況を報告するため、これまでは、随行秘書のみがタブレット端末を携帯していたが、令和元年度からタブレット端末を「知事」「随行秘書」「秘書課担当者」用に 3 台用意して、普段から「テレビ会議」や資料等の送受信に利用するなど、端末の操作に慣れるよう取り組んでいる。

また、通信インフラが寸断した場合の連絡手段を確保するため、防災無線電話が、知事自宅、秘書課長自宅、秘書課総務栄典担当課長補佐自宅、秘書課執務室内に設置されているので、毎年度、情報伝達訓練を行っている。引き続き、情報伝達訓練等により災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。（秘書課）

勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化※

- 大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する。（各地域県民センター）

◆非常参集体制の確立※

- 大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。

また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24 時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、発災時に知事・本部長が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成 23 年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。

引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

◆災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し※

- 平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図った。さらに、平成 28 年の熊本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の課題について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図ったが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証・見直しを行う。（防災危機管理課）

災害対応に関する職員研修の充実・強化※

- 災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、災害対策本部統括部研修などの各種研修を実施しており、一定の災害対応力が維持されている。今後は、防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し※

- 地方連絡本部（地域県民センター）については、各出先事務所の役割等を整理し、その連絡体制を見直すとともに、規程、マニュアルを整備し、現状において関係出先機関、各市町村との連携は図られているが、随時見直しを行い、実効性のある体制を確立していく必要がある。（防災危機管理課）

県議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）※

- 東海地震に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、年度当初における全体会議において説明会を行い議会事務局職員への周知を行っている。引き続き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行っていく必要がある。（議会事務局）

◆山梨県警察災害警備本部の整備推進※

- 山梨県警察災害警備本部の整備推進のため、平成 23 年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」を進めるとともに、平成 25 年 4 月には、「山梨県警察本部災害警備計画」の全面改正を行い、平成 25 年 10 月に災害警備本部施設を整備するなど、災害警備本部体制の整備を進めてきている。今後は同警備本部のシステムの整備と代替施設を活用した移転訓練を進め、災害警備本部の最良の体制の確立を図る必要がある。（警察本部）

◆現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立※

- 現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証し、実効性を図っている。防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村からの情報連絡を確保するため、リエゾン（現地連絡員）として県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援※

- 市町村の災害対応力の強化を図るため、防災計画の修正や、専門研修による図上訓練の実施支援を行い災害対応力の充実を図っている。引き続き、市町村の災害対応力の強化を図るため、助言や技術的支援を行う必要がある。（防災危機管理課）

◆県庁舎等の耐震化の推進

- 建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守ることを目的とする「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきたが、H27 の県民会館の解体により耐震化 100%を達成した。今後は、県有建築物の安全性を確保するため、適切な維持管理を図る必要がある。（財産管理課、営繕課）

【住宅・都市】

◆防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

- 防災拠点等の非常用電源の確保等のため、これまで県有施設において太陽光発電設備を設置してきた。また、平成 26、27 年度に再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しており、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる県有施設 4 施設、市町村等施設 31 施設、民間施設 2 施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備している。今後も災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。（エネルギー政策課）

【情報通信】

◆各種システムの緊急時運用体制の確立※

- 情報政策課所管の情報システム等の緊急時運用体制については、平成 21 年度に策定した「震災時等における主要な情報システム等の業務継続計画」を適切に運用し、主要情報システムの早期復旧を行うこととしており、継続的に見直しを行っているが、併せて各事業課が所管する情報システム向けのガイドラインを作成し、具体的行動手順である「緊急時対応計画」の充実を図る必要がある。（情報政策課）

◆被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備※

- 被災時でも、情報システムが稼働可能となるよう、情報システムの導入や再構築の状況、運用効率、統合サーバ検討状況を勘案し、災害対策が施された施設にサーバ等を設置する必要がある。各種情報システムのデータ保全については、現状では主要データ等を月1回、南海トラフ地震対策強化地域外への外部保管を実施しているが、データの破壊・消失時には、最長で1カ月前の状態からの復旧かつ遠隔地からのデータ取り寄せとなり、復旧までに時間を要するため対策が必要である。（情報政策課）

行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化への支援※

- 各市町村においても、行政データ・プログラム等保全のためのバックアップをそれぞれで実施しているが、県としても県内市町村の情報担当課が集まる機会を捉え、バックアップについての注意喚起を図っている。行政データ・プログラム等保全のため、引き続き市町村に対し注意喚起を図る必要がある。（情報政策課）

【交通・物流】

道の駅等の防災機能の確保※

- これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成26年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。（防災危機管理課、道路管理課）

山梨県道路除排雪計画の推進※

- これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成26年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
- 他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【情報通信】

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

電線類地中化の推進（参照：1-1）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-2）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：6-3）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（参照：6-3）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

富士山監視体制の整備の推進（参照：1-4）

（重要業績指標）

【管財課・営繕課】県有建物の耐震化率：89.1%（H25）→100%（H27）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスはを確保する

（4-1）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【情報通信】

各種システムの緊急時運用体制の確立

- 電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。主要情報システムの緊急時の運用は「震災時における主要な情報システム等の業務継続計画」により対応するが、情報システムの復旧には電力供給が不可欠である。情報通信基盤については、万一の切断等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う必要がある。
また、平成24年度に、（一社）山梨県情報通信業協会と「災害時における資機材提供等の協力に関する協定」を締結し、光ファイバ網及び庁内ネットワーク等の早期復旧のために必要な資機材の提供等の支援を受けることとした。（情報政策課）

発災後のインフラ復旧対策の推進※

- 防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店等

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 非常用発電機用燃料タンクの満量化（参照：3-2）
- 県庁構内地下タンクの満量化（参照：3-2）
- 東八合庁地下タンクの満量化（参照：3-2）
- 森林総合研究所非常用タンクの満量化（参照：3-2）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）
- 警察署等の災害時電源確保対策の検討（参照：6-1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

- 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）
- 砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）
- 河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）
- 洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（重要業績指標）

（４－２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<p>○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））</p>

<p>【情報通信】</p>

<p>発災後のインフラ復旧対策の推進※</p>

- | |
|---|
| <p>○ 防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
主要関係機関 日本放送協会甲府放送局、(株) 山梨放送、(株) テレビ山梨、(株) エフエム富士等</p> |
|---|

<p>○その他施策（主な施策以外の施策）</p>

<p>【行政機能／警察・消防／防災教育等】</p>

<p>様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：４－３）</p>

<p>【産業（産業構造・金融・エネルギー）】</p>

<p>外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：４－３）</p>

<p>【情報通信】</p>

<p>被災者に対する情報提供（参照：４－３）</p>

<p>外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）</p>

<p>総合的な防災情報システムの運用（参照：４－３）</p>

<p>被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：１－４）</p>

<p>公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：４－３）</p>

<p>（重要業績指標）</p>

（4-3）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））****【行政機能／警察・消防／防災教育等】****公用車両の災害対応機能の強化※**

- 情報収集等のため、公用車を被災地等で使用する場合に備えて応急対応用資機材（パンク修理用具、予備燃料携行タンク）や携帯型カーナビゲーションを整備している。引き続き、被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材の整備を進める必要がある。（財産管理課）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施※

- 広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、図上訓練等を実施し、災害への対応力の充実を図っている。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】**◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備※**

- 外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーション「FUJISAN ACTIVITIES」を平成28年3月に構築し運用している。（観光プロモーション課、国際観光交流課）

【情報通信】**◆被災者に対する情報提供※**

- 災害時は、各報道機関との放送（報道）協定に基づく放送（報道）の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要がある。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。（広聴広報課）

災害時広報活動マニュアルの運用※

- 県民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、令和元年度に災害時広報活動マニュアルを改訂したところであるが、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。（広聴広報課）

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）※**◆外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備※**

- 外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成23年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布するとともに、ホームページで公開している。外国人住民は社会的な出入りがあることから、外国人住民の防災意識を高めるため、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。（国際観光交流課）

◆総合的な防災情報システムの運用※

- 県、市町村、防災関係機関等で災害対応状況を共有し、県民に対し速やかに避難情報等を提供するための「総合防災情報システム」を平成29年3月に構築し、運用している。引き続き、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災関係機関や市町村と連携を図りながら、総合防災情報システムを運用していく必要がある。（防災危機管理課）

◆ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立※

- 災害発生時の、映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立※

- 災害発生時に、現地の被害状況を迅速に収集する体制の確立に、各合同庁舎に設置した高所カメラの映像や、テレビ会議システムは欠かすことのできない手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

◆被災状況等の効果的な情報収集体制の確立

- 被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続

き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

◆**公衆無線 LAN 環境の整備促進※**

- 災害時等における県民等の通信手段の確保を図るため、防災拠点等となっている県有施設に山梨県無料公衆無線 LAN（山梨県 FreeWi-Fi）の整備を行った。引き続き、民間サービス提供事業者や市町村と連携を図りながら、災害時等を想定した公衆無線 LAN 環境の整備促進を図る必要がある。（情報政策課）

◆**被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備※**

- 災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。（防災危機管理課）

◆**消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進※**

- 消防救急無線のデジタル化については、県下 10 消防本部すべてで整備を完了している状況である。今後、消防本部ごとに無線機器等のハード及びソフトの更新が行われることから、更に災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、引き続き、更新時期を踏まえ広域化・共同化の働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

○**その他施策（主な施策以外の施策）**

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-2）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）

消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進（参照：3-1）

【住宅・都市】

自立・分散型エネルギーの推進（参照：6-1）

【保健医療・福祉】

高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）

障害者に対する情報支援体制の構築（参照：1-2）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】防災情報システムの導入：運用開始（H28）

【消防保安課】消防救急無線をデジタル化した消防本部数：10 消防本部（R1）

【消防保安課】消防救急デジタル無線を広域化・共同化した消防本部数：3 消防本部（R1）

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

「事業継続力強化計画」認定の促進※

- 国では、最近の自然災害の多発や伸び悩む中小企業のBCP認知率・策定率の状況を踏まえ、中小企業強靱化法を令和元年6月に改正し、新たに税制優遇や補助金の加点などの支援が受けられる「事業継続力強化計画」の認定制度（経済産業大臣認定）を創設するなど、中小企業の防災・減災対策の強化促進を図っている。このため、従前から商工団体等と連携して進めてきた取り組みを踏まえつつ、県内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定及び認定支援を行い、自然災害等による事業活動への影響を軽減する必要がある。（産業政策課）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進※

- 国では、小規模事業者支援法を令和元年6月に改正し、商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、小規模事業者の防災・減災対策を支援する「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付け、商工会及び商工会議所が市町村と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための「事業継続力強化支援計画」を策定し、都道府県知事が認定をする制度を創設した。このため、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定を働きかけ、小規模事業者の災害対応力を強化する必要がある。（産業政策課）

地震災害防止対策融資制度等の周知及び拡充※

- 大規模地震の発生に備え、中書企業に対し、工場や店舗等の耐震化、防災設備の整備等を促す必要があることから、地震災害防止対策のための融資制度等について、県ホームページ等を活用して普及に努めており、今後も引き続き、周知を行う必要がある。また、中小企業や金融機関、商工団体からのニーズに応じて、融資条件の拡充を検討する必要がある。（商業振興金融課）

災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実※

- 災害復旧融資制度について、被災した中小企業が速やかに利用できるような制度の周知を図るとともに、災害発生時は、金融相談窓口で中小企業の資金繰りや、復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体制を充実させる必要がある。（商業振興金融課）

本社機能移転等の推進※

- 東京など人口が集中している大都市から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する必要がある。（企業立地・支援課）

【農林水産】

飼料供給体制の確立に向けての検討※

- 災害発生時の県外からの「飼料」の供給体制整備の具体的な内容については、検討に時間を要しているが、今後も、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携した供給体制の構築に向けて、検討を継続していく必要がある。（畜産課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

基幹農道の整備（参照：6-3）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：6-3）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（重要業績指標）

【産業政策課】 県内中小企業の「事業継続力強化計画」認定数：1,000社（累計）

【産業政策課】 「事業継続力強化支援計画」策定数：全ての商工会・商工会議所及び市町村で共同策定（R6）

（５－２）エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【産業（産業構造・金融・エネルギー）】****発災後のインフラ復旧対策の推進※**

- 防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)、(一社)山梨県トラック協会等

自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進※

- 東日本震災や熊本地震、北海道胆振東部地震の大規模停電を踏まえ、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制の実現が重要とされている。

このことから、高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。

（エネルギー政策課、企業立地・支援課）

小水力発電の推進※

- 災害リスクを回避・緩和するため、電源の多様化や自立・分散型電源の普及に向け、固定価格買取制度を活用した小水力発電施設の開発に取り組んでおり、引き続き事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

水力発電の推進※

- 電力の安定供給並びに電源の多様化によるエネルギーセキュリティの確保に向け、長期改修計画を策定し、発電施設の健全性の向上に取り組んでいる。引き続き、県営水力発電所の施設整備を進める必要がある。（電気課）

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

災害時における燃料確保の推進（参照：２－１）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：１－４）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：７－１）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

「やまなしエネルギービジョン」の推進（参照：６－１）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：４－３）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：２－１）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：６－３）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（参照：６－３）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：１－４）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：３－２）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：１－５）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：１－５）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：１－３）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：１－３）

（重要業績指標）

【電気課】小水力発電推進事業における施設の整備地点数（累計）：５地点（R1）→ ７地点（R6）

【電気課】水力発電による供給電力量（kWh）：４億７千万（R1）→ ４億８千万（R6）

（5-3）基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆災害時における燃料確保の推進（参照：交通・物流）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立※

- 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携の強化を図っている。今後も有事の際の事業者等との支援・協力体制の確保を図るため、引き続き各種防災訓練等を実施し、事業者との連携を強化する必要がある。（警察本部）

【交通・物流】

◆災害時における燃料確保の推進

- 平成24年3月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。
このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成26年11月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。引き続き、燃料の備蓄を促進するとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく必要がある。（防災危機管理課）

◆リニア中央新幹線の早期実現※

- 災害時のJR中央線の補完・代替公共交通機関として利用できるリニア中央新幹線の早期実現のため、関係団体との調整・機運醸成を図っている。現在予定されている2027年の営業運転開始に向けて、今後も関係団体・沿線住民等と調整の上、整備促進・機運醸成を図る必要がある。（リニア推進課）

◆鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進※

- 鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

◆発災後のインフラ復旧対策の推進※

- 防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）、
富士急行（株）、（一社）山梨県トラック協会等
- 令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

◆老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成30年度までに94施設の補修が完了したところである。今後、平成30年度に実施した施設の再点検に基づき、555箇所ある橋梁のうち83箇所を優先的に補修するなど、災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策に、引き続き取り組む必要がある。（治山林道課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 重要物流道路制度における、重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時における物流機能を確実に確保するとともに、広域的な避難路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

- 生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながるようになるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。（道路整備課）

◆スマート IC の整備促進

- 災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマート IC の整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマート IC の整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進※

- 県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約 46%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）
- 災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」により対策を進める必要がある。（道路管理課）
- 平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

◆山梨県道路除排雪計画の推進

- これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
- 他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

リニア駅前エリアの整備※

- 本県の新たな玄関口となるリニア駅前エリアにおいて、大規模自然災害時における交通結節機能の確保について検討していく必要がある。（リニア推進課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- 本県の土砂災害警戒区域は 7,091 箇所指定されており、砂防施設が整備済みの箇所が約 1,500 箇所の約 21%と低い状況である。また、土砂災害警戒区域内にある人家戸数約 65,000 戸のうち、砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数が約 24,000 戸と約 37%にとどまっている。今後、砂防施設の整備により土砂災害から守られる人家戸数を着実に増加させる必要がある。（砂防課）
- 南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和 35 年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

- 山梨県は古より土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に長寿命化計画を策定した。今後は、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定し、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

実践的な交通規制訓練等の実施（参照：6-3）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

電線類地中化の推進（参照：1-1）

都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（重要業績指標）

【治山林道課】林道施設の補修箇所数：145箇所（H30）→189箇所（R4）

【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）

【道路管理課】長寿命化のために必要な補修が完了した橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）

【砂防課】砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数（増加戸数）：180戸（R1）

→1,600戸（R9）

（5-4）食料等の安定供給の停滞

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【農林水産】

基幹的農業水利施設等の整備※

- これまで、農業水利施設については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課、関東農政局（国））

◆荒廃農地解消対策の推進

- 農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で荒廃農地 2,234 ha を解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

◆農地の整備（生産基盤の整備）※

- 農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。（耕地課）

◆災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）※

- 災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

用排水施設の整備（再掲：農林水産）※

◆荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

◆農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

基幹農道の整備（参照：6-3）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（参照：7-4）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

（重要業績指標）

【農村振興課】多面的機能支払交付金による取り組み面積：7,466ha（H30）→7,700ha（R6）

【農村振興課・耕地課】荒廃農地解消面積：2,234ha（H30）→3,160ha（R6）

【耕地課】基幹的農業水利施設の整備箇所数：18箇所（R1）→40箇所（R6）

【耕地課】果樹産地等における基盤整備面積：4,400ha（R1）→4,900ha（R6）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

（6-1）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆災害に強い電力供給体制の強化※

- 台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化等を行い、被害（停電）を最小限に抑えるとともに、できるだけ早期の復旧を図る必要がある。更に、大規模電源からの電力供給が途絶した場合でも県民生活への影響を最小限に抑えるため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や非常用電源の確保する必要がある。（エネルギー政策課）

【住宅・都市】

◆自立・分散型エネルギーの推進

- 家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図る必要がある。（エネルギー政策課）

◆やまなしクールチョイス県民運動の推進※

- 地球温暖化対策を推進するため、身近にできる省エネの取り組みやエコ活動を賢く選択して実践する県民運動を展開する必要がある。（エネルギー政策課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆発災後のインフラ復旧対策の推進※

- 防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

◆木質バイオマスの利活用の推進

- 木質バイオマス燃料用木材供給量は、122,000m³/年（R11）を目指している。このため、森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

◆「やまなしエネルギービジョン」の推進※

- 太陽光発電の普及が急速に進んだことによる課題への対応や国土強靱化基本計画の策定、2030年の国のエネルギーミックス（電源構成）・温室効果ガス削減目標の策定など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しており、天然ガス、水素・燃料電池など、多様なクリーンエネルギー等をバランス良く取り入れながら、県内経済の活性化に資するエネルギー供給力の充実・強化を図るとともに、省エネルギー対策を更に推進し、環境負荷が少なく、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築を目指すため、平成28年3月に「やまなしエネルギービジョン」を策定し、総合的な施策の推進を図ってきたところであるが、今後も自立・分散型エネルギーの普及について、その取り組みを強化する必要がある。（エネルギー政策課）

◆自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進

- 東日本震災や熊本地震、北海道胆振東部地震の大規模停電を踏まえ、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制の実現が重要とされている
このことから、高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。（エネルギー政策課、企業立地・支援課）

◆燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進※

- 県では、山梨大学の燃料電池技術が活用されたFCV（燃料電池自動車）等の普及を促進させることで、地球温暖化防止に寄与する社会づくりを推進するとともに、関連産業の集積・育成を図るため、「燃料電池自動車普及促進計画」及び「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき、各種施策を展開しているところであるが、FCVは、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、その普及を着実に促進する必要がある。
また、「やまなしエネルギービジョン」に基づき、県民総参加によるスマートな省エネルギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図ることとしており、災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が可能であることから、電気自動車の普及を促進する必要がある。（エネルギー政策課）

◆小水力発電の推進

- 災害リスクを回避・緩和するため、電源の多様化や自立・分散型電源の普及に向け、固定価格買取制度を活用した小水力発電施設の開発に取り組んでおり、引き続き事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

【情報通信】

警察署等の災害時電源確保対策の検討※

- 停電時の電源の確保のため、各警察署等に自家用発動発電装置を設置しており、一定の間の電源確保の体制は整備されている。しかしながら、燃料容量には限りがあり、長期にわたる停電が発生し、燃料の補給が困難となった場合には、発動発電機が停止して通信施設の電源供給が絶たれてしまうおそれがあることから、今後は、外部から発電装置を持ち込めるような設備の整備の検討を行う必要がある。（警察本部）

【農林水産】

◆木質バイオマスの利活用の推進（再掲：産業）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

水力発電の推進（参照：5-2）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

（重要業績指標）

【林業振興課】木質バイオマス燃料用木材供給量：38,000m³/年（H30）→122,000m³/年（R11）

【エネルギー政策課】FCV（燃料電池自動車）等導入台数

FCV：0台（H26）→700台（R6）

FCバス：0台（H26）→2台（R6）

【エネルギー政策課】住宅用太陽光発電（10kW未満）の導入出力数：129,000kW（H30）→174,500kW（R6）

【エネルギー政策課】天然ガスコージェネレーションシステムの導入量：32,000kW（H30）→58,500kW（R5）

【電気課】小水力発電推進事業における施設の整備地点数（累計）：5地点（R1）→7地点（R6）

（6-2）長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【住宅・都市】****流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し※**

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、（公社）日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集やBCP訓練等を実施してきている。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。（下水道室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進※

- 各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成29年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は72.1%、基幹管路の耐震適合率は37.6%となっている。また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

更に、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成18年3月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。

（衛生薬務課）

下水道施設の長寿命化の推進※

- これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進※

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約70%、中継ポンプ場で約90%、管渠については約77%である（平成30年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。

（下水道室）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】**県営石和温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進※**

- 大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、県営石和温泉管理事務所内の給配湯施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備を行っている。温泉施設整備率は66.7%（令和元年度末）。未着工施設があることから、今後も引き続き、温泉施設を整備する必要がある。（企業局総務課）

【農林水産】**農業集落排水施設の老朽化対策の推進※**

- 農業集落排水事業を昭和59年度から実施し、44箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成25年度に施設の整備目標100%を達成し、一定の成果を得ている。一方、施設の機能維持に向けた取り組みとして機能診断調査を平成23年度から計画的に実施しており、令和元年度までに県内44地区全てが完了する予定である。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】**災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）※****下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）※****下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）※****○その他施策（主な施策以外の施策）****【交通・物流】**

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）
緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）
（参照：2-1）

（重要業績指標）

【衛生業務課】水道施設の耐震化整備率：72.1%（H29）→84.7%（R6）

【下水道室】下水道管路施設の耐震化率：77.4%（R1）→100%（R7）

【企業局総務課】温泉施設整備率：66.7%（R1）→100%（R6）

（6-3）地域交通ネットワークの分断

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

実践的な交通規制訓練等の実施※

- 大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、これまで交通規制計画を策定してきた。適切な運用を図るため、各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施してきている。引き続き、訓練等を実施するとともに、計画を適宜見直す必要がある。（警察本部）

【住宅・都市】

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

【交通・物流】

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県建設業協会と協定を締結したところであり、協定に基づく、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に向け、円滑な運用を進める必要がある。（治山林道課）

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）

◆道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

- 地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定※

- 限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26、第三次：H26～R1）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第三次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第四次計画を策定し、整備を推進する必要がある。（県土整備総務課）

◆道の駅等の防災機能の確保

- これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成26年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。（防災危機管理課、道路管理課）

◆林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）

- 県営林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路としての機能を有する路線の計画延長は289.7kmあり、平成30年度までに263.9kmの整備を実施した。また、災害時の山村集落孤立防止に資する路線の計画延長は92.8kmであり、平成30年度までに82.9kmの整備を実施した。いずれも、大規模災害発生時に効果が見込めるため、優先的に整備を進める必要がある。（治山林道課）

◆老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成30年度までに94施設の補修が完了したところである。今後、平成30年度に実施した施設の再点検に基づき、555箇所ある橋梁のうち83箇所を優先的に補修するなど、災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策に、引き続き取り組む必要がある。（治山林道課）

◆基幹農道の整備※

- 基幹農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。一方、昭和40年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは施設の安全性の調査を進め、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 重要物流道路制度における、重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時における物流機能を確実に確保するとともに、広域的な避難路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））
- ◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
 - 地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））
- ◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
 - 生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながるようになるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。（道路整備課）
- ◆スマート IC の整備促進
 - 災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマート IC の整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマート IC の整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）
- ◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
 - 県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））
- ◆道路防災危険箇所等の解消
 - 道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面対策工等の防災対策を実施してきており、重要対策箇所の約 25%の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）
 - 自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県の直轄国道内には 6 箇所あるが、そのうち 2 箇所において、防災対策が完了したことから、組合せ雨量による通行止め基準を導入し、規制雨量を緩和している。（甲府河川国道事務所（国））
- ◆都市計画道路（街路）の整備※
 - 災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内及び拠点間を結ぶ街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者安全性の向上及び駅・病院等都市施設へのアクセシビリティが向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要がある。（都市計画課）
- ◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進※
 - 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約 46%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）
 - 災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））
- ◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進※
 - 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」により対策を進める必要がある。（道路管理課）
 - 平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））
- ◆山梨県道路除排雪計画の推進
 - これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
 - 他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

◆基幹農道の整備（再掲：交通物流）※

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市（県土整備総務課他））（再掲：交通・物流（治山林道課））

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）※

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）

電線類地中化の推進（参照：1-1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（重要業績指標）

【治山林道課】災害時の代替輸送路線延長：265.5km（R1）→272.4km（R6）

【治山林道課】山村地域集落の孤立防止路線延長：83.7km（R1）→87.6km（R6）

【治山林道課】林道施設の補修箇所数：145箇所（H30）→189箇所（R4）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→70箇所（R9）

【道路管理課】緊急輸送道路における橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46.0%（R1）→100%（R9）

【道路管理課】長寿命化のために必要な補修が完了した橋梁の割合：22.0%（R1）→100%（R9）

（6-4）防災インフラの長期にわたる機能不全

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

災害時における電源確保の推進

- 災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとともに、集中型電源が喪失した際、復旧までの間の緊急電源の確保について、検討する必要がある。（エネルギー政策課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施※

- 山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をすることを目的に長寿命化計画を策定した。今後は、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定し、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用※

- 地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、河川・砂防管理者対応マニュアルを作成し、円滑な運用を図ってきているが、対応経験のない職員が増えていることから、引き続き円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する必要がある。（治水課、砂防課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新※

- 災害拡大や2次災害の防止を図るため、道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルを策定し、毎年度、緊急対処訓練を実施しており、一定の成果を上げているが、より実践的な対処が求められることから、引き続き緊急対処法について検証を行う必要がある。（道路管理課、治水課、砂防課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【情報通信】

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定（参照：6-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

（重要業績指標）

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進※

- 地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、市町村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施※

- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、（一社）山梨県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定を締結するとともに、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を実施し、判定士の登録及び技能の向上を図ってきており、平成30年度末の建築物応急危険度判定士の養成達成率は82.1%、被災宅地危険度判定士の養成達成率は100%以上となっている。今後も判定士の安定した人員確保や技能の向上のため、引き続き養成講習等を実施する必要がある。（都市計画課、建築住宅課）

下水道施設の長寿命化の推進※

- これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進※

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約70%、中継ポンプ場で約90%、管渠については約77%である（平成30年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。（下水道室）

山梨県流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し※

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、（公社）日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集やBCP訓練等を実施してきた。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。（下水道室）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

災害装備資機材の整備の推進（参照：2-3）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-2）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進（参照：3-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-3）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（参照：1-1）

「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進（参照：1-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：5-1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【下水道室】 下水道管路施設の耐震化率：77%（R1）→100%（R7）

（7-2）ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【農林水産】****老朽化した農業用ため池の整備※**

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。また、平成25年度からため池の機能の健全度を把握するために、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、老朽化、耐震化対策が必要なため池について対策工事を実施する必要がある。更に、これらのハード対策と併せて、緊急連絡網の整備等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】**河川管理施設及びダムの長寿命化の推進※**

- 洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。
県内6多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね80年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後100年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施※

- 山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に長寿命化計画を策定した。
今後は、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定し、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用※

- 地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、河川・砂防管理者対応マニュアルを作成し、円滑な運用を図ってきているが、対応経験のない職員が増えていることから、引き続き円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する必要がある。（治水課、砂防課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新※

- 災害拡大や2次災害の防止を図るため、道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルを策定し、毎年度、緊急対処訓練を実施しており、一定の成果を上げているが、より実践的な対処が求められることから、引き続き緊急対処法について検証を行う必要がある。（道路管理課、治水課、砂防課）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）※**○その他施策（主な施策以外の施策）****【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

- 様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）
- 住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-2）
- 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）
- 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：8-2）

【農林水産】

- 農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）
- 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）
- 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

- 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）
- 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）
- 河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）
- 水防訓練の実施（参照：1-3）

（重要業績指標）

【耕地課】防災重点ため池の耐震対策済み箇所数：39箇所（R1）→59箇所（R6）

（7-3）有害物質の大規模拡散・流出

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【保健医療・福祉】

流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備※

- 県内に流通する食品及び水道水の放射性物質検査を平成 23 年から継続しており、流通食品及び水道水の安全性を確認している。また、残留農薬の検査も毎年実施している。今後も、大規模災害の発生に備え、確実な検査体制を整備する必要がある。（衛生薬務課）

【農林水産】

農産物の放射性物質等検査体制の整備※

- 放射性物質検査を平成 23 年度以降、毎年、検査を実施しており、本県農産物の安全・安心の担保を確保している。平成 25 年度から本県産農産物は国の検査指定を除外されたが、JA 等と連携し自発的に検査を実施しており、大規模自然災害に備え、これまでに構築した検査体制をより充実させる必要がある。（農業技術課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

原子力災害対策の促進※

- 原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関（職員）の資質の向上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災害に関する知識の普及と啓発を行っている。引き続き、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災訓練等へ職員派遣し防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る必要がある。（防災危機管理課）

大気中の放射線測定体制の整備※

- 大気中の放射線測定体制については、現在、県内 5 箇所に設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の 24 時間監視及び県内 4 地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視（月 1 回）を実施している。また、空間放射線量率以外の試料（大気浮遊じん、降下物、降水）についての測定も実施しており、原発事故等が発生した場合、国からの指示によりモニタリングを強化することとされているため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要がある。（大気水質保全課）

（重要業績指標）

（7-4）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

木質バイオマスの利活用の推進※

- 森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

CLT 工法等新技術の導入（参照：農林水産）※

県産材需要拡大の推進（参照：農林水産）※

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進※

- 森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成 24 年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成 26 年度から開催している森林整備現場見学会の参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境税情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）
- 平成 19 年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業者とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成 24 年度から平成 28 年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業の CSR 活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）
- 県土面積の 78%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、「公益的機能別施業森林」の区域内等において、間伐等の森林整備について年間 6,400ha（R4）を目標に実施する計画で進めており、森林病虫害の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施して目標を達成する必要がある。（森林整備課、県有林課）
- 水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業により、平成 30 年度には 486ha の森林整備を実施し、公益的機能の維持・増進に一定の効果を得られたが、引き続き計画的に改植や本数調整伐等の森林整備を行う必要がある。（治山林道課）

木質バイオマスの利活用の推進（再掲：産業）※

県産材による CLT 製造技術の確立※

- （カラマツ材による CLT（直交集成板）の優位性の提示）
県産材を活用した中大規模建築物の木造化・木質化を図るため、CLT 工法等の新技術の導入を進め、建築分野における県産木材の更なる利用促進を図る必要がある。（森林総合研究所）

「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」の実施

- 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査の実施※

- 森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐために、森林環境税を財源の一部とした森林整備が行われている。これらの事業の効果を検証するため、H25 年度からモニタリング調査を行っている。今後も調査を継続させ、調査結果や事業効果の公表を行う必要がある。（森林総合研究所）

農村資源の保全管理活動の推進※

- 減災・防災につながる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払制度（平成 12 年度から）に取り組むとともに、農地周りの農業用施設の維持管理を支援する農地維持・資源向上活動支援事業（平成 19 年度から）に取り組んできた。
両施策ともに、大規模災害時の応急措置につながる重要な地域ぐるみの共同活動として地域に定着が図られてきているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、共同活動を継続するためには今後も支援が必要である。（農村振興課）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底※

- 農業気象災害の対応は、これまで事前・事後対策の作成をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しており、被害を最小限にとどめるなど、成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める必要がある。（農業技術課）

農業者に対する経営再建資金制度の周知※

- 災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行っており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。（農業技術課）

CLT 工法等新技術の導入※

- 県産材の更なる需要拡大に向けて、国が普及に取り組んでいる CLT 工法等の新たな技術を導入することにより、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図っていく必要がある。（林業振興課）

県産材需要拡大の推進※

- 平成 23 年 3 月に県が策定した「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成 29 年 9 月改正）に基づき、公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」を設置し、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施してきた。公共建築物の木造・木質化を進めることで県産材の PR に努めているが、県全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がある。（林業振興課）

県産材の安定供給のための基盤整備※

- 県産材を低コストで安定的に供給するため、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備を推進する必要がある。（治山林道課）

植物工場などの農村高齢者就業機会の確保※

- 野菜の大規模生産施設は、地域農業の生産性の向上を図るとともに、周年的に地域雇用を創出できる場として農村地域の活性化につながることを期待されている。また、野菜類の施設栽培は、労働環境面からも身体への負担が少なく、高齢者の就業の場としても活用が可能であるため、引き続き、施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する必要がある。（果樹・6次産業振興課）

6次産業化支援体制の充実※

- 農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、農産物等の地域資源を活用した6次産業化に取り組もうとする農業者等を支援し、6次産業化の取り組みを拡大する必要がある。（果樹・6次産業振興課）

新規就農の促進※

- 山梨県就農支援センターに2名の就農支援マネージャーを配置し、県内外において就農相談を行い、新規就農者の確保・育成を図っている。今後も農業の担い手を確保・育成するため、就農支援センターを活用した新規就農への継続した取り組みが必要である。（担い手・農地対策室）

就農定着支援の充実※

- 就農前後の一定期間の所得を確保する、農業次世代人材投資資金の活用とともに、県独自のアグリマスターによる就農定着支援制度等により、新規就農者は増加傾向にある。新規就農者の増加は地域の活性化につながるため、今後も農業次世代人材投資資金の活用やアグリマスターによる技術習得等の就農者支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。（担い手・農地対策室）

企業の農業参入の促進※

- 毎年度、10社程度の企業の農業参入の実績がある。近年は、県外の資本力の大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化にも貢献している。引き続き、企業訪問や参入セミナーを実施し、本県の優位性を PR し、企業の農業参入を促進する必要がある。（担い手・農地対策室）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）※

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）※

○その他施策（主な施策以外の施策）**【交通・物流】**

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-5（治山林道課））

【農林水産】

木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：産業）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-5）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）
老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（参照：1-5）

（重要業績指標）

【みどり自然課】企業・団体の年間森づくり活動箇所数：78箇所（R1）→90箇所（R5）

【森林整備課、県有林課】森林整備の実施面積：6,124ha/年（H30）→6,400ha/年（R4）

【林業振興課】木質バイオマス燃料用木材供給量：38,000m³/年（H30）→122,000m³/年（R11）

【林業振興課】木材生産量（千m³/年）：201（H30）→335（R11）

【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：486ha/年（H30）→累計2,500ha（R6）

【農村振興課】多面的機能支払交付金による取り組み面積：7,466ha（H30）→7,700ha（R6）

【果樹食品流通課】6次産業化サポートセンターによる支援件数：毎年度10件程度

【担い手・農地対策室】年間新規就農者数：303人（H30）→340人（R4）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（8-1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害廃棄物の処理体制の整備※

- 平成28年1月の廃棄物処理法に基づく基本方針の改正により、災害時に発生する災害廃棄物の処理について、国の指針（平成26年3月）に基づく災害廃棄物処理計画を定めることが市町村の役割として位置づけられているが、本県で指針に基づく計画を策定等している市町村数は令和元年度（10月現在）で、11市町村（40%）に留まっている。

このため、災害時に迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行われるよう、市町村による計画の策定を推進するとともに、計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。（環境整備課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）※

- 地震等の大規模災害により発生した災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力については、山梨県産業資源循環協会と協定を締結し、応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力については、山梨県カーリサイクル協同組合と協定を締結し、災害に備えた体制の強化を図っている。

災害の発生時において、この協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。（環境整備課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

（重要業績指標）

【環境整備課】災害廃棄物処理計画策定市町村数（割合）：11市町村（40%）（R1）→23市町村（85%）（R6）

（8-2）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

地域防災力の強化を支える人材の育成※

- 自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的実施するとともに、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、併せて女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。
これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発につながっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進※

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。（防災危機管理課）

災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進※

- 大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。（防災危機管理課）

避難所運営マニュアルの作成促進※

- 自主防災組織による避難所運営に向けた取り組みを推進するため、市町村に対し避難所運営マニュアルの作成等を要請し、全市町村で作成され、地域の災害対応力の充実に一定の成果があった。引き続き、市町村の適切な避難対策の実施を図るため、県の避難所運営マニュアルの基本モデルなどを周知するとともに、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する必要がある。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施※

- 県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

防災士の養成※

- 防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成 24 年度から 3 年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村からの受託により防災士養成講座を開催し、平成 30 年度には 77 人が受講しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進※

- 消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに各市町村で策定した「消防団活性化総合計画」の見直し等の働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取り組む必要がある。（消防保安課）

消防団の救助資機材等の整備促進※

- 災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行っている。国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村へ働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

首都機能の一部補完施設の誘致の推進※

- 我が国全体の国土強靱化への貢献及び東京圏から本県への新しい人の流れを生み出すため、災害が比較的少なく、東京に近いという地域特性を生かし、首都圏の大規模自然災害時における首都機能の一部を補完する施設の誘致を推進する必要がある。（政策企画課）

買い物弱者対策への支援※

- 地域の商店街等が買い物環境の利便性向上に向けた取組を行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上につながるため、市町村と連携して商店や商店街が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。（商業振興金融課）

【保健医療・福祉】**避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施※**

- 災害時において要援護者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成支援を実施し、平成28年度末に全市町村が作成した。さらに災害時要援護者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて市町村による要援護者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく必要がある。（防災危機管理課）

女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進※

- 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、地震防災訓練において、福祉避難所を開設するとともに、避難所内でも授乳室などの設置訓練を実施し、女性や子育て家庭、要配慮者による避難所運営の認知度を高めてきているが、十分とは言えない。このため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。（防災危機管理課）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施※

- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村及び各市町村社会福祉協議会を対象に福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

ボランティアコーディネーター養成等の促進※

- 市町村社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げている。今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。（福祉保健総務課）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施※

- 災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村社会福祉協議会を対象に災害ボランティアセンター設置・運営の研修及び実動訓練を実施し、一定の成果を上げている。今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

老人クラブの活動への支援※

- 高齢社会における生きがいがづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。（健康長寿推進課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】**建設産業を担う人材の確保・育成の推進※**

- 建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままいくと労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

【交通・物流】**建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業）※****○その他施策（主な施策以外の施策）****【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

市町村の災害対応力の強化支援（参照：3-2）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【交通・物流】

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

【農林水産】

農村資源の保安全管理活動の推進（参照：7-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（参照：8-1）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】避難行動要支援者名簿（個別）を作成した市町村数：27市町村を維持

【防災危機管理課】地域防災リーダー養成講座受講者数：600人、累計6,194人（R1）→毎年度150人

【消防保安課】消防団員の充足率：94.0%を維持（R6）

【農村振興課】多面的機能支払交付金による取り組み面積：7,466ha（H30）→7,700ha（R6）

（8-3）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【行政機能／警察・消防／防災教育等】****有形文化財（建造物）の耐震対策の推進※**

- 国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、平成8年度から平成30年度までに14棟の耐震対策を終了している。国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、一定の期間毎に実施する必要がある、また長期間、かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。（学術文化財課）

【保健医療・福祉】**老人クラブの活動への支援※**

- 高齢社会における生きがいのづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。（健康長寿推進課）

【農林水産】**森林の公益的機能の維持・増進※**

- 森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成24年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成26年度から開催している森林整備現場見学会の参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境税情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）
- 平成19年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業者とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成24年度から平成28年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業のCSR活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）
- 県土面積の78%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、「公益的機能別施業森林」の区域内等において、間伐等の森林整備について年間6,400ha（R4）を目標に実施する計画で進めており、森林病害虫の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施して目標を達成する必要がある。（森林整備課、県有林課）
- 水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業により、平成30年度には486haの森林整備を実施し、公益的機能の維持・増進に一定の効果を得られたが、引き続き計画的に改植や本数調整伐等の森林整備を行う必要がある。（治山林道課）

「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」の実施

- 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査の実施※

- 森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐために、森林環境税を財源の一部とした森林整備が行われている。これらの事業の効果を検証するため、H25年度からモニタリング調査を行っている。今後も調査を継続させ、調査結果や事業効果の公表を行う必要がある。（森林総合研究所）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】**森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）※****ニホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発（再掲：農林水産）※****森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）※****○その他施策（主な施策以外の施策）****【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

市町村の災害対応力の強化支援（参照：3-2）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（参照：8-1）

（重要業績指標）

【みどり自然課】企業・団体の年間森づくり活動箇所数：78箇所（R1）→90箇所（R5）

【森林整備課、県有林課】森林整備の実施面積：6,124ha/年（H30）→6,400ha/年（R4）

【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：486ha/年(H30)→累計2,500ha(R6)

【学術文化財課】国・県指定有形文化財（建物）178棟の耐震対策実施棟数（割合）：

14棟（7.9%）(R1) →18棟（10.1%）(R6)

（別紙 2）施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

①行政機能／警察・消防／防災教育等

【県庁の災害対応力の強化】

○合同庁舎等の地下タンクの満量化、県庁構内地下タンクの満量化

合同庁舎等への電力会社からの電力供給の停止に対しては、非常用発電機を設置し対応している。電力供給の停止が長期化する恐れがあり、また、石油サプライチェーンの機能の停止も想定されるため、非常用発電機用の燃料タンクをできるだけ満量にしておくことにより、停電時には、最長の稼働時間を確保してきた。引き続き、燃料タンクの満量化を実施する必要がある。

（各地域県民センター、総合県税事務所、森林総合研究所）

災害時における燃料を確保するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保する必要がある。

（財産管理課）

○公用車両の災害対応機能の強化

情報収集等のため、公用車を被災地等で使用する場合に備えて応急対応用資機材（パンク修理用具、予備燃料携行タンク）や携帯型カーナビゲーションを整備している。引き続き、被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材の整備を進める必要がある。（財産管理課）

○地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

県自身が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため平成 24 年度に業務継続計画を策定し、継続的に検証を行っている。震度 6 弱以上の地震等が発生した際には、全ての職員が登庁することとしているが、災害時における業務継続のため、地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証する必要がある。（防災危機管理課）

○災害時における燃料確保の推進

平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。引き続き、燃料の備蓄を促進する。（防災危機管理課）

○災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化

災害等により財務会計システムや物品調達管理システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」を改定し、周知を行うとともに、関係機関（山梨中央銀行）との調整や資料収集を行った。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知、模擬訓練等を行う必要がある。（管理課）

【県防災体制の充実・強化】

○災害時における知事への連絡体制の強化

災害発生時に、正確かつ速やかに知事へ災害状況を報告するため、これまでは、随行秘書のみがタブレット端末を携帯していたが、令和元年度からタブレット端末を「知事」「随行秘書」「秘書課担当者」用に 3 台用意して、普段から「テレビ会議」や資料等の送受信に利用するなど、端末の操作に慣れるよう取り組んでいる。

また、通信インフラが寸断した場合の連絡手段を確保するため、防災無線電話が、知事自宅、秘書課長自宅、秘書課総務栄典担当課長補佐自宅、秘書課執務室内に設置されているので、毎年度、情報伝達訓練を行っている。引き続き、情報伝達訓練等により災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。（秘書課）

○勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化

大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する必要がある。

（各地域県民センター）

○非常参集体制の確立

大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24 時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、

発災時に知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成 23 年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。

引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

○災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図った。さらに、平成 28 年の熊本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の課題について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図ったが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等の検証・見直しを行う必要がある。（防災危機管理課）

○災害対応に関する職員研修の充実・強化

災害発生時に迅速かつ確かな初動対応や応急対応が図れるよう、災害対策本部統括部研修などの各種研修を実施しており、一定の災害対応力が維持されている。今後は、防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し

地方連絡本部（地域県民センター）については、各出先事務所の役割等を整理し、その連絡体制を見直すとともに、規程、マニュアルを整備し、現状において関係出先機関、各市町村との連携は図られているが、随時見直しを行い、実効性のある体制を確立していく必要がある。（防災危機管理課）

○他自治体との連携推進

関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定については、本県も構成員として連絡会議に参加し、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。また、富士山火山噴火を想定した、本県・静岡県・神奈川県合同の実働訓練を平成 26 年 10 月に実施するなど、大規模災害を想定した関係自治体との合同訓練を実施することにより、相互連携による災害対応力の向上を図っている。

平成 27 年 8 月には、大規模災害時に同時被災の可能性が低い中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）で相互応援協定を締結している。更に、平成 28 年 3 月には、「富士山火山防災対策協議会」を活火山法に定める火山防災協議会に改組し、富士山の火山防災に関する三県及び関係市町村の警戒避難体制がより強化されたところである。

引き続き、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要がある。（防災危機管理課）

○災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）

○県議会における非常参集体制の強化

東海地震に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、年度当初における全体会議において説明会を行い議会事務局職員への周知を行っている。引き続き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行う必要がある。（議会事務局）

○山梨県警察災害警備本部の整備推進

山梨県警察災害警備本部の整備推進のため、平成 23 年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」を進めるとともに、平成 25 年 4 月には、「山梨県警察本部災害警備計画」の全面改正を行い、平成 25 年 10 月に災害警備本部施設を整備するなど、災害警備本部体制の整備を進めてきている。今後は同警備本部のシステムの整備と代替施設を活用した訓練を進め、災害警備本部の最良の体制の確立を図る必要がある。（警察本部）

○災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を継続実施してきているが、引き続き必要な資機材を検討し整備を進める必要がある。（警察本部）

○大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行ってきており、一定の成果を上げている。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。（警察本部）

○災害に強い電力供給体制の強化

台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対

策の強化等を行い、被害（停電）を最小限に抑えるとともに、できるだけ早期の復旧を図る必要がある。更に、大規模電源からの電力供給が途絶した場合でも県民生活への影響を最小限に抑えるため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や非常用電源の確保する必要がある。（エネルギー政策課）

【地域防災力の強化】

○様々な事態を想定した図上訓練等の実施

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、図上訓練等を実施し、災害への対応力の充実を図っている。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

○住民参加型の県地震防災訓練の実施

県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証し、実効性を図っている。防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村からの情報連絡を確保するため、リエゾン（現地連絡員）として県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

○地域防災力を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的に行うとともに、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、併せて女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年度、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。

これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発につながっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

○自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。（防災危機管理課）

○災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。（防災危機管理課）

○市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、市町村におけるヘリポートの確保・整備を促進しており、小瀬スポーツ公園第一駐車場など県内 171 箇所（場外離着陸場 66 箇所、緊急離着陸場 105 箇所）をヘリコプター用飛行場外離着陸場として確保している。各市町村には、できるだけ地域の避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る必要がある。（消防保安課）

○避難所運営マニュアルの作成促進

自主防災組織による避難所運営に向けた取り組みを推進するため、市町村に対し避難所運営マニュアルの作成等を要請し、全市町村で作成され、地域の災害対応力の充実に一定の成果があった。引き続き、市町村の適切な避難対策の実施を図るため、県の避難所運営マニュアルの基本モデルなどを周知するとともに、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する必要がある。（防災危機管理課）

○避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

- 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備※
被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの対応方針」を検討するとともに、市町村担当者の研修会等を開催し、ペット動物の同行避難に対する考え方を周知する必要がある。また、獣医師会等の関係団体と災害発生時の相互連携について協定を締結する必要がある。（衛生薬務課）
- 県の備蓄資機材の確保
東海地震の被害想定に対応できるような備蓄体制を確保するため、市町村の備蓄を補完する県備蓄資機材について、被害想定を基にブルーシート、毛布、簡易トイレ等を整備し、各地域県民センター等に備蓄している。引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄資機材の確保を図る必要がある。（防災危機管理課）
- 市町村の災害対応力の強化支援
市町村の災害対応力の強化を図るため、防災計画の修正や、専門研修による図上訓練の実施支援を行い災害対応力の充実を図っている。引き続き、市町村の災害対応力の強化を図るため、助言や技術的支援を行う必要がある。（防災危機管理課）
- 防災士の養成
防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成 24 年度から 3 年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村からの受託により防災士養成講座を開催し、平成 30 年度には 77 人が受講しており、地域の防災力の充実に一定の効果があつた。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）
- 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施
大規模地震等が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助及び救急活動を一層効果的に行うことができるよう、地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っているが、情報の共有や指揮命令等に課題も生じている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（消防保安課）
- 広域応援協定の具体的運用体制の整備
緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を 1 都 9 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画運用の実効性を高めるため、合同訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う必要がある。（消防保安課）
- 登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進
登山届等による登山者数の実態把握は、災害時等における迅速的確な搜索救助活動、避難誘導等のため必要不可欠であることから、今後も「オンライン登山計画書（コンパス）」を活用した登山計画書（届）の提出等について、周知徹底を継続する。（観光資源課・警察本部）

【富士山火山防災の推進】

- 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施
平成 24 年 6 月 8 日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係機関による富士山火山の火山防災協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成 27 年 3 月 16 日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定した。
また、平成 24 年度から、富士山火山噴火を想定した総合図上訓練を実施しており、平成 26 年 10 月 19 日には、富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練 2014」を実施し、富士山火山広域避難計画を基に各市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」が策定されている。今後は、引き続き広域避難計画の必要な改正を実施するとともに、令和 2 年度末までに改定が予定されている富士山ハザードマップの見直しを踏まえた計画検討が必要である。
更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。（防災危機管理課）
- 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進
富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた数万人以上の広域避難が想定されるため、バス協会等民間団体と避難・輸送に関する支援協定の締結を行ってきたが、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施を検討するとともに、避難行動要支援者の避難における人的支援に関する協定を検討する必要がある。（防災危機管理課）

【平時に噴火に備える事前対策の推進】

- 現地に密着した火山噴火対策の推進

溶岩流からの避難対策の実施に向け、関係する市町村や各機関等との現地調整機能の向上が求められる。このため、県は富士吉田合同庁舎へ富士山火山防災事務所（仮称）を設置し、火山防災に従事する専任職員を配置する。（防災危機管理課）

○避難時間を短縮するための対策の企画立案の実践

溶岩流を始め、火砕流や融雪型火山泥流等の詳細なシミュレーションに基づくハザードマップの改定作業が、令和2年度を目途に進められている。富士山火山防災対策協議会によるハザードマップの改定に対応する広域避難計画の改正や、県、市町村等による改正後の計画を踏まえた中央自動車道の活用による広域避難訓練の実施、その成果等を踏まえた県による広域避難行動計画の継続的な見直しなどを推進していく。

また、県は、避難誘導などを行う火山防災人材の育成のための地域の防災リーダーに向けた研修の実施や、避難車両の調達の検討を進める。なお、国に対しては、火山防災強化推進都道府県連盟により、避難支援に関する研究及び技術開発を求めていく。（防災危機管理課）

○火山防災対策拠点の在り方を検討し、拠点を中心に総合的な防災対策の推進

火口位置が特定できない富士山の噴火に対応できるよう、噴火時における県現地災害対策本部などの火山防災のための拠点機能の在り方について、有識者及び関係機関により幅広く検討を行う。

（防災危機管理課）

【富士山広域避難計画の作成及びオペレーション実行体制の確立】

○富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進

増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へスピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするには、関係都県をはじめ、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避難オペレーション計画の作成及びその実行体制の早期の確立が必要となる。

（防災危機管理課）

【消防防災航空隊の機能強化】

○消防防災航空隊の機能強化

消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できる消防防災ヘリコプター動態管理システムを平成25年3月に導入し運用を行っている。

また、消防防災航空隊の機能を強化するため、任期を満了した航空隊員を退任後1年間「支援航空隊員」と位置付けて定期的な訓練を実施し、航空隊経験者による支援体制を強化するとともに、消火活動の際に使用するバケット等の整備を行っている。引き続き、多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害において威力を発揮できるようシステムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制の強化を図るなど、消防防災航空隊の機能強化を行う必要がある。（消防保安課）

○消防防災航空基地機能の強化

消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続する必要がある。（消防保安課）

【消防・救急・救助体制の強化】

○救急救命士の養成・確保の推進

救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、救急救命士の養成・確保を進める必要がある。（消防保安課）

○消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに各市町村で策定した「消防団活性化総合計画」の見直し等の働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取り組む必要がある。（消防保安課）

○消防団の救助資機材等の整備促進

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行っている。国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村へ働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

○救急搬送体制の充実強化

救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進している。引き続き、救急搬送体制の充実強化を図るため、救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する必要がある。（消防保安課）

○消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

消防職員及び消防団員の育成のため、各種知識及び使命感に燃えた強固な精神力と共同精神の涵養を図

るための教育を実施し、地域の災害対応力の充実が図られているが、複雑、多様化する災害や火災等への消防職員及び消防団員の対応能力の向上を図るため、消防学校の建設工事（H25～H27）に併せ教育機材、教育訓練施設等の整備を行ってきている。

今後は、消防学校に整備された教育訓練施設を活用した新カリキュラムに基づく訓練マニュアルの作成・検証を行い、消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。（消防保安課、消防学校）

○消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止対応等を行っている。引き続き、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る必要がある。（消防保安課）

【交通規制及び交通安全対策の実施等】

○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携の強化を図ってきている。今後も有事の際の事業者等との支援・協力体制の確保を図るため、引き続き各種防災訓練等を実施し、事業者との連携を強化する必要がある。（警察本部）

○実践的な交通規制訓練等の実施

大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、これまで交通規制計画を策定してきた。適切な運用を図るため、各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施してきている。引き続き、訓練等を実施するとともに、計画を適宜見直す必要がある。（警察本部）

○災害対策用交通安全施設等の整備の推進

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れの回避及び交通事故や交通渋滞の防止のため、停電時に信号機が滅灯しないよう年間 5～10 箇所、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行ってきている。引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れ、交通事故の発生及び深刻な交通渋滞を回避するため、整備を促進し、災害時の交通の安全と円滑化を図る必要がある。（警察本部）

○緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施

災害時の緊急輸送道路の確保のため、広域緊急援助隊（交通部隊）の訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施してきている。引き続き、大規模災害に備えるため、関係警察本部において緊急輸送道路の指定を検討するとともに、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する必要がある。（警察本部）

【県庁舎等の耐震化】

○県庁舎等の耐震化

建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守ることを目的とする「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきたが、H27 の県民会館の解体により耐震化 100%を達成した。今後は、県有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理を図る必要がある。（財産管理課）

【地域活性化との連携】

○首都機能の一部補完施設の誘致の推進

災害が比較的少なく、東京に近いという地域特性を生かし、我が国全体の国土強靱化への貢献及び東京圏から本県への新しい人の流れを生み出すため、国への働き掛け等を行い、首都圏の大規模自然災害時における首都機能の一部を補完する施設の誘致に努めていく。（政策企画課）

②住宅・都市

【地域防災力の強化】

○耐震性貯水槽の整備の促進

消防防災施設の整備を促進するため、市町村が行う耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び防火水槽の整備に対し助成した。引き続き、市町村への消防防災施設の有効活用について、助言等を行う必要がある。
（防災危機管理課）

○公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進

県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけ、避難所指定されている県立学校では 26 校中 25 校（96.1%）、小・中学校では 242 校中 241 校（99.6%）の学校で避難所運営マニュアルが整備されているが、大規模災害等を踏まえたマニュアルの見直しや備蓄品の整備等について、引き続き指導を行う必要がある。
（義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）

○県立文化施設等における防災対策の推進

県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年 1 回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の対応能力の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。
（学術文化財課、社会教育課）

【帰宅困難者対策等の推進】

○帰宅困難者等の搬送体制の構築

鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を迅速かつ適切に行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、山梨交通(株)、富士急行(株)及び(一社)山梨県タクシー協会等と定期的に協議を行い、意識共有と連絡体制の確立を図っている。引き続き、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。（交通政策課）

○県庁本庁舎内の避難者の対応検討

災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を作成し、また、防災新館 1 階での一時的な避難者への対応方法を決定した。災害に備え、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する必要がある。（財産管理課）

○帰宅困難者対策の推進

帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の計 11 社と協定の締結を実施し、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を行ってきた。引き続き公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進める必要がある。
（防災危機管理課）

【自立・分散型エネルギーシステムの導入等】

○自立・分散型エネルギーの推進

家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入促進を図る必要がある。（エネルギー政策課）

○防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、これまで県有施設において太陽光発電設備を設置してきた。また、平成 26、27 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しており、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる県有施設 4 施設、市町村等施設 31 施設、民間施設 2 施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備している。今後も災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。（エネルギー政策課）

○災害時における電源確保の推進

災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとともに、集中型電源が喪失した際、復旧までの間の緊急電源の確保について、検討する必要がある。（エネルギー政策課）

○やまなしくールチョイス県民運動の推進

地球温暖化対策を推進するため、身近にできる省エネの取り組みやエコ活動を賢く選択して実践する県民運動を展開する必要がある。（エネルギー政策課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速

道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

○山梨県流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP 訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

引き続き、BCP 訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

○災害時における下水道応急復旧体制の強化

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、（公社）日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や BCP 訓練等を実施してきている。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。（下水道室）

○災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、（一社）プレハブ建設協会及び（一社）全国木造建設事業協会と応急仮設住宅の建設について、また、（公社）山梨県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山梨県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と借上げ型応急仮設住宅の提供について、それぞれ協定を締結し、対応マニュアル等の整備やマニュアルに基づく訓練を実施するとともに、借上げ型応急仮設住宅における県境を越えた広域連携体制を締結するなど一定の成果を上げている。引き続き、マニュアルの改訂や定期的な訓練、広域連携体制の強化を図る必要がある。（建築住宅課、住宅対策室）

○公営住宅や公営住宅や職員宿舍の空室の提供マニュアルの整備・運用

災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舍の空室の提供を行うため、入居マニュアルの整備・運用を実施してきた。引き続き、マニュアルの整備・運用を実施する必要がある。（財産管理課、住宅対策室、企業局総務課、福利給与課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成 29 年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は 72.1%、基幹管路の耐震適合率は 37.6%となっている。また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

更に、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成 18 年 3 月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。

（衛生業務課）

○都市公園施設の長寿命化の推進

これまで、平成 22 年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は 100%（平成 24 年度末）である。また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、12 県営公園において、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行なった。引き続き、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（都市計画課）

○下水道施設の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

○下水道施設の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP 訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。下水道施設の耐震化率は、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約 70%、中継ポンプ場で約 90%、管渠については約 77%である（平成 30）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。（下水道室）

○県営住宅の長寿命化の推進

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」（H21～R2）に基づき、更新時期を経過した住宅の建替え、全面的改善工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これま

で千塚北団地ほか6団地の建替えや、三珠団地ほか5団地の全面的改善工事などを行い、一定の成果があった。しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、長寿命化計画を改定し、引き続き、計画に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。
（住宅対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

○都市公園の防災活動拠点機能の強化

「東海地震応急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成20年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。

山梨県地域防災計画において、防災活動拠点に指定された県営都市公園については一定の防災機能整備は完了しているが、近年の災害発生時の状況等をみると、より高い機能が求められる傾向にある。

（都市計画課）

○「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進

各市町村が大規模災害に備え、減災にむけた「災害に強いまちづくり」と被災後の速やかな復興を図る「復興まちづくり」を進めるため、平成26年6月に「災害に強いまちづくりガイドライン」を改訂し、平成27年3月には、「都市復興ガイドライン」を策定したが、市町村は防災・復興まちづくりの取り組みに慎重な状況にあるため、引き続き、市町村に対し指導・助言を行っていく必要がある。（都市計画課）

○災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

○空き家対策の推進

平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家対策の実施主体である市町村に対し、空き家等対策市町村連絡会議による技術的支援や財政的支援を行ってきた。その結果、市町村において実態調査を終え対策計画の策定が進むなど、一定の成果があった。しかし、危険な空き家の解消は十分進んでいない状況であることから、引き続き、空き家対策を推進する必要がある。（住宅対策室）

【建築物等の耐震対策の推進】

○私立学校の耐震化の促進

私立学校耐震診断実施事業費補助金により、私立学校の耐震診断を促進し（平成24年度～平成26年度）、安心子ども基金耐震化支援事業費補助金（幼稚園を対象：平成24年度～平成27年度）や私立学校施設整備費補助金（文科省事業）を活用し、私立学校の耐震化を推進している。この結果、私立学校の平成30年度末における耐震化率は88.9%となった。

しかしながら、耐震化が未実施の施設があることから、更なる学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけるなど、引き続き耐震化を促進する必要がある。

（私学・科学振興課、子育て政策課）

○木造住宅等の耐震化の促進

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、平成27年度末の住宅の耐震化率は85.4%と、一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（建築住宅課）

○避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、市町村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物に対して、耐震診断費等への補助を実施しており、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。

今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

○保育所等の耐震化の促進

安心子ども基金等を活用し、改修等を行った結果、耐震改修促進法に基づく県内における階数2以上で500㎡以上の保育所29棟については、すべての園において耐震化実施済であるが、法に定めのない小規模の保育所等も、施設の安全確保を図っていく必要がある。（子育て政策課）

○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、（一社）山梨県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定を締結するとともに、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を実施し、判定士の登録及び技能の向上を図ってきており、平成30年度末の建築物応急危険度判定士の養成達成率は82.1%、被災宅地危険度判定士の養成達成率は100%

以上となっている。今後も判定士の安定した人員確保や技能の向上のため、引き続き養成講習等を実施する必要がある。（都市計画課、建築住宅課）

- 公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進
 県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎の耐震化率は 100%（308 棟・H27 年度）、屋内運動場等の吊り天井等の耐震化率 100%（43 棟・H28 年度）、公立小中学校施設の耐震化率は 100%（1,020 棟・H28 年度）、屋内運動場等の吊り天井等の耐震化率 100%（41 棟・H29 年度）に達しているが、避難所としても利用されることから、引き続き学校施設の安全確保のため、適切な維持管理を図る必要がある。（学校施設課）

- 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、平成 8 年度から平成 30 年度までに 14 棟の耐震対策を終了している。国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、一定の期間毎に実施する必要があり、また長期間、かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。（学術文化財課）

【地域活性化との連携】

- 買い物弱者対策への支援

地域の商店街等が買い物環境の利便性向上に向けた取組を行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上につながるため、市町村と連携して商店や商店街が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。（商業振興金融課）

③保健医療・福祉

【福祉避難所等の運営体制の充実等】

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
 災害時において要援護者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成支援を実施し、平成 28 年度末に全市町村が作成した。さらに災害時要援護者対策を進めていくためには、地震防災訓練などを通じて市町村による要援護者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく必要がある。（防災危機管理課）
- 女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、地震防災訓練において、福祉避難所を開設するとともに、避難所内でも授乳室などの設置訓練を実施し、女性や子育て家庭、要配慮者による避難所運営の認知度を高めてきているが、十分とは言えない。このため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。（防災危機管理課）
- 要援護者支援マニュアル等の運用
 災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者支援マニュアルを作成（平成 25 年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しが必要である。（福祉保健総務課）
- 災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施
 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村及び各市町村社会福祉協議会を対象に福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）
- ボランティアコーディネーター養成等の促進
 市町村社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げている。今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。（福祉保健総務課）
- ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
 災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村社会福祉協議会を対象に災害ボランティアセンター設置・運営の研修及び実動訓練を実施し、一定の成果を上げている。今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）
- 災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保※
 平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュアルを送付した。平成 27 年度及び 28 年度は、県内の行政栄養士を対象に研修会を開催し、災害時栄養・食生活支援活動の必要性、災害が発生した場合の市町村災害対策本部と栄養・食生活支援担当者、関係団体との連携モデルを提示し、市町村における栄養・食生活支援の体制づくりを働きかけた。また、平成 29 年度からは、各保健所から市町村へマニュアルの周知をしている。市町村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマニュアルの活用促進と定期的なマニュアルの見直しを行う必要がある。（健康増進課）

【災害時応急対策の推進】

- 災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進
 災害時の保健医療救護協力体制の構築のため、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会、山梨県看護協会、山梨県臨床検査技師会、山梨県整骨師会、及び大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）と、災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定を締結するなど、一定の成果を上げている。引き続き、必要に応じ協定内容の見直しを行う必要がある。（福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課）

【社会福祉施設の防災資機材等の整備】

- 高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進
 高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。（健康長寿推進課）
 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の防災資機材等の整備のため、各施設の整備状況の確認と必要な整備を促す指導を実施してきている。保育所、認定こども園の通所施設は、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、概ね 1 日程度の食料・飲料水と備蓄があれば、当面对応できると考えられる。児童養護施設等の入所施設は、食料・飲料水の備蓄を通常の食材の確保と一体的に行

っており、各施設の状態に応じた必要量を、非常食も含めて備蓄している。

引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する必要がある。（子育て政策課、子ども福祉課）

これまで、指定障害者福祉施設に対する実地指導（毎年度、約 50 箇所を実施）の中で、防災資機材（ラジオ等）等の整備状況の確認及び整備促進の指導を行ってきており、一定の成果を得ている。引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、不足する資機材等については整備を促す指導を行う必要がある。（障害福祉課）

【災害時要援護者等の支援体制の充実】

- 災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、市町村と施設で協定締結が進められている。引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。

（健康長寿推進課）

高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。

（健康長寿推進課）

災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で市町村に助言することとしているが、施設の規模や市町村防災計画における位置付け等、市町村における対応にばらつきがある状況となっている。引き続き、相談があった場合は、個々の状況に応じた助言を行う必要がある。（子ども福祉課）

被災障害者のための一時的な避難所として、障害者福祉施設を活用するため、障害者福祉施設との協定締結等について各市町村に助言をすることとしているが、地域偏在が見られることから、今後は、地域的なバランスに配慮しつつ、各市町村に助言を行う必要がある。（障害福祉課）

- 災害時の介護支援者の確保推進

災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。災害の発生に備え、引き続き、介護支援者の確保を進める必要がある。（健康長寿推進課）

- 障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

災害時の障害者福祉施設間における被災障害者の受入れ等の協力体制を構築するため、山梨県自立支援協議会において事務処理フロー等の検討を行ってきた。今後は、事務処理フロー（案）をもとに、情報伝達、被災障害者の移送、受入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。（障害福祉課）

- 障害者に対する情報支援体制の構築

被災時における聴覚障害者への情報支援について、平成 25 年度に手話ボランティアの派遣マニュアル（素案）を策定したが、今後は、災害時における対応を各市町村と具体的に検討を行う必要がある。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する必要がある。（障害福祉課）

【災害時医療救護体制の充実】

- 災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）※

県内の精神科病院の院長で構成する検討会議での意見を踏まえ、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動の在り方などを示した「山梨県災害時心のケアマニュアル」を策定するとともに、山梨大学、山梨県精神科病院協会及び山梨県北病院との間で DPAT の派遣に関する協定を締結した。また、県内精神科医療機関の医師等を対象とした DPAT 養成研修を実施し、10 チームの DPAT を登録した。更に、医療救護対策本部運営訓練等に DPAT として参加した。

このことにより、被災者に対し心のケアを提供する体制の整備について一定の成果がある。なお、DPAT の登録チームの拡大や県外からの DPAT の受け入れ体制の確立など引き続き体制の整備に取り組む必要がある。（障害福祉課）

- 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施

災害時の医療救護対応能力の向上を図るため、大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携した情報伝達訓練や県保健医療救護対策本部運営訓練を実施しており、一定の成果は上がっている。引き続き、関係機関のより一層の対応能力の向上を図るため、参加団体や訓練内容を拡大しながら訓練を実施する必要がある。（医務課）

- 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）

災害から人命の保護を図るための救助・救急体制の不足に対処するため、すべての災害拠点病院に DMAT を整備するとともに、災害拠点病院等と協定を締結し、DMAT を迅速に派遣できるよう環境の整備を行っている。また、大規模災害時保健医療救護マニュアルを改正し、受援体制のマネジメント機能等の強化を図った。引き続き、DMAT の機能を強化するため、訓練等を実施する必要がある。（医務課）

○ドクターヘリの効果的運用

救命率の向上を図るため、平成 24 年 4 月から山梨県立中央病院を基地病院として、本県全域を対象に山梨県ドクターヘリの運用を開始している。また、広域的な救急医療の充実のため、平成 26 年 7 月に神奈川県及び静岡県と三県でドクターヘリの広域連携に係る協定を締結し、ドクターヘリを活用した専門医による治療と医療機関への患者搬送、自県ドクターヘリや隣接県ドクターヘリを活用した県域外医療機関への患者搬送等により救命率の向上を図っている。（医務課）

○ドクターヘリの離着陸場の整備

ドクターヘリが離着陸できるランデブーポイントは、平成 31 年 3 月末現在 444 箇所が登録されているが、過半数が土のグラウンド等であり、ヘリの離着陸にあたり埃がたたないようにするための散水が必要となることから、アスファルト舗装又は芝生化された散水不要のランデブーポイントの整備拡充について検討する必要がある。

また、平成 30 年 1 月に県内ゴルフ場支配人会と県立中央病院、山梨県の三者で締結した「山梨県ドクターヘリ運航におけるゴルフ場の活用に関する協定」に基づき、ゴルフ場を散水不要なランデブーポイントとして登録するとともに、併せて中山間地域における救急医療体制の強化を図っている。（医務課）

○広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、SCU の設置・運営訓練や資機材の整備を行ってきており、一定の成果を上げている。今後も、資機材の整備等、SCU の機能維持を図るとともに、SCU を使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を実施するなど、大規模災害の発生に備えた体制の強化を図る必要がある。（医務課）

○災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進

令和元年 7 月、災害拠点病院の指定要件として、電気と水の確保の基準が新たに定められた。電気については、通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと、水については、災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保することが要件とされ、令和 3 年 3 月末までに要件を満たすことと定められたことから、各病院で燃料備蓄の補強等を進めている。引き続き、災害拠点病院のライフライン確保のための整備を推進する必要がある。

（医務課）

【災害時保健医療体制の整備】

○病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進

災害拠点病院にあっては、平成 31 年 3 月までに BCP の整備及び整備された BCP に基づいた研修等を実施することが指定要件とされており、全ての災害拠点病院で BCP が整備されたところであるが、その他の病院では未整備の施設もあることから、引き続き BCP の策定を促していく必要がある。（医務課）

○災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成

災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的内容を基準化するため、災害時における保健師活動マニュアルを平成 16 年 3 月に作成し、その後は大規模災害時医療救護マニュアル等の改正に伴い、マニュアルの改正を行っている。また、県内保健師を対象に研修会を開催し、マニュアルの活用について周知を図ったことにより、各所属において、マニュアルを活用した研修会や訓練が行われるなど、成果は上がっている。今後も引き続きマニュアルの評価を行うとともに、平常時から災害時を想定した準備をしておく必要がある。（医務課）

○医薬品等の備蓄・供給体制の整備

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医療救護活動に必要と思われる医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行っている。また、備蓄の委託先の建物の耐震性能の確認を行うなど、医薬品等の安全な保管に努めている。

なお、平成 26 年度には、（一社）日本産業・医療ガス協会と、平成 27 年度には山梨県医療機器販売業協会と、令和元年度には関東甲信越臨床検査薬卸連合会とそれぞれ協定を締結し、災害時の医療ガス・医療機器等の円滑な供給体制の構築を図った。引き続き、備蓄品目の見直しや検討を行っていくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。（衛生薬務課）

○災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保※

平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュアルを送付した。平成 27 年度及び 28 年度は、県内の行政栄養士を対象に研修会を開催し、災害時栄養・食生活支援活動の必要性、災害が発生した場合の市町村災害対策本部と栄養・食生活支援担当者、関係団体との連携モデルを提示し、市町村における栄養・食生活支援の体制づくりを働きかけた。

また、平成 29 年度からは、各保健所から市町村へマニュアルの周知をしている。市町村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマニュアルの活用促進と定期的なマニュアルの見直しを行う必要がある。（健康増進課）

○防疫用消毒剤等の確保体制の構築

衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保を目的として、平成 25 年 4 月に山梨県ペストコントロール協会と「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した。協定により他の都道府県の

ペストコントロール協会の協力を得て県内の防疫業務を実施できる体制が担保されており、有事の際は、専門性を生かした効果的・効率的な消毒作業（害虫駆除作業）が期待できる。引き続き、協会との円滑な連絡体制の整備を行う。（健康増進課）

○透析患者の支援体制の整備

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、平成 23 年度から県内人工透析医療機関において同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築している。この体制は県内の人工透析患者全数ではないため、同意を得られない患者に制度について理解してもらうとともに、県外医療機関を受診する患者を把握する必要がある。

また、災害発生時には、透析医会を中心に透析医療体制の維持を図るよう仕組みづくりをしているところであるが、現状では被害状況によって患者数の増加が起る場合を補完する仕組みはないため、医療機関等と連携して検討する必要がある。（健康増進課）

○放射線の影響に関する相談体制の整備

東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故発生による健康相談に対応するため、健康相談マニュアルを作成し、必要に応じてスクリーニング検査を実施するなど、相談窓口を開設し体制の強化を図ってきたところである。今後は、浜岡原子力発電所の事故による放射線の影響に係る健康相談体制の整備について、続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。（健康増進課）

○病院の耐震化の促進

これまで、災害拠点病院の耐震化を図っており、9 病院のうち 8 病院については耐震化が完了する等、一定の成果を上げている。災害拠点病院以外の病院についても耐震化が未実施の病院があることから、引き続き、耐震化を促進する必要がある。（医務課）

【地域活性化との連携】

○老人クラブの活動への支援

高齢社会における生きがいがづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。（健康長寿推進課）

④産業（産業構造・金融・エネルギー）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

【自立・分散型エネルギーシステムの導入等】

○木質バイオマスの利活用の推進

木質バイオマス燃料用木材供給量は、122,000m³/年（R11）を目指している。このため、森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

○「やまなしエネルギービジョン」の推進

太陽光発電の普及が急速に進んだことによる課題への対応や国土強靱化基本計画の策定、2030年の国のエネルギーミックス（電源構成）・温室効果ガス削減目標の策定など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しており、天然ガス、水素・燃料電池など、多様なクリーンエネルギー等をバランス良く取り入れながら、県内経済の活性化に資するエネルギー供給力の充実・強化を図るとともに、省エネルギー対策を更に推進し、環境負荷が少なく、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築を目指すため、平成28年3月に「やまなしエネルギービジョン」を策定し、総合的な施策の推進を図ってきたところであるが、今後も自立・分散型エネルギーの普及について、その取り組みを強化する必要がある。（エネルギー政策課）

○自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進

東日本震災や熊本地震、北海道胆振東部地震の大規模停電を踏まえ、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制の実現が重要とされている。このことから、高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。（エネルギー政策課、企業立地・支援課）

○燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進

県では、山梨大学の燃料電池技術が活用されたFCV（燃料電池自動車）等の普及を促進させることで、地球温暖化防止に寄与する社会づくりを推進するとともに、関連産業の集積・育成を図るため、「燃料電池自動車普及促進計画」及び「やまなし水素社会実現ロードマップ」に基づき、各種施策を展開しているところであるが、FCVは、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、その普及を着実に促進する必要がある。

また、「やまなしエネルギービジョン」に基づき、県民総参加によるスマートな省エネルギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図ることとしており、災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が可能であることから、電気自動車の普及を促進する必要がある。（エネルギー政策課）

○小水力発電の推進

災害リスクを回避・緩和するため、電源の多様化や自立・分散型電源の普及に向け、固定価格買取制度を活用した小水力発電施設の開発に取り組んでおり、引き続き事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

○水力発電の推進

電力の安定供給並びに電源の多様化によるエネルギーセキュリティの確保に向け、長期改修計画を策定し、発電施設の健全性の向上に取り組んでいる。引き続き、県営水力発電所の施設整備を進める必要がある。（電気課）

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

○「事業継続力強化計画」認定の促進※

国では、最近の自然災害の多発や伸び悩む中小企業のBCP認知率・策定率の状況を踏まえ、中小企業強靱化法を令和元年6月に改正し、新たに税制優遇や補助金の加点などの支援が受けられる「事業継続力強化計画」の認定制度（経済産業大臣認定）を創設するなど、中小企業の防災・減災対策の強化促進を図っている。

このため、従前から商工団体等と連携して進めてきた取り組みを踏まえつつ、県内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定及び認定支援を行い、自然災害等による事業活動への影響を軽減する必要がある。（産業政策課）

○「事業継続力強化支援計画」策定の促進※

国では、小規模事業者支援法を令和元年6月に改正し、商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業

の一環として、小規模事業者の防災・減災対策を支援する「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付け、商工会及び商工会議所が市町村と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための「事業継続力強化支援計画」を策定し、都道府県知事が認定をする制度を創設した。

このため、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定を働きかけ、小規模事業者の災害対応力を強化する必要がある。（産業政策課）

○地震災害防止対策融資制度等の周知及び拡充※

大規模地震の発生に備え、中小企業に対し、工場や店舗等の耐震化、防災設備の整備等を促す必要があることから、地震災害防止対策のための融資制度等について、県ホームページ等を活用して普及に努めており、今後も引き続き、周知を行う必要がある。また、中小企業や金融機関、商工団体からのニーズに応じて、融資条件の拡充を検討する必要がある。（商業振興金融課）

○災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実※

災害復旧融資制度について、被災した中小企業が速やかに利用できるような制度の周知を図るとともに、災害発生時は、金融相談窓口で中小企業の資金繰りや、復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体制を充実させる必要がある。（商業振興金融課）

【滞留旅客対策等の推進】

○観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

観光客は、県内在住の帰宅困難者と同様に避難場所、水及び食料等の提供を市町村が主体となって行うことについて、市町村担当課長会議等を通じ一定の理解を得ているが、引き続き周知を行う必要がある。また、地理的情報の少ない観光客（外国人旅行者を含む）の災害対応については、県ホームページや観光サイト等から県防災ポータルに誘導する仕組みを構築している。

（観光企画課、観光プロモーション課、国際観光交流課）

【防災・災害情報提供体制の整備】

○外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーション「FUJISAN ACTIVITIES」を平成 28 年 3 月に構築し運用している。（観光プロモーション課、国際観光交流課）

【富士山観光客等避難対策の推進】

○富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

富士山五合目以上の区域においては、過去の地震発生の際に、スバルラインの橋桁のずれによる一時的な通行不能状態が生じたが、速やかに復旧できたことから観光客への影響は生じなかった。しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する必要がある。

更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の十分な配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する必要がある。

（世界遺産富士山課、防災危機管理課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○県営石和温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進

大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、県営石和温泉管理事務所内の給配湯施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備を行っている。温泉施設整備率は 66.7%（令和元年度末）。未着工施設があることから、今後も引き続き、温泉施設を整備する必要がある。

（企業局総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

○建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままていくと労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。

（建設業対策室）

【地域活性化との連携】

○CLT 工法等新技術の導入

県産材の更なる需要拡大に向けて、国が普及に取り組んでいる CLT 工法等の新たな技術を導入することにより、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図っていく必要がある。（林業振興課）

○県産材需要拡大の推進

平成 23 年 3 月に県が策定した「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成 29 年 9 月改正）に基づき、公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」を設置し、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施してきた。公共建築物

の木造・木質化を進めることで県産材のPRに努めているが、県全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がある。（林業振興課）

○本社機能移転等の推進

東京など人口が集中している大都市から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する必要がある。（企業立地・支援課）

⑤情報通信

【防災・災害情報提供体制の整備】

○被災者に対する情報提供

災害時は、各報道機関との放送（報道）協定に基づく放送（報道）の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要がある。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。（広聴広報課）

○災害時広報活動マニュアルの運用

県民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、令和元年度に災害時広報活動マニュアルを改訂したところであるが、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。（広聴広報課）

○外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーション「FUJISAN ACTIVITIES」を平成28年3月に構築し運用している。（観光プロモーション課）

○外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成23年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布するとともに、ホームページで公開している。外国人住民は社会的な出入りがあることから、外国人住民の防災意識を高めるため、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。（国際観光交流課）

【県庁の災害対応力の強化】

○各種システムの緊急時運用体制の確立

情報政策課所管の情報システム等の緊急時運用体制については、平成21年度に策定した「震災時等における主要な情報システム等の業務継続計画」を適切に運用し、主要情報システムの早期復旧を行うこととしており、継続的に見直しを行っているが、併せて各事業課が所管する情報システム向けのガイドラインを作成し、具体的行動手順である「緊急時対応計画」の充実を図る必要がある。（情報政策課）

○被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備、行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化への支援

被災時でも、情報システムが稼働可能となるよう、情報システムの導入や再構築の状況、運用効率、統合サーバ検討状況を勘案し、災害対策が施された施設にサーバ等を設置する必要がある。各種情報システムのデータ保全については、現状では主要データ等を月1回、南海トラフ地震対策強化地域外への外部保管を実施しているが、データの破壊・消失時には、最長で1カ月前の状態からの復旧かつ遠隔地からのデータ取り寄せとなり、復旧までに時間を要するため対策が必要である。

また、各市町村でも、行政データ・プログラム等保全のためのバックアップをそれぞれで実施しているが、県としても県内市町村の情報担当課が集まる機会を捉え、バックアップについての注意喚起を図っている。行政データ・プログラム等保全のため、引き続き市町村に対し注意喚起を図る必要がある。

（情報政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店、日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士等

【被害情報の収集体制の確立】

○総合的な防災情報システムの運用

県、市町村、防災関係機関等で災害対応状況を共有し、県民に対し速やかに避難情報等を提供するための「総合防災情報システム」を平成29年3月に構築し、運用している。引き続き、迅速かつ確かな初動対応を実現するため、防災関係機関や市町村と連携を図りながら、総合防災情報システムを運用していく必要がある。（防災危機管理課）

○ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立

災害発生時の、映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

○高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立
 災害発生時に、現地の被害状況を迅速に収集する体制の確立に、各合同庁舎に設置した高所カメラの映像や、テレビ会議システムは欠かすことのできない手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

○被災状況等の効果的情報収集体制の確立
 被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

【通信機能の強化】

○公衆無線 LAN 環境の整備促進
 災害時における県民等の通信手段の確保を図るため、防災拠点等となっている県有施設に山梨県無料公衆無線 LAN（山梨県 FreeWi-Fi）の整備を行った。引き続き、民間サービス提供事業者や市町村と連携を図りながら、災害時等を想定した公衆無線 LAN 環境の整備促進を図る必要がある。（情報政策課）

○被害情報の収集・伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備
 災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。（防災危機管理課）

○消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進
 消防救急無線のデジタル化については、県下 10 消防本部すべてで整備を完了している状況である。今後、消防本部ごとに無線機器等のハード及びソフトの更新が行われることから、更に災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、引き続き、更新時期を踏まえ広域化・共同化の働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

○災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保
 災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段を確保するため、災害拠点病院、透析医会会員各医療機関等に衛星携帯電話を整備するとともに、県保健医療救護対策本部において庁内 LAN が使用できない場合に備えて、衛星回線にアクセスできる通信環境を整備するなど、一定の成果を上げている。また、平成 27 年度末時点で、県内全ての病院及び市町村の EMIS（広域災害救急医療情報システム）への加入が完了したところであるが、有床診療所については未加入の施設がある状況となっている。
 今後は、整備された衛星回線を積極的に利用して訓練を実施するとともに、EMIS に未加入の有床診療所へ加入を促していく必要がある。（医務課）

○警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討
 これまでの警察署通信施設点検等の結果、無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の経年劣化が判明しており、災害時の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査した上で改修・更新等の計画を策定し、計画的に改修等の検討を行う必要がある。（警察本部）

○警察署等の災害時電源確保対策の検討
 停電時の電源の確保のため、各警察署等に自家用発動発電装置を設置しており、一定の間の電源確保の体制は整備されている。しかしながら、燃料容量には限りがあり、長期にわたる停電が発生し、燃料の補給が困難となった場合には、発動発電機が停止して通信施設の電源供給が絶たれてしまうおそれがあることから、今後は、外部から発電装置を持ち込めるような設備の整備の検討を行う必要がある。（警察本部）

⑥交通・物流

【緊急物資・燃料の確保】

○緊急物資の調達（調達の協定）

災害時の物資調達については、平成 29 年 4 月に山梨県消費生活協同組合連合会と物資調達に係る基本協定を締結し、緊急時における物資の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き緊急時における物資調達に向けた取り組みを行う必要がある。（消費生活安全課）

○災害に強い物流システムの構築

災害に強い物流システムを構築するため、関係機関や有識者を交えて物資拠点の在り方や物資輸送のあるべき姿について検討を行い、その結果を平成 29 年 3 月に、「災害時における支援物資供給体制の構築に向けて（骨子）」を取りまとめた。また、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備してきている。今後は、関係機関と連携し、救援物資の受け入れ方法、手段等について訓練等を通して検討する必要がある。（防災危機管理課）

○災害時における燃料確保の推進

平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。また燃料の備蓄を促進するとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく必要がある。（防災危機管理課）

○緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者 18 社（県内 7 社及び県外 11 社）と協定を締結し、年 1 回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定締結小売業者等に対し、県地震防災訓練への参加を要請している。

必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく必要がある。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、引き続き「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、県外からの救援物資の受け入れ等について、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要がある。（商業振興金融課）

○災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）

災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

【リニア中央新幹線の整備】

○リニア中央新幹線の早期実現

災害時の JR 中央線の補完・代替公共交通機関として利用できるリニア中央新幹線の早期実現のため、関係団体との調整・機運醸成を図っている。現在予定されている 2027 年の営業運転開始に向けて、今後も関係団体・沿線住民等と調整の上、整備促進・機運醸成を図る必要がある。（リニア推進課）

【鉄道輸送の安全確保の促進】

○鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）、
富士急行（株）、（一社）山梨県トラック協会等

令和元年東日本台風の影響により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。

（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

○道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

【社会資本整備重点計画の策定】

○社会資本整備重点計画の策定

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26、第三次：H26～R1）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第三次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第四次計画を策定し、整備を推進する必要がある。（県土整備総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

○建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままていくと労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。

（建設業対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

○電線類地中化の推進

魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、電線類地中化を、市街地を中心に進めてきている。県管理道路においては、これまで6次にわたり計画を策定し、約86kmの整備を終え一定の効果があるが、第7期山梨県無電柱化推進計画でも約38kmの整備が合意されており、引き続き電線類地中化を推進する必要がある。（道路整備課、道路管理課、都市計画課）

国管理道路においても、第7期無電柱化推進計画で約34kmの整備が合意されており、引き続き電線類地中化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【道の駅等への防災施設の整備】

○道の駅等の防災機能の確保

これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成26年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。（防災危機管理課、道路管理課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

○林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

県営林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路としての機能を有する路線の計画延長は289.7kmあり、平成30年度までに263.9kmの整備を実施した。また、災害時の山村集落孤立防止に資する路線の計画延長は92.8kmであり、平成30年度までに82.9kmの整備を実施した。いずれも、大規模災害発生時に効果が見込めるため、優先的に整備を進める必要がある。

また、林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成30年度までに94施設の補修が完了したところである。今後、平成30年度に実施した施設の再点検に基づき、555箇所ある橋梁のうち83箇所を優先的に補修するなど、災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策に、引き続き取り組む必要がある。

（治山林道課）

○基幹農道の整備

基幹農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。一方、昭和40年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは施設の安全性の調査を進め、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

○大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

重要物流道路制度における、重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時における物流機能を確実に確保するとともに、広域的な避難路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、

依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

○富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

○大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保につながるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。（道路整備課）

○スマート IC の整備促進

災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマート IC の整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマート IC の整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

○県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

○道路防災危険箇所等の解消

道路路面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面対策工等の防災対策を実施してきており、全要対策箇所の約 25%の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）

自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県の直轄国内には 6 箇所あるが、そのうち 2 箇所において、防災対策が完了したことから、組合せ雨量による通行止め基準を導入し、規制雨量を緩和している。（甲府河川国道事務所（国））

○都市計画道路（街路）の整備

災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内及び拠点間を結ぶ街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者安全性の向上及び駅・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要がある。（都市計画課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁の耐震化率は約 46%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

○橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」により対策を進める必要がある。（道路管理課）

平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【降灰対策の推進】

○富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり※

現在進められているリニアの本線工事については、県内路線の約三分の一を占める明かり区間（地上走行）に雪害や倒木、落石などにも強く、降灰対策にも効果が見込まれる防音防災フードを設置することで、さらなる防災力の強化が期待できる。（リニア交通課）

降灰により、鉄道施設や車両等に大きな被害が予想されるため、早期の復旧に向けての意識共有や連絡

体制の確保が必要である。（交通政策課）

これまで県管理道路において火山噴火に伴う除灰作業を行った経験がなく、現状では、降灰に対応できる経験や技術を持ち得ていない。今後は、予想される富士山噴火時の降灰から、避難路や輸送路を確保するため、道路の除灰に関する計画の検討を進め、除灰できる体制づくりを行う必要がある。（道路管理課）

【道路除排雪計画の運用等】

○山梨県道路除排雪計画の推進

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）

他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【地域活性化との連携】

○リニア駅前エリアの整備

本県の新たな玄関口となるリニア駅前エリアにおいて、大規模自然災害時における交通結節機能の確保について検討していく必要がある。（リニア推進課）

⑦農林水産

【流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備】

○流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備

県内に流通する食品及び水道水の放射性物質検査を平成 23 年から継続しており、流通食品及び水道水の安全性を確認している。また、残留農薬の検査も毎年実施している。今後も、大規模災害の発生に備え、確実な検査体制を整備する必要がある。（衛生業務課）

【森林の公益的機能の維持・増進】

○森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成 24 年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成 26 年度から開催している森林整備現場見学会の参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境税情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）

平成 19 年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業体とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成 24 年度から平成 28 年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業の CSR 活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）

県土面積の 78%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、「公益的機能別施業森林」の区域内等において、間伐等の森林整備について年間 6,400ha（R4）を目標に実施する計画を進めており、森林病害虫の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施して目標を達成する必要がある。（森林整備課、県有林課）

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業により森林整備を実施し、保安林の指定目的に沿った機能が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、引き続き機能を維持する必要がある。

（治山林道課）

【自立・分散型エネルギーシステムの導入等】

○木質バイオマスの利活用の推進

木質バイオマス燃料用木材供給量は、122,000m³/年（R11）を目指している。このため、森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県建設業協会と協定を締結したところであり、協定に基づく、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に向け、円滑な運用を進める必要がある。（治山林道課）

○環境悪化を防ぐための応急対策の推進

家畜排せつ物法施行（平成 11 年 11 月 1 日）後、毎年度、畜産農家巡回を通じて、家畜排せつ物の管理の適正化に努めるよう指導してきており、管理基準対象農家は 100%対応済みである。家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫が、万が一本県において発生した場合、迅速かつ円滑に防疫活動が実施できるよう平成 16 年度から、家畜保健衛生所ごとに両疾病に関する防疫演習を実施してきている。

引き続き、畜産農家巡回等を通じて「家畜排せつ物法」と「飼養衛生管理基準」遵守について指導するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習」を実施することによって、衛生環境の悪化防止に取り組んでいく必要がある。

なお、平成 24 年 3 月 23 日に（一社）山梨県建設業協会と処分家畜等の埋却作業を迅速かつ的確に実施することを目的とした「家畜伝染病における防疫対策業務に係る協定書」を締結した。（畜産課）

【土砂災害対策の推進】

○治山事業による土砂災害対策の着実な推進

山地災害危険地区 3,489 地区の内、平成 30 年度末現在で 2,322 地区に着手しており、着手率は 67%と一定の成果を得ているが、引き続き着実な未着手地区の解消に努める必要がある。（治山林道課）

○平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害を受け、山地災害危険地区において、荒廃状況等の緊急点検を実施し、早急に対策が必要な 49 箇所について令和 2 年度までの 3 年間で集中的に整備を進める必要がある。

（治山林道課）

韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

【森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究・水源涵養機能の確保に向けた二ホン

ジカと森林下層植生の管理に関する研究】

- 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

○農村資源の保全管理活動の推進

減災・防災につながる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払制度（平成 12 年度から）に取り組むとともに、農地周りの農業用施設の維持管理を支援する農地維持・資源向上活動支援事業（平成 19 年度から）に取り組んできた。

両施策ともに、大規模災害時の応急措置につながる重要な地域ぐるみの共同活動として地域に定着が図られてきているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、共同活動を継続するためには今後も支援が必要である。（農村振興課）

○老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。また、平成 25 年度からため池の機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、老朽化、耐震化対策が必要なため池について対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、緊急連絡網の整備等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業用水利施設等の整備が必要である。（耕地課）

○基幹的農業水利施設等の整備

これまで、農業水利施設については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課、関東農政局）

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

○農業集落排水施設の老朽化対策の推進

農業集落排水事業を昭和 59 年度から実施し、44 箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成 25 年度に施設の整備目標 100%を達成し、一定の成果を得ている。一方、施設の機能維持に向けた取り組みとして機能診断調査を平成 23 年度から計画的に実施しており、令和元年度までに県内 44 地区全てが完了する予定である。（耕地課）

【農産物の生産技術の普及等】

○県産農産物の生産技術対策の普及徹底

農業気象災害の対応は、これまで事前・事後対策の作成をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しており、被害を最小限にとどめるなど、成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める必要がある。

（農業技術課）

○農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行っており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。（農業技術課）

【放射性物質等の検査体制の整備】

○農産物の放射性物質等検査体制の整備

放射性物質検査を平成 23 年度以降、毎年、検査を実施しており、本県農産物の安全・安心の担保を確保している。平成 25 年度から本県産農産物は国の検査指定を除外されたが、JA 等と連携し自発的に検査を実施しており、大規模自然災害に備え、これまでに構築した検査体制をより充実させる必要がある。

（農業技術課）

【農産物等供給体制の確立】

○飼料供給体制の確立に向けての検討

災害発生時の県外からの「飼料」の供給体制整備の具体的な内容については、検討に時間を要しているが、今後も、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携した供給体制の構築に向けて、検討を継続していく必要がある。（畜産課）

○災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）

災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

○基幹農道の整備

基幹農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。一方、昭和40年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは施設の安全性の調査を進め、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で荒廃農地2,234haを解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。（耕地課）

【地域活性化との連携】

○CLT工法等新技術の導入

県産材の更なる需要拡大に向けて、国が普及に取り組んでいるCLT工法等の新たな技術を導入することにより、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図っていく必要がある。（林業振興課）

○県産材需要拡大の推進

平成23年3月に県が策定した「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成29年9月改正）に基づき、公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」を設置し、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施してきた。公共建築物の木造・木質化を進めることで県産材のPRに努めているが、県全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がある。（林業振興課）

○県産材の安定供給のための基盤整備

県産材を低コストで安定的に供給するため、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備を推進する必要がある。（治山林道課）

○植物工場などの農村高齢者就業機会の確保

野菜の大規模生産施設は、地域農業の生産性の向上を図るとともに、周年的に地域雇用を創出できる場として農村地域の活性化につながることを期待されている。また、野菜類の施設栽培は、労働環境面からも身体への負担が少なく、高齢者の就業の場としても活用が可能であるため、引き続き、施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する必要がある。（果樹・6次産業振興課）

○6次産業化支援体制の充実

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し地域活力の向上を図るため、農産物等の地域資源を活用した6次産業化に取り組もうとする農業者等を支援し、6次産業化の取り組みを拡大する必要がある。（果樹・6次産業振興課）

○新規就農の促進

山梨県就農支援センターに2名の就農支援マネージャーを配置し、県内外において就農相談を行い、新規就農者の確保・育成を図っている。今後も農業の担い手を確保・育成するため、就農支援センターを活

用した新規就農への継続した取り組みが必要である。（担い手・農地対策室）

○就農定着支援の充実

就農前後の一定期間の所得を確保する、農業次世代人材投資資金の活用とともに、県独自のアグリマスターによる就農定着支援制度等により、新規就農者は増加傾向にある。新規就農者の増加は地域の活性化につながるため、今後も農業次世代人材投資資金の活用やアグリマスターによる技術習得等の就農者支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。（担い手・農地対策室）

○企業の農業参入の促進

毎年度、10社程度の企業の農業参入の実績がある。近年は、県外の資本力の大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化にも貢献している。引き続き、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する必要がある。（担い手・農地対策室）

⑧国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

【原子力災害対策の促進】

○原子力災害対策の促進

原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関（職員）の資質の向上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災害に関する知識の普及と啓発を行っている。引き続き、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災訓練等へ職員派遣し防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る必要がある。（防災危機管理課）

【森林の公益的機能の維持・増進】

○森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成 24 年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成 26 年度から開催している森林整備現場見学会の参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）

平成 19 年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業体とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成 24 年度から平成 28 年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業の CSR 活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）

県土面積の 78% を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、「公益的機能別施業森林」の区域内等において、間伐等の森林整備について年間 6,400ha（R4）を目標に実施する計画を進めており、森林病虫害の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施して目標を達成する必要がある。（森林整備課、県有林課）

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業により森林整備を実施し、保安林の指定目的に沿った機能が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、引き続き機能を維持する必要がある。

（治山林道課）

【災害廃棄物処理体制の整備】

○災害廃棄物の処理体制の整備

平成 28 年 1 月の廃棄物処理法に基づく基本方針の改正により、災害時に発生する災害廃棄物の処理について、国の指針（平成 26 年 3 月）に基づく災害廃棄物処理計画を定めることが市町村の役割として位置づけられているが、本県で指針に基づく計画を策定等している市町村数は令和元年度（10 月現在）で、11 市町村（40%）に留まっている。このため、災害時に迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行われるよう、市町村による計画の策定を推進するとともに、計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。（環境整備課）

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

地震等の大規模災害により発生した災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力については、山梨県産業資源循環協会と協定を締結し、応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力については、山梨県カーリサイクル協同組合と協定を締結し、災害に備えた体制の強化を図っている。災害の発生時において、この協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。（環境整備課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。

（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

○地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、河川・砂防管理者対応マニュアルを作成し、円滑な運用を図ってきているが、対応経験のない職員が増えていることから、引き続き円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する必要がある。（治水課、砂防課）

○災害時における緊急対処法マニュアルの更新

災害拡大や 2 次災害の防止を図るため、道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルを策定し、毎年度、緊急対処訓練を実施しており、一定の成果を上げているが、より実践的な対処が求められることから、引き続き緊急対処法について検証を行う必要がある。（道路管理課、治水課、砂防課）

○災害時における下水道応急復旧体制の強化

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、(公社)日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集やBCP訓練等を実施してきている。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。(下水道室)

【社会資本整備重点計画の策定】

○社会資本整備重点計画の策定

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26、第三次：H26～R1）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第三次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第四次計画を策定し、整備を推進する必要がある。(県土整備総務課)

【土砂災害対策の推進】

○治山事業による土砂災害対策の着実な推進並びに老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

山地災害危険地区3,489地区の内、平成30年度末現在で2,322地区に着手しており、着手率は67%と一定の成果を得ている。平成25年度から平成29年度に治山施設の点検を実施し、早期に対策が必要となった104施設の内、平成30年度までに87施設について補修を行っており、令和元年度にはすべて完了する予定である。引き続き5年に1回の点検を実施し、対策が必要な施設の補修等による長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。(治山林道課)

韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。(治山林道課、山梨森林管理事務所(国))

○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

本県の土砂災害警戒区域は7,091箇所指定されており、砂防施設が整備済みの箇所が約1,500箇所の約21%と低い状況である。また、土砂災害警戒区域内にある人家戸数約65,000戸のうち、砂防施設の整備により土砂災害から守られている人家戸数が約24,000戸と約37%にとどまっている。今後、砂防施設の整備により土砂災害から守られる人家戸数を着実に増加させる必要がある。(砂防課)

南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和35年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。(富士川砂防事務所(国))

○砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定した。今後は、長寿命化計画に基づき適切に維持管理を実施してくとともに、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する必要がある。(砂防課、富士川砂防事務所(国))

【森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究・水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究】

○ 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。(森林総合研究所)

【農地の保全等による災害対策の推進】

○老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。また、平成25年度からため池の機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、老朽化、耐震化対策が必要なため池について対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、緊急連絡網の整備等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。(耕地課)

○土砂災害等を防ぐ農業水利施設等の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業水利施設等の整備が必要である。(耕地課)

○基幹的農業水利施設等の整備

これまで、農業水利施設については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年

数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課、関東農政局）

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

【洪水被害等を防止する治水対策の推進】

○河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内6多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね80年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後100年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課）

○洪水被害を防止する河川整備の推進

県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施しているが、未整備の箇所も多く、引き続き河川改修を実施する必要がある。

今後も、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

○雨水貯留浸透施設の整備の推進

流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われ、流域の保水・遊水機能が低下し、雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が增大する傾向となっている。このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。（治水課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で荒廃農地2,234haを解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。（耕地課）

【水防対策の推進】

○「知って備えて命を守る」取組の推進※

水害から県民の生命を守るために、行政が適切に情報を提供することと、県民が自分の命は自分で守る意識を持つこと「知らせる努力と知る努力」が必要である。また、広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

○水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げているが、災害対応経験のない水防団員が多いことから、引き続き水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。（治水課）

○水防用資材の備蓄の推進

水害から住民の生命を守るため、水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使

用など、一定の成果を上げているが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要がある。（治水課）

【放射性物質等の検査体制の整備】

○大気中の放射線測定体制の整備

大気中の放射線測定体制については、現在、県内 5 箇所に設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の 24 時間監視及び県内 4 地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視（月 1 回）を実施している。また、空間放射線量率以外の試料（大気浮遊じん、降下物、降水）についての測定も実施しており、原発事故等が発生した場合、国からの指示によりモニタリングを強化することとされているため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要がある。（大気水質保全課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○下水道施設の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

○下水道施設の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP 訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。下水道施設の耐震化率は、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約 70%、中継ポンプ場で約 90%、管渠については約 77%である（平成 30）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。（下水道室）

○水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成 29 年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は 72.1%、基幹管路の耐震適合率は 37.6%（平成 29 年度末）となっている。また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

更に、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成 18 年 3 月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。

（衛生業務課）

【富士山の噴火予測手法の確立等】

○富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進、富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

富士山の防災対策を実効的に行うためには、富士山の噴火履歴とそれを基にした噴火シナリオの構築、災害を予測するための火山現象の数値シミュレーション、火山活動の観測が不可欠である。平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の精緻化、噴火シナリオの構築や既存の数値シミュレーションの富士山への最適化、噴火予想を目的とした重力観測、他の研究機関と研究および火山観測に関する協力関係の構築、火山観測データの流通等を実施している。一方で、富士山の過去の噴火の数は他の火山に比べ圧倒的多く、さらなる噴火履歴の精緻化のための研究を継続する必要がある。

また、富士山の噴火は噴火様式や規模が多様であること、噴火するまで火口が確定できないことから、噴火発生時に避難を速やかに行うためには、噴火の兆候を捉えるための火山観測の充実や噴火予測手法の確立、災害を予測するための数値シミュレーションの開発、噴火発生時に速やかに避難行動が取れるような次世代型のハザードマップの開発が不可欠となっている。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測手法および災害予測手法の開発・確立、次世代型のハザードマップの開発などの取り組みを推進する必要がある。

更に、これら研究の成果を基に、平成 15 年度以降、富士山学等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に取り組んでおり、一定の成果を上げている。一方で、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を契機に、平成 27 年に活動火山対策特別措置法が改正され、周辺住民だけでなく火山を来訪する登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

○富士山の火山ハザードマップの整備等

現行のハザードマップが作成された平成 13 年以降、富士山に関わる様々な研究が多くの機関によって行われ、様々な知見が得られている。富士山科学研究所においても平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」とその継続研究を実施し、ハザードマップ改訂のための検証を実施している。これらの研究から富士山の噴火災害を軽減するためには、噴火に際して実効的な火山ハザードマップの方法論の検討とその整備、ハザードマップを使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

【富士山火山防災の推進】

○富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進

富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士砂防事務所、静岡県及び山梨県により平成 29 年度に策定。

更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成 30 年度より直轄砂防事業が始まった。

今後は、富士北麓地域 8 市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、都留市及び身延町）の首長及び議会議長からなる富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会と共に計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

2. 横断的分野

①リスクコミュニケーション

【災害時相談支援体制の充実】

- 被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口の生活相談マニュアルの見直し
相談の多い公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を定期的に収集し相談対応を行い、緊急時における適切な情報提供を図るなど、一定の成果を得ている。引き続き、総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行った上で、生活相談マニュアルの内容を見直す必要がある。（県民生活・男女参画課）
- 県、市町村及び消費生活協力員による災害時の消費生活相談窓口の強化
災害時の消費生活相談については、市町村や消費生活協力員に対して、災害時の消費生活相談に係る情報提供等を行い、消費生活相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、市町村の消費生活相談窓口が被災等により開設できない場合の相談体制の構築及び市町村や消費生活協力員に対し、相談体制や消費者被害情報等を提供することにより消費者被害の防止を図る。（消費生活安全課）
- 災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応
災害時の県税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、平時からホームページ等で周知を行っている。また、災害発生時には各種媒体により同制度の広報を行うこととしている。引き続き、円滑な制度運用を図るため、ホームページ等で周知を行う必要がある。（税務課）
- 被災者の生活再建支援の充実
被災者生活再建支援制度の円滑な運用を図るため、市町村に制度内容の周知を行うとともに、県民に対して制度の普及啓発を行っている。また、国の支援制度が適用とされない自然災害もあるため、適用要件をより緩和した県独自の支援制度を創設した。今後、更なる支援制度の充実を図るため、知事会等を通じて国へ働きかけていくとともに、引き続き、市町村及び県民に対して、支援制度の周知を図る必要がある。（防災危機管理課）
- 災害時における DV 等被害者生活相談の周知
災害時における DV 被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びびゅあ総合に相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）を設置し、県ホームページで周知するとともに、避難所においても周知が図られるよう市町村に要請してきているが、被害女性の相談・一時保護は女性相談所等の最優先業務であるため、引き続き、相談窓口の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う必要がある。（県民生活・男女参画課、子ども福祉課）
- 災害時の心のケア研修の実施
これまで、災害時における在宅被災者等への相談支援体制の整備のため、避難所等での滞在が長期にわたり、さまざまなストレスによって心身に不調を来した被災者に対する心のケアの手法等について、医療関係者をはじめ様々な職種を対象に研修を実施してきており一定の成果があるが、未だ不十分であり、引き続き体制の整備に取り組む必要がある。（障害福祉課）

【防災教育等による地域防災力の強化】

- 富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等
火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発のため、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組む必要がある。また、小中学校や高等学校の富士山学等、大学における講義を通じて火山防災教育を推進する必要がある。また、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を契機に、平成 27 年に活動火山対策特別措置法が改正され、周辺住民だけでなく火山を来訪する登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の効果的な仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）
- 効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進
これまで、防災危機管理課、防災安全センター等において防災に関する研修会、訓練、啓発等、また学校において防災教育を実施してきており、一定の成果を上げている。また、平成 26 年度から 28 年度まで山梨大学（地域防災・マネジメント研究センター）、国（甲府河川事務所、富士川砂防事務所）及び県で山梨防災教育研究会を設置し、関係部署間の情報共有、相互連携等を図ってきたが、引き続き、各種防災教育関連事業の一層の充実を図るため、情報共有、相互連携等を図る必要がある。（県民生活・男女参画課、防災危機管理課、治水課、砂防課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課、スポーツ健康課、社会教育課）
- 県民の防災意識の啓発・高揚
県民の防災意識の一層の向上を図るため、防災安全センターにおいて、地震、煙などの体験事業や、起震車を活用しつつ防災知識の習得ができる出張講座等を実施するとともに、県のホームページ（やまなし防災ポータル）を活用した、各種防災情報や防災知識などの情報提供の充実・強化を図っている。引き続き、県民の防災意識の一層の向上を図るため、移動防災教育講座等を実施する必要がある。

（防災危機管理課）

○家庭や事業所等における備蓄充実の促進

大規模災害発生時に、家庭や事業所等における必要な水や食料等の備蓄の充実を促進するため、防災リーフレット、講習会、やまなし防災ポータル等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行っている。引き続き、家庭や事業所等における更なる備蓄の充実を促進するため、防災リーフレット、講習会、やまなし防災ポータル等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行う必要がある。（防災危機管理課）

○外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成23年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布するとともに、ホームページで公開している。外国人住民は社会的な出入りがあることから、外国人住民の防災意識を高めるため、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する必要がある。（国際観光交流課）

○土砂災害防災訓練の実施

土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、毎年6月の土砂災害防止月間に合わせて市町村が行う土砂災害防災訓練において啓発活動を実施しているが、重要性等が十分に浸透しているとは必ずしもいえないため、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（砂防課）

○警戒宣言発令時における自動車の不使用・自粛に関する県民への広報等の実施

警戒宣言発令時における県民の自動車の不使用・自粛を図るため、これまで、広報用チラシを防災訓練等の際に配布し、また、県警ホームページに掲載するなど、継続的に広報を実施してきたが、より広く周知を行うため、各種機会をとらえて引き続き広報を実施する必要がある。（警察本部）

○住民の防災意識の醸成の推進

住民の防災意識の醸成を図るため、警察署の交番や駐在所で発行するミニ広報紙に、災害への対応ほか災害に関連した内容の記事を掲載するとともに県警ホームページに災害関連の内容を掲載し、適宜、見直しを行ってきており、住民の防災意識の向上に一定の成果を上げているが、引き続き取り組みを行う必要がある。（警察本部）

【学校における防災教育等の推進】

○砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施

土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を教えるため、毎年6月の「土砂災害防止月間」や7月の「川に親しみ、水辺にふれあう運動推進強調月間」等に合わせて、小学生を対象に砂防移動教室や河川出前講座を実施しているが、重要性等が十分に浸透しているとは必ずしもいえないため、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（治水課、砂防課、甲府河川国道事務所（国））

○公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対策の推進・促進

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校に対し、管理職研修や防災リーダー研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、防災危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。また、平成24年度から小・中学校において、主に災害図上訓練を学校で実践できるよう防災教室を各校1名参加で実施し、教職員が、危険箇所等を事前に把握することについての意識は高まってきている。

更に、平成24年度から県立学校及び小・中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「緊急地震速報受信システムの設置」、「学校防災アドバイザーの活用」、「災害ボランティア活動の推進」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。県立学校では、防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取り組みは、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、引き続き取り組みを行う必要がある。（義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）

○公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）の教職員のカウンセリング知識の向上

これまで、小・中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）にスクールカウンセラーの配置又は派遣を実施してきており、併せて、養護教諭研修会等で児童生徒の心のケアについての研修を進めてきた。平成23年度からは、阪神淡路、新潟中部、東北3県での児童生徒の心のケアの状況を各種研修会・大会で把握し、県立学校及び小・中学校の養護教諭・教頭・初任教職員に、児童生徒の心のケアについて研修や演習を実施しており、また、平成27年度からは、しなやかな心の育成シンポジウムの中で啓発を行うなど災害時の児童生徒の心のケアの重要性の理解は進んできている。

しかしながら、各学校で実施している各種防災研修との連携が十分でなく、全教職員に対する研修は不足しているため、引き続きこれまでの取り組みを進めるとともに、全教職員に対する研修を行う必要がある。（スポーツ健康課）

【ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知】

○富士山の火山ハザードマップの整備等

富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。そのため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討やハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキルを取得するための防災教育に取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

○液状化の危険度情報の提供

液状化の危険度がわかる液状化危険度マップを作成し、県のホームページにおいて情報提供を行っており、県民の防災に係る防災意識の啓発に役立っている。引き続き、県民への液状化に対する意識を啓発するため、液状化危険度マップを周知する必要がある。（防災危機管理課）

○老朽化した農業用ため池の整備（ため池ハザードマップの周知、情報連絡体制等の整備）

ため池の防災・減災対策を講じる上では、ハード対策とともに、ため池ハザードマップの地域住民への周知、緊急連絡体制の整備などのソフト対策を検討し、併せて施設を適切に保全管理する活動を継続的に実施できる体制を構築する必要がある。（耕地課）

○「知って備えて命を守る」取組の推進

水害から県民の生命を守るために、行政が適切に情報を提供することと、県民が自分の命は自分で守る意識を持つこと「知らせる努力と知る努力」が必要である。また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

○河川情報システムの運用

防災のための情報提供手段の確立のため、総合河川情報システムを整備し、各河川の雨量・水位情報を収集し、リアルタイムにインターネット・携帯電話に情報提供を行ってきており、迅速な警戒避難行動に一定の成果を上げているが、ICTの進展に伴うサーバやネットワークの性能向上、ソフトウェア技術の革新などに適確に対応して、引き続き適切なシステムの運用を図る必要がある。（治水課）

○土砂災害等情報システムの構築・運用

土砂災害警戒情報システム等を整備し、平常時は土砂災害危険箇所等の情報を、降雨時（災害時）には気象情報、土砂災害の危険性が高まっている箇所等の災害関連情報を市町村や住民等に提供している。また、県内のケーブルテレビ事業者と土砂災害情報の配信について協定を締結し、災害時等にマスメディアによる情報提供を行うなど一定の効果を上げているが、今後も効果的な情報提供を行う必要がある。（砂防課）

○土砂災害警戒区域等の指定及び周知

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害防止法の施行に伴い基礎調査を実施し、これまでに7,091箇所の土砂災害警戒区域の指定をしてきた。しかし、指定以降の地図精度向上や土地利用状況の変化が生じているため、基礎調査を実施し、必要に応じ調査結果に基づく土砂災害警戒区域等の指定見直し（追加・削除）を行う必要がある。また、警戒避難体制の整備が十分に浸透しているとは必ずしも言えないため、今後は指定区域を管理・公開するために作成した土砂災害等情報システムを通し定期的に啓発活動を行う必要がある。（砂防課）

②人材育成

【人材育成等による地域防災力の強化】

○防災対策に関する意識啓発及び人材の育成

防災対策に関する意識啓発及び人材の育成を図るため、地域防災リーダー養成講座等への女性の参加を促す取り組みや防災意識・女性の参画の重要性についての啓発講座等を開催し、平成 30 年度は地域防災リーダー養成講座への女性の参加割合が 11.7%を占めるなど一定の成果を得ている（平成 22 年度は 0.7%）。

引き続き、防災対策に関する意識啓発及び人材を育成するため、男女共同参画推進センターで実施する講座等を通じ、防災意識や女性の参画の重要性を啓発する必要がある。（県民生活・男女参画課）

○地域防災力を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的実施するとともに、地域県民センターで自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、併せて女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年度、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。

これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

○防災士の養成

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成 24 年度から 3 年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村からの受託により防災士養成講座を開催し、平成 30 年度には 77 人が受講しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

③官民連携

【災害時相談支援体制の充実】

- 大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定
 県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続し、相談できる体制を確保する必要がある。（県民生活・男女参画課）

【NPO等との連携・協働の促進】

- 災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
 大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。
 （防災危機管理課）

④老朽化対策

【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

○公共施設等総合管理計画の策定

これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から、従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあることから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、平成 27 年度に「山梨県公共施設等総合管理計画」を策定した。

今後は、同計画に基づく施設類型ごとの個別施設計画を策定するなど、県が管理・所有する公共施設等の全体の状況を把握し、総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。（財産管理課）

○社会資本整備重点計画の策定

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26、第三次：H26～R1）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第三次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第四次計画を策定し、整備を推進する必要がある。（県土整備総務課）

【鉄道設備の老朽化対策の推進・促進】

○鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

【上下水道施設の老朽化対策の促進等】

○水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成 29 年度の水綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は 72.1%、基幹管路の耐震適合率は 37.6%（平成 29 年度末）となっている。また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。（衛生薬務課）

○下水道施設の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

【道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進】

○老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成 30 年度までに 94 施設の補修が完了したところである。今後、平成 30 年度に実施した施設の再点検に基づき、555 箇所ある橋梁のうち 83 箇所を優先的に補修するなど、災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策に、引き続き取り組む必要がある。（治山林道課）

○基幹農道の整備

基幹農道は広域的な営農団地を結ぶことにより農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。一方、昭和 40 年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは施設の安全性の調査を進め、今後、老朽化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

○緊急輸送道路及び生活道路における老朽化対策

幹線道路、生活道路等、既存道路の改築などによる老朽化対策も推進していく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

○橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」により対策を進める必要がある。（道路管理課）

平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

○緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁の耐震化率は約46%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農業用施設等の老朽化対策の推進】

○農村資源の保全管理活動の推進

減災・防災につながる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払制度（平成12年度から）に取り組むとともに、農地周りの農業用施設の維持管理を支援する農地維持・資源向上活動支援事業（平成19年度から）に取り組んできた。

両施策ともに、大規模災害時の応急措置につながる重要な地域ぐるみの共同活動として地域に定着が図られてきているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、共同活動を継続するためには今後も支援が必要である。（農村振興課）

○老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。また、平成25年度からため池の機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果を踏まえ、老朽化、耐震化対策が必要なため池について対策工事を実施する必要がある。更に、これらのハード対策と併せて、緊急連絡網の整備等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業用水利施設等の整備が必要である。（耕地課）

○基幹的農業水利施設等の整備

これまで、農業水利施設については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課、関東農政局）

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

○農業集落排水施設の老朽化対策の推進

農業集落排水事業を昭和59年度から実施し、44箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成25年度に施設の整備目標100%を達成し、一定の成果を得ている。一方、施設の機能維持に向けた取り組みとして機能診断調査を平成23年度から計画的に実施しており、令和元年度までに県内44地区全てが完了する予定である。（耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。（耕地課）

【河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進】

○老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設については、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

○河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、

排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内 6 多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね 80 年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後 100 年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課）

○砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

山梨県は古より土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定した。

今後は、長寿命化計画に基づき適切に維持管理を実施してくとともに、トータルコストを削減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する必要がある。

（砂防課、富士川砂防事務所（国））

【都市公園施設の老朽化対策の推進】

○都市公園施設の長寿命化の推進

これまで、平成 22 年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は 100%（平成 24 年度末）である。また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、12 県営公園において、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行った。引き続き、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（都市計画課）

○都市公園の防災活動拠点機能の強化

「東海地震応急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成 20 年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。

山梨県地域防災計画において、防災活動拠点に指定された県営都市公園については一定の防災機能整備は完了しているが、近年の災害発生時の状況等をみると、より高い機能が求められる傾向にある。

（都市計画課）

【県営住宅の老朽化対策の推進】

○県営住宅の長寿命化の推進

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」（H21～R2）に基づき、更新時期を経過した住宅の建替え、全面的改善工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに千塚北団地ほか 6 団地の建替えや、三珠団地ほか 5 団地の全面的改善工事などを行い、一定の成果があった。しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、長寿命化計画を改定し、引き続き、計画に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。

（住宅対策室）

⑤研究開発

【富士山の噴火予測手法の確立等】

○富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進、富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

富士山の防災対策を実効的に行うためには、富士山の噴火履歴とそれを基にした噴火シナリオの構築、災害を予測するための火山現象の数値シミュレーション、火山活動の観測が不可欠である。平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の精緻化、噴火シナリオの構築や既存の数値シミュレーションの富士山への最適化、噴火予想を目的とした重力観測、他の研究機関と研究および火山観測に関する協力関係の構築、火山観測データの流通等を実施している。一方で、富士山の過去の噴火の数は他の火山に比べ圧倒的多く、さらなる噴火履歴の精緻化のための研究を継続する必要がある。また、富士山の噴火は噴火様式や規模が多様であること、噴火するまで火口が確定できないことから、噴火発生時に避難を速やかに行うためには、噴火の兆候を捉えるための火山観測の充実や噴火予測手法の確立、災害を予測するための数値シミュレーションの開発、噴火発生時に速やかに避難行動が取れるような次世代型のハザードマップの開発が不可欠となっている。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測手法および災害予測手法の開発・確立、次世代型のハザードマップの開発などの取り組みを推進する必要がある。

富士山では毎年雪代が発生し、富士スバルラインに土砂流出が起り被害を与えている。これまで実施した研究「雪崩発生条件の解明と観測機器の開発（平成 26 年～29 年）」、「斜面崩壊による災害観測を可能とする IoT 観測機器の開発（平成 30 年より実施）」により既存の火山観測網や臨時振動観測点を設置することにより、発生源や流路を特定する技術が開発されつつある。これらの検知技術は、火山噴火発生後の降雨型土石流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊等の火山における現象に対しても応用することが可能であり、研究開発を継続して実施する必要がある。

平成 15 年度以降、富士山学等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に取り組んでおり、一定の成果を上げている。一方で、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を契機に、平成 27 年に活動火山対策特別措置法が改正され、周辺住民だけでなく火山を来訪する登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

【森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究・水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究】

○ 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

（別紙3）起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

- ・◆印・太文字は重点化施策であることを示す。
- ・太文字・※印は、最も施策効果が発揮できる事態であることを示す。

1. 直接死を最大限防ぐ

（1-1）住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定の多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進※

- 災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。（防災危機管理課）

◆住民参加型の県地震防災訓練の実施

- 県民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県・市町村・防災課県機関・住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施する。（防災危機管理課）

【住宅・都市】

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進※

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き避難所運営マニュアルの作成・見直し、備蓄品の整備等、市町村と連携を図りながら進めていくように指導する。（義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）

◆木造住宅等の耐震化の促進※

- 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、市町村や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する。（建築住宅課）

◆避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- 地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、市町村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

◆都市公園施設の長寿命化の推進※

- 都市公園施設の安全性の確保を図るため、長寿命化計画を策定した12県営都市公園について、危険度・優先度が高い箇所から事業を実施することとし、都市公園施設の日常点検や定期点検を実施するとともに施設の長寿命化を図る。（都市計画課）

◆都市公園の防災活動拠点機能の強化

- 防災活動拠点として指定された都市公園において、現状の防災活動拠点機能について検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、さらなる機能強化につながる整備についても検討を進めていく。（都市計画課）

◆災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施※

- 災害に強い市街地の形成を図るため、引き続き土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、事業中の箇所を早期に完成させるとともに、対象事業箇所への補助を積極的に実施する。（都市計画課）

◆「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進※

- 災害に強いまちづくりを推進するため、市町村に対しガイドラインの主旨や内容の周知を図り、また、地震等により市街地が被災した場合、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを取りまとめた「都市復興ガイドライン」に基づき、復興の手順や復興後の都市のあるべき姿を事前に検討できるよう市町村都市計画担当者と合同で模擬策定訓練を実施する。（都市計画課）

◆県営住宅の長寿命化の推進※

- 建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替えや改善事業などを実施する。（住宅対策室）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進※

- 災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、引き続き、市町村と関係団体へ対応マニュアルの周知を行うとともに、マニュアルの改訂やマニュアルに基づいた訓練を実施する。また、借上げ型応急仮設住宅における県境を越えた広域連携体制の強化を図る。（建築住宅課、住宅対策室）

◆空き家対策の推進

- 危険な空き家の解消を図るため、引き続き、空き家対策の実施主体である市町村の支援を行ない、空き家対策を推進する。（住宅対策室）

【交通・物流】**◆電線類地中化の推進※**

- 魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き市街地等において電柱や電線を無くすための地中化の事業を推進する。
（道路整備課、道路管理課、都市計画課）
- 良好な景観を整備し、地震等による電柱の倒壊や電線類の切断による2次災害を防止するため、引き続き地中化の事業を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和9年度を目途に耐震化率が100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）
- 引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」に基づき対策を進める。（道路管理課）
- 道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

- 災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）
- 災害装備資機材の整備の推進（参照：2-3）
- 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-2）
- 様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）
- 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）
- 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）
- 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）
- 消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
- 救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）
- 消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）
- 救急搬送体制の充実強化（参照：2-3）
- 消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）
- 消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施（参照：2-3）

【住宅・都市】

- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（参照：7-1）

【保健医療・福祉】

- 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
- 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）
- ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）
- ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）
- 広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）（参照：2-3）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

- 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：5-1）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4－3）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）
鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5－3）

（1-2）住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施※

- 引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

◆住民参加型の県地震防災訓練の実施※

- 県民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施する。（防災危機管理課）

◆県庁舎等の耐震化の推進※

- 「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、平成27年度に耐震化率100%を達成した。今後は、県有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組む。（財産管理課、営繕課）

【住宅・都市】

◆県営住宅の長寿命化の推進※

- 建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替えや改善事業などを実施する。（住宅対策室）

県立文化施設等における防災対策の推進※

- 県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の対応能力や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（学術文化財課、社会教育課）

◆私立学校の耐震化の促進※

- 私立学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけ、引き続き耐震化を促進する。（私学・科学振興課、子育て政策課）

◆避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- 地域住民の避難路や緊急車両等の輸送道路を確保するため、市町村が指定することにより耐震診断の実施及び結果の報告が義務付けられた避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

◆保育所等の耐震化の促進

- 施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行っていく。（子育て政策課）

◆公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進※

- 学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策（吊り天井等の非構造部材を含む）の促進とともに適切な維持管理を行う。（学校施設課）

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進※

- 国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策の推進のため、引き続き解体修理工事の際に耐震対策のための構造補強工事等に対して助成を行う。（学術文化財課）

◆災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

- 災害に強い市街地の形成を図るため、引き続き土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、事業中の箇所を早期に完成させるとともに、対象事業箇所への補助を積極的に実施する。（都市計画課）

空家対策の推進※

- 危険な空き家の解消を図るため、引き続き、空き家対策の実施主体である市町村の支援を行ない、空き家対策を推進する。（住宅対策室）

【保健医療・福祉】

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進※

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討※

- 引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要

援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。（健康長寿推進課）

災害時の介護支援者の確保推進※

- 災害時に必要な介護支援者を確保するため、引き続き介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進める。（健康長寿推進課）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進※

- 災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、引き続き児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で施設の状態に応じた助言を行う。（子ども福祉課）

災害時要援護者等の避難場所としての障害者福祉施設の利用の促進※

- 被災障害者のための一時的な避難所として障害者福祉施設を活用するため、地域的なバランスに配慮しつつ、障害者福祉施設との協定締結等について各市町村に助言を行っていく。（障害福祉課）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築※

- 災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受け入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受け入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。（障害福祉課）

障害者に対する情報支援体制の構築※

- 災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、平成 25 年度に策定した手話ボランティアの派遣マニュアルを基に手話通訳ボランティアの派遣等、各市町村と具体的な検討を進める。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する。（障害福祉課）

◆病院の耐震化の促進

- 未耐震の病院に対し、今後速やかに耐震化の啓発を図るとともに、耐震改修等に向けた支援を行う。（医務課）

【情報通信】

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討※

- 災害時の無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査した上で改修・更新等の計画の策定を警察本部関係所属と連携し、検討する。（警察本部）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）
- 様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）
- 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）
- 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）
- 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）
- 消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
- 救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）
- 消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

- 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）
- 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

- 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
- 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）
- ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）
- ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）
- 広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）
- 病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）
- 医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：2-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

- 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：5-1）

【情報通信】

- 公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）

（1-3）豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）

- 地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う。（防災危機管理課）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の運用※

- 災害時の要援護者支援対策推進のため、今後は山梨県社会福祉協議会の行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。（福祉保健総務課）

【農林水産】

◆浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備※

- 農地の浸水が懸念される地域において、農業水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等との調整の上、計画的な整備を行う。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

◆浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）※

◆河川管理施設及びダムの長寿命化の推進※

- 洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤の整備や機能強化等の対策を推進するとともに、河口湖水門等の河川施設の長寿命化を図る。また、県内6多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課）

◆洪水被害を防止する河川整備の推進※

- 県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施する。今後も、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、重点箇所を中心に整備を行い、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効利用を推進する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

雨水貯留浸透施設の整備の推進※

- 洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設の整備による減災対策を推進し、流域全体での流出抑制対策の重要性を周知するため、パンフレットの配布や講習会の開催などによる啓発活動を実施する。（治水課）

◆「知って備えて命を守る」取組の推進※

- 水害から県民の生命を守るため、①県民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取り組みを推進する。また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

◆水防訓練の実施※

- 洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、引き続き水防訓練を実施する。（治水課）

水防用資材の備蓄の推進※

- 水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄を行う。（治水課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等（参照：2-3）

ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備（参照：2-3）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：4-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：4-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

社会資本整備重点計画の策定（参照：6-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

（1-4）富士山火山噴火による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

広域応援協定の具体的運用体制の整備※

- 緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。（消防保安課）

◆富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）※

- 富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化のため、引き続き、広域避難計画の必要な改正や訓練を実施するとともに、令和2年度末までに改訂が予定されている富士山ハザードマップの見直しを踏まえた計画検討が必要である。更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う。（防災危機管理課）

◆避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進※

- 富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施、避難行動要支援者の避難における人的支援に関する協定を検討する。（防災危機管理課）

◆現地に密着した火山噴火対策の推進※

- 溶岩流からの避難対策の実施に向け、関係する市町村や各機関等との現地調整機能の向上が求められる。このため、県は富士吉田合同庁舎へ富士山火山防災事務所(仮称)を設置し、火山防災に従事する専任職員を配置する。（防災危機管理課）

◆避難時間を短縮するための対策の企画立案実践※

- 溶岩流を始め、火砕流や融雪型火山泥流等の詳細なシミュレーションに基づくハザードマップの改定作業が、令和2年度を目途に進められている。富士山火山防災対策協議会によるハザードマップの改定に対応する広域避難計画の改正や、県、市町村等による改正後の計画を踏まえた中央自動車道の活用による広域避難訓練の実施、その成果等を踏まえた県による広域避難行動計画の継続的な見直しなどを推進していく。
また、県は、避難誘導などを行う火山防災人材の育成のための地域の防災リーダーに向けた研修の実施や、避難車両の調達の検討を進める。なお、国に対しては、火山防災強化推進都道府県連盟により、避難支援に関する研究及び技術開発を求めていく。（防災危機管理課）

◆火山防災対策拠点の在り方を検討し、拠点を中心に総合的な防災対策の推進

- 火口位置が特定できない富士山の噴火に対応できるよう、噴火時における県現地災害対策本部などの火山防災のための拠点機能の在り方について、有識者及び関係機関により幅広く検討を行う。（防災危機管理課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

- 外国人旅行者に不慣れな県内を安心して観光してもらうため、観光情報を充実するとともに、災害時に防災情報を取得できるよう、継続して情報発信していく。（観光プロモーション課）

【情報通信】

被災状況等の効果的情報収集体制の確立※

- 災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムの整備を図り、システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 富士山火山噴火で想定される土砂災害等の際にも林道の機能を維持できるよう、引き続き機能強化に努める。（治山林道課）

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備※

- 災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士

山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。（道路整備課）

- 非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆スマートICの整備促進

- 災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
- 中部横断自動車道・南部IC～下部温泉早川IC間の令和2年内の完成に向け、国が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり※

- 現在進められているリニアの本線工事については、県内路線の約三分の一を占める明かり区間（地上走行）のさらなる防災力強化のため、雪害や倒木、落石などにも強く、降灰対策にも効果が見込まれる防音防災フードの設置を事業主体であるJR東海に対して働きかけていく。（リニア交通課）
- 降灰により、鉄道施設や車両等に大きな被害が予想されるため、早期の復旧に向けて鉄道事業者と協議し、意識共有と連絡体制の確立を図る。（交通政策課）
- 富士山噴火時の降灰から避難路や輸送路を確保するため、道路の降灰に関する検討を進め、速やかに除灰できる体制の構築を検討する。（道路管理課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進※

- 富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研究（重力観測、地震観測、地下水観測）、噴火災害予測に関する研究（噴火シミュレーション）を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携して実施する。また、火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討および実証試験を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法の確立に取り組む。（富士山科学研究所）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等※

- 火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発のため、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義において火山防災教育を推進する。（富士山科学研究所）

富士山の火山ハザードマップの整備等※

- 富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。そのため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討やハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキルを取得するための防災教育に取り組む。（富士山科学研究所）

◆富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進※

- 富士山の火山噴火時における生命・財産への被害軽減、および避難時間を最大限確保するため、「富士山火山噴火緊急減災砂防計画」に基づき、ハード対策とソフト対策からなる基本・緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、火山防災対策の推進を図る。（砂防課、富士砂防事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-2）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-2）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）

消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）

消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：8-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-3（県土整備総務課他））

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の運用（参照：1-3）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）

ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）

ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：4-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：4-3）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市（県土整備総務課他））（参照：1-5（治山林道課、県有林課））

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（治山林道課、県有林課））

森林の公益的機能の維持・増進（参照：7-4）

農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（参照：7-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市（県土整備総務課他））（再掲：交通・物流（治山林道課、県有林課））

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

（1-5）大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施※

- 引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：国土保全（治山林道課、県有林課））※

【農林水産】

◆森林の公益的機能の維持・増進

- 森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き県民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。（森林環境総務課・みどり自然課）
- 森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため、引き続き造林事業や森林環境保全推進事業を進める。また、森林を健全な状態に維持するために、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。（森林整備課・県有林課）
- 保安林の指定目的を達成するため、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業により、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の「保安林整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている634地区において、改植や本数調整伐等の森林整備を進める。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：国土保全（治山林道課、県有林課））※

◆治山事業による土砂災害対策の着実な推進※

- 昭和町を除く26市町村において、引き続き山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施する。更に、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の「保安林に整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている634地区において治山事業を推進し、また、山地災害危険地区における治山事業未着手地区の解消を目指す。（治山林道課）
- 韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区においては、国との調整を行い、国直轄治山事業を継続し、荒廃地の整備を推進する。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

◆老朽化した農業用ため池の整備

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、今後は、老朽化、耐震化対策が必要な防災重点ため池89箇所について、重点的に改修や補強などの整備を施設管理者等と調整の上、計画的に行う。また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備※

- 農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備を行う。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課）

荒廃農地解消対策の推進※

- 地域の実情に応じた荒廃農地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き荒廃農地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課）（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）
- 災害時に応急仮設住宅の建設用木材が不足した場合に、県有林材を速やかに確保する仕組みを整備する。（県有林課）
- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

◆治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）※

◆老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化※

- 平成 25 年度から平成 29 年度に治山施設の点検を実施し、早期に対策が必要となった 104 施設の内、平成 30 年度までに 87 施設について補修を行っており、令和元年度にはすべて完了する予定である。引き続き 5 年に 1 回の点検を実施し、対策が必要な施設の補修等による長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進※

- 土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））土砂災害警戒区域 7,091 箇所の内、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が発生したなど土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備を進める。（砂防課）

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施※

- 長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

◆老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）※

◆荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）※

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

- 富士山では火山災害以外にも雪代、雪崩、落石等の斜面災害が発生しており、これらの発生の検知手法、危険情報の発信手法などについて検討を行う。（富士山科学研究所）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）
- 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）
- 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：2-3）
- 広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）
- 消防防災航空隊の機能強化（参照：2-3）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
- 救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）
- 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：8-2）
- 消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）
- 消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【住宅・都市】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全（県土整備総務課他））
- 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）
- 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

- 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
- 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2-3）
- ドクターヘリの効果的運用（参照：2-3）
- ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2-3）
- 広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2-3）
- 病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：4-3）
- 高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：4-3）
- 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）
- 公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：4-3）
- 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

- 社会資本整備重点計画の策定（参照：6-3）
- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全（県土整備総務課他））

【農林水産】

- 「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に

向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」（参照：7－4）
森林環境税モニタリング調査の実施（参照：7－4）
農村資源の保安全管理活動の推進（参照：7－4）
浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1－3）
県産農産物の生産技術対策の普及徹底（参照：7－4）
農地の整備（生産基盤の整備）（参照：5－4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」（参照：7－4）
森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）
浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）
河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（参照：1－3）
洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1－3）
農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

（1-6）豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進※

- 関東地方知事会、全国知事会及び中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）における相互応援協定をはじめ、他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震（南海トラフ地震）や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。（防災危機管理課）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進※

- 災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。（防災危機管理課）

【保健医療・福祉】

透析患者の支援体制の整備※

- 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き県内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、市町村における要援護者台帳の整備、支援計画作成への支援を行う。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。（健康増進課）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）※

- 災害時の物資調達の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。（消費生活安全課）

災害時における燃料確保の推進※

- 大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。（防災危機管理課）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）※

- 災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく。また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、特に県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、検討を行う。（商業振興金融課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）
- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

山梨県道路除排雪計画の推進

- 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。（道路管理課）
- 非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

非常参集体制の確立（参照：3-2）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：2-5）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の運用（参照：1-3）

避難所への公的備蓄の保管促進（参照：2－1）
医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）（参照：2－3）
ドクターヘリの効果的運用（参照：2－3）
ドクターヘリの離着陸場の整備（参照：2－3）
広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：2－3）
病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2－3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4－3）
被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1－4）

【交通・物流】

道の駅等の防災機能の確保（参照：2－1）

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆災害時における燃料確保の推進（参照：交通・物流）※

県の備蓄資機材の確保※

- 様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引き続き備蓄資機材の確保を図る。（防災危機管理課）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施※

- 災害時の緊急輸送道路の確保のため、引き続き各種防災訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する。（警察本部）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進※

- 市町村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の有効活用について、助言等を行う。（防災危機管理課）

◆水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

- 令和6年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を84.7%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。（衛生薬務課）

◆下水道施設の長寿命化の推進

- これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

◆下水道施設の耐震化の推進

- 下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約70%、中継ポンプ場で約90%、管渠については約77%である（平成30年度）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。（下水道室）

【保健医療・福祉】

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保※

- 災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び市町村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの評価（点検作業）を行い、必要に応じて見直しを行う。（健康増進課）

高齢者施設における防災資機材等の整備促進※

- 高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして防災資機材等の整備を促進させる。（健康長寿推進課）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進※

- 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）に対する非常用物資の備蓄リスト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材の整備等を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する。（子育て政策課、子ども福祉課）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進※

- 引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、必要な整備を促す指導を行う。（障害福祉課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備※

- 医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き山梨県医薬品卸協同組合に保管管理委託する備蓄品目の見直しを行い医薬品等の安全な保管に努める。また、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策として、空路による物資輸送ルートの実確な確保のための検討を行う。（衛生薬務課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆災害時における電源確保の推進※

- 災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとともに、集中型電源が喪失した際の復旧までの緊急電源の確保について、検討する。（エネルギー政策課）

【交通・物流】

◆緊急物資の調達（調達の協定）※

- 災害時の物資調達の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。（消費生活安全課）

災害に強い物流システムの構築※

- 災害に強い物流システムを構築するため、関係機関と連携し、救援物資の受け入れ方法、手段等について訓練等を通して検討を行う。（防災危機管理課）

◆災害時における燃料確保の推進※

- 大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。（防災危機管理課）

◆緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）※

- 災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく。また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、特に県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、検討を行う。（商業振興金融課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）
- 災害時に応急仮設住宅の建設用木材が不足した場合に、県有林材を速やかに確保する仕組みを整備する。（県有林課）
- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施※

- 災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、各協会とも連携し、防災訓練を実施しながら、新たな課題に対し必要に応じ地震災害行動マニュアルの見直しを行う。（県土整備総務課、道路管理課）

◆道の駅等の防災機能の確保

- 豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を確保することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設維持を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

◆林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 災害発生時の代替輸送路や山村地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き林道網の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を進める。（治山林道課）

◆基幹農道の整備

- 基幹農道は主な目的として農産物の生産や流通を向上させるものであり、一方で、通学や通勤等における一般交通としての役割も大きく農村地域の生活環境の改善に寄与していることから、今後も基幹農道の整備を推進する。また、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（耕地課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備※

- 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））
- 新山梨環状道路（北部区間）については、全線の早期事業化及び広瀬・桜井間の優先整備を国に働きかける。（高速道路推進課）

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。（道路整備課）
- 非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備※

- 沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き、生活幹線道路の整備を推進する。（道路整備課）

◆スマートICの整備促進※

- 災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
- 中部横断自動車道・南部IC～下部温泉早川IC間の令和2年内の完成に向け、国が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆道路防災危険箇所等の解消

- 道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面对策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）
- 要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除、若しくは規制雨量基準値の緩和へ向け防災対策を実施する。（甲府河川国道事務所（国））

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和9年度を目途に耐震化率が100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）
- 引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」に基づき対策を進める。（道路管理課）
- 道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

◆山梨県道路除排雪計画の推進

- 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。（道路管理課）
- 非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

◆老朽化した農業用ため池の整備

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、今後は、老朽化、耐震化対策が必要な防災重点ため池89箇所について、重点的に改修や補強などの整備を施設管理者等と調整の上、計画的に行う。また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

◆土砂災害等を防ぐ農業水利施設等の整備

- 農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備を行う。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課）

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）※

- 災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

◆基幹農道の整備（再掲：交通・物流）**【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】**

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（治山林道課、県有林課））※

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- 土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））
土砂災害警戒区域 7,091 箇所の内、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が発生したなど土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備を進める。（砂防課）

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

- 長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

◆老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）**◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）****○その他施策（主な施策以外の施策）****【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（参照：3-2）
自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：8-2）
広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）
消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）

【住宅・都市】

山梨県流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し（参照：6-2）
災害時における下水道応急復旧体制の強化（参照：6-2）
都市公園の防災活動拠点機能の強化（参照：2-3）
避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【保健医療・福祉】

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：8-2）
災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）
災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）
電線類地中化の推進（参照：1-1）
都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）
富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（県土整備総務課他））
災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）
河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）
洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（2-2）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【交通・物流】

◆緊急物資の調達（調達の協定）

- 災害時の物資調達の協定については、緊急時における物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。（消費生活安全課）

◆緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

- 災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく。また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、特に県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、検討を行う。（商業振興金融課）

◆道の駅等の防災機能の確保

- 豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を確保することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設維持を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

◆林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化※

- 災害発生時の代替輸送路や山村地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き林道網の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を進める。（治山林道課）

◆基幹農道の整備

- 基幹農道は主な目的として農産物の生産や流通を向上させるものであり、一方で、通学や通勤等における一般交通としての役割も大きく農村地域の生活環境の改善に寄与していることから、今後も基幹農道の整備を推進する。また、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（耕地課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））
- 新山梨環状道路（北部区間）については、全線の早期事業化及び広瀬・桜井間の優先整備を国に働きかける。（高速道路推進課）

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。（道路整備課）
- 非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

- 沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き生活幹線道路の整備を推進する。（道路整備課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
- 中部横断自動車道・南部IC～下部温泉早川IC間の令和2年内の完成に向け、国が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆道路防災危険箇所等の解消※

- 道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面对策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）
- 要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除、若しくは規制雨量基準値の緩和へ

向け防災対策を実施する。（甲府河川国道事務所（国））

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和9年度を目途に耐震化率が100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）
- 引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」に基づき対策を進める。（道路管理課）
- 道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

◆山梨県道路除排雪計画の推進

- 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。（道路管理課）
- 非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

◆森林の公益的機能の維持・増進

- 保安林の指定目的を達成するため、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業により、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の「保安林に整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている634地区において、改植や本数調整伐等の森林整備を進める。（治山林道課）

◆老朽化した農業用ため池の整備

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、今後は、老朽化、耐震化対策が必要な防災重点ため池89箇所について、重点的に改修や補強などの整備を施設管理者等と調整の上、計画的に行う。また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- 農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備を行う。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課）

◆災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）

- 災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

◆基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

◆治山事業による土砂災害対策の着実な推進

- 山地災害危険地区3,489地区の内、平成30年度末現在で2,322地区に着手しており、着手率は67%と一定の成果を得ているが、引き続き、着実な未着手地区の解消に努める必要がある。（治山林道課）
- 平成30年7月の西日本豪雨災害を受け、山地災害危険地区において、荒廃状況等の緊急点検を実施し、早急に対策が必要な49箇所について令和2年度までの3年間で集中的に整備を進める必要がある。（治山林道課）
- 韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区においては、国との調整を行い、国直轄治山事業を継続し、荒廃地の整備を推進する。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

◆老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

- 平成25年度から平成29年度に治山施設の点検を実施し、早期に対策が必要となった104施設の内、平成30年度までに87施設について補修を行っており、令和元年度にはすべて完了する予定である。引き続き5年に1回の点検を実施し、対策が必要な施設の補修等による長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

◆土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- 土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。(砂防課、富士川砂防事務所(国))
土砂災害警戒区域7,091箇所の内、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が発生したなど土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備を進める。(砂防課)

◆砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

- 長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。
(砂防課、富士川砂防事務所(国))

◆老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

◆土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

非常参集体制の確立（参照：3-2）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（参照：3-2）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：8-2）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：2-3）

県の備蓄資機材の確保（参照：2-1）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：2-5）

耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【保健医療・福祉】

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：8-2）

避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）（参照：2-1）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3）

ドクターヘリの効果的運用（参照2-3）

ドクターヘリの離着陸場の整備（参照2-3）

高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-5（治山林道課、県有林課））（参照：1-3（県土整備総務課他））

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流（治山林道課、県有林課、県土整備総務課他））

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（2-3）警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進※

- 関東地方知事会、全国知事会及び中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）における相互応援協定をはじめ、他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震（南海トラフ地震）や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。（防災危機管理課）

災害装備資機材の整備の推進※

- 災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を進める。（警察本部）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進※

- 大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る。（消防保安課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施※

- 広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施する。（消防保安課）

◆消防防災航空隊の機能強化※

- 多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害においても消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、引き続き消防防災ヘリコプター動態管理システムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制を図り、実災害時での支援航空隊員の迅速な招集が図られるよう取り組むなど、消防防災航空隊の機能強化を行う。（消防保安課）

◆消防防災航空基地機能の強化※

- 消防防災航空基地機能の強化に向けて関係機関と協議を継続する。（消防保安課）

救急救命士の養成・確保の推進※

- 救急搬送に迅速・適切に対応するため、引き続き救急救命士の養成・確保を進める。（消防保安課）

◆救急搬送体制の充実強化※

- 救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する。（消防保安課）

◆消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進※

- 災害への消防職員及び消防団員の対応能力の充実を図るため、訓練マニュアルに基づき、H27.4に開校した消防学校の新たな訓練施設、教育機材を活用した教育訓練を実施し、消防職員が、多様化・複雑化する火災や水難事故、山岳事故等に的確に対応できるよう実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る。（消防保安課、消防学校）

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施※

- 地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、引き続き消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る。（消防保安課）

【住宅・都市】

都市公園の防災活動拠点機能の強化※

- 防災活動拠点として指定された都市公園において、現状の防災活動拠点機能について検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、さらなる機能強化につながる整備についても検討を進めていく。（都市計画課）

防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進※

- 地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討していく。（エネルギー政策課）

【保健医療・福祉】**避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施※**

- 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）

◆災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）※

- 山梨県災害時心のケアマニュアルに基づき、協定機関等に対し、国や本県が開催する DPAT の研修への参加を促し、DPAT の登録チームを拡大するとともに、研修等を通じて、DPAT の派遣や受援体制の確立など災害時における精神医療の提供体制の整備を進める。（障害福祉課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進※

- 災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを行い、関係団体との協力関係の強化を図る。（福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施※

- 災害時の医療救護対応能力の向上を図るため、保健所単位だけでなく、全県的な規模で情報伝達訓練等を行うとともに、関係機関と連携した広域医療搬送訓練を実施する。（医務課）

◆医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）※

- 災害時の救助・救急体制の不足に対処するため、引き続き DMAT 数や指定病院の拡大を図るとともに、DMAT 機能の強化のための実動訓練の実施や医療資機材の充実を図っていく。
加えて、災害時において保健医療救護対策本部に集約された医療資源を整理・分析し、医療ニーズに適切に対応するため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを育成・委嘱するなど、医療救護体制の更なる強化を図る。（医務課）

◆ドクターヘリの効果的運用※

- 救命率の向上を図るため、引き続き県内全域でドクターヘリの運用を行う。また、ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を構築し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。（医務課）

◆ドクターヘリの離着陸場の整備※

- ドクターヘリの機動力を生かすため、引き続き散水不要なランデブーポイントの確保を図る。（医務課）

◆広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）※

- 広域的な重症患者搬送体制の確保のため、引き続き SCU の資機材等を整備するとともに、SCU を使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を毎年実施する。（医務課）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進※

- 災害拠点病院の指定要件として新たに明示されたライフラインの基準を満たすため、引き続き自家発電装置や燃料備蓄等の整備を推進する。（医務課）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進※

- 災害時の対応能力の強化を図るため、県が主体となって実施する訓練に医療機関の参加を促すとともに、セミナーを開催するなどして病院における BCP の整備を支援する。また、BCP を整備した病院に対しても、引き続き BCP に基づいた定期的な研修等の実施や、より実態に即した内容への見直しを促す。（医務課）

透析患者の支援体制の整備※

- 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き県内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、市町村における要援護者台帳の整備、支援計画作成への支援を行う。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起る場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。（健康増進課）

病院の耐震化の促進※

- 未耐震の病院に対し、今後速やかに耐震化の啓発を図るとともに、耐震改修等に向けた支援を行う。（医務課）

【情報通信】**災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保※**

- 災害時の情報収集、共有、情報提供を確実にを行うため、県保健医療救護対策本部の通信環境の維持に努めるとともに、医療機関、保健所及び市町村と連携し、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の操作研修や、EMIS を利用した情報伝達訓練等を実施する。また、EMIS に未加入の有床診療所に対し、加入を促していく。（医務課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-2）
 自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：8-2）
 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）
 消防団の救助資機材等の整備促進（参照：8-2）
 災害対策用交通安全施設等の整備の推進（参照：3-1）
 緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【保健医療・福祉】

放射線の影響に関する相談体制の整備（参照：2-7）
 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）
 災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進（参照：2-3）
 透析患者の支援体制の整備（参照：2-3）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進（参照：5-2）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）
 消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進（参照：4-3）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）
 災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）
 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）
 道の駅等の防災機能の確保（参照：3-2）
 大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）
 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-4）
 大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（参照：2-1）
 道路防災危険箇所等の解消（参照：2-2）
 都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）
 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：6-3）
 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（参照：6-3）
 富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり（参照：1-4）
 山梨県道路除排雪計画の推進（参照：3-2）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）
 砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）
 河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）
 洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（2-4）想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-5の滞留者を除く）**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【住宅・都市】****帰宅困難者等の搬送体制の構築※**

- 災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、引き続き定期的に山梨交通(株)、富士急行(株)、(一社)山梨県タクシー協会等の関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を図る。(交通政策課)

県庁本庁舎内の避難者の対応検討※

- 災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する。(財産管理課)

帰宅困難者対策の推進※

- 帰宅困難者の一時避難のため、引き続きコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等との協定の締結を実施する。協定等による業務について、具体的な方策について整理するとともに、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を継続し、更に公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進めるとともに協定締結も推進する。(防災危機管理課)

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】**帰宅困難者・滞留旅客対策の推進※**

- 被災時に帰宅困難になった観光客や滞留旅客対策は、市町村で対応することになるため、引き続き、市町村を対象とした会議等で周知に努める。また、地理的情報の少ない観光客（外国人旅行者を含む）に係る災害対応として、県ホームページや観光サイト等から県防災ポータルに誘導していく。(観光企画課、観光プロモーション課、国際観光交流課)
- 外国人旅行者に不慣れな県内を安心して観光してもらうため、観光情報を充実するとともに、災害時に防災情報を取得できるよう、継続して情報発信していく。(観光プロモーション課、国際観光交流課)

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

- 現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（参照：3-2）
- 県の備蓄資機材の確保（参照：2-1）
- 緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）
- 避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）

【住宅・都市】

- 耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-1）

【保健医療・福祉】

- ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：8-2）
- 避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）（参照：2-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

- 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：4-3）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）
- 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

- 緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-1）
- 緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（参照：2-1）

【農林水産】

- 災害救助用米穀の調達【緊急時の政府備置米の引き渡し要請等】（参照2-1）

（2-5）富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防】

登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進※

- 災害時等の迅速な捜索救助活動、避難誘導等のため、今後も、ホームページや登山口・最寄駅等における街頭指導等による「オンライン登山計画書（コンパス）」等を使用した登山計画書（届）の提出の周知・広報活動等に関係機関と連携しながら推進し、情報共有を図ることにより安全確保対策に活用する。（観光資源課・警察本部）

◆避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

- バス協会等民間団体と避難・輸送に関する支援協定の締結を行ってきたが、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施を検討するとともに、避難行動要支援者の避難における人的支援に関する協定を検討する必要がある。（防災危機管理課）

◆富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進※

- 増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へスピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするには、関係都県をはじめ、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避難オペレーション計画の作成及びその実行体制の早期の確立が必要となる。（防災危機管理課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

- 外国人旅行者に不慣れな県内を安心して観光してもらうため、観光情報を充実するとともに、災害時に防災情報を取得できるよう、継続して情報発信していく。（観光プロモーション課）

◆富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進※

- 富士山五合目以上の区域においては、復旧に数日間を要する事態の発生した場合には、多数の滞留者が発生することが想定されるため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する。
更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の十分な配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する。

主な検討項目については、次のとおりである。

- ①山小屋、五合目売店等との水・食料及び一時避難場所の提供に係る協力関係の構築
- ②より多くの水・食料の備蓄方法の検討
- ③滞留者を安全に避難（下山）させる方法の検討
- ④安全な避難（下山）ルートの確保及び観光客等の避難（下山）誘導
- ⑤富士山五合目や山小屋等へのヘルメット、防塵マスク等の配備
- ⑥火山情報の提供方法

（世界遺産富士山課、防災危機管理課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【情報通信】

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

- 富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研究（重力観測、地震観測、地下水観測）、噴火災害予測に関する研究（噴火シミュレーション）を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携して実施する。また、火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討および実証試験を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法の確立に取り組む。（富士山科学研究所）

◆富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進

- 富士山の火山噴火時における生命・財産への被害軽減、および避難時間を最大限確保するため、「富士山火山噴火緊急減災砂防計画」に基づき、ハード対策とソフト対策からなる基本・緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、火山防災対策の推進を図る。（砂防課、富士砂防事務所（国））

○その他施策（主な施策以外の施策）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：2-5）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4－3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1－4）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2－1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）
（参照：2－1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1－5（治山林道課））（参照：1－3（県土整備総務課他））

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1－4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（参照：1－4）

（2-6）被災地における疫病・感染症等の大規模発生**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【保健医療・福祉】****防疫用消毒剤等の確保体制の構築※**

- 災害発生後の感染症のまん延の防止のため、「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した山梨県ペストコントロール協会との円滑な連絡体制の整備を行いながら、新たな協定先の選定の必要性についても検討を行い、衛生害虫駆除をより迅速に実施できる体制の確保を図る。（健康増進課）

放射線の影響に関する相談体制の整備※

- 原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のため、福島の記事等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談窓口の開設等についての見直しを実施し、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する。（健康増進課）

【農林水産】**環境悪化を防ぐための応急対策の推進※**

- 大規模自然災害時等の家畜伝染病発生に備え、引き続き家畜保健衛生所による畜産農家巡回指導等並びに高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習の取り組みを実施する。（畜産課）

○その他施策（主な施策以外の施策）**【住宅・都市】**

山梨県流域下水道地震災害対策マニュアルの検証と見直し（参照：6-2）

災害時における下水道応急復旧体制の強化（参照：6-2）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：6-2）

下水道施設の耐震化の推進（参照：6-2）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進（参照：6-2）

【保健医療・福祉】

災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照：2-3）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照：2-3）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：2-3）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成（参照：2-7）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

【農林水産】

農業集落排水施設の老朽化対策の推進（参照：6-2）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

（2-7）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【行政機能／警察・消防／防災教育等】****避難所運営マニュアルの作成促進※**

- 市町村における適切な避難対策の実施を図るため、引き続き避難対策に係る県の避難所運営マニュアルの基本モデルなどを周知し、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施※

- 地域の災害対応力の充実のため、引き続き県地震防災訓練の場において、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。（防災危機管理課）

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備※

- 被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの対応方針」を検討・作成するとともに、市町村担当者の研修会等を開催し、ペット動物の同行避難に対する考え方を周知する。また、関係団体と相互連携した被災動物の救護を行うため、獣医師会等の関係団体と相互連携に関する協定を締結する。（衛生薬務課）

【住宅・都市】**公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進※**

- 学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策（吊り天井等の非構造部材を含む）の促進とともに適切な維持管理を行う。（学校施設課）

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進※

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き避難所運営マニュアルの作成・見直し、備蓄品の整備等、市町村と連携を図りながら進めていくように指導する。（義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）

木造住宅等の耐震化の促進※

- 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、市町村や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する。（建築住宅課）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進※

- 災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、引き続き、市町村と関係団体へ対応マニュアルの周知を行うとともに、マニュアルの改訂やマニュアルに基づいた訓練を実施する。また、借上げ型応急仮設住宅における県境を越えた広域連携体制の強化を図る。（建築住宅課、住宅対策室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

- 令和6年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を84.7%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。（衛生薬務課）

公営住宅や職員宿舍の空室の提供マニュアルの整備・運用※

- 災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舍の空室の提供を行うため、引き続き入居マニュアルの整備、運用を実施する。（財産管理課、住宅対策室、企業局総務課、福利給与課）

【保健医療・福祉】**災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進※****高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討※**

- 引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。（健康長寿推進課）

災害時の介護支援者の確保推進※

- 災害時に必要な介護支援者を確保するため、引き続き介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進める。（健康長寿推進課）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進※

- 災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、引き続き、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で施設の状態に応じた助言を行う。（子ども福祉課）

災害時要援護者等の避難場所としての障害者福祉施設の利用の促進※

- 被災障害者のための一時的な避難所として障害者福祉施設を活用するため、地域的なバランスに配慮しつつ、障害者福祉施設との協定締結等について各市町村に助言を行っていく。（障害福祉課）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築※

- 災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受け入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受け入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。（障害福祉課）

要援護者支援マニュアル等の運用※

- 災害時の要援護者支援対策推進のため、今後は山梨県社会福祉協議会の行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。（福祉保健総務課）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

- 災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び市町村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの評価（点検作業）を行い、必要に応じて見直しを行う。（健康増進課）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施※

- 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）

女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進※

- 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要援護者などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。（防災危機管理課）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施※

- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成※

- 災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、保健所及び市町村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニュアルを活用し、準備をしておくとともに、実践的な訓練を重ねることによりマニュアルの評価を行う。（医務課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村の災害対応力の強化支援（参照：3-2）

【保健医療・福祉】

災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進（参照2-3）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（参照2-3）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：5-2）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-3）

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-1）

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達、配送システムの確立）（参照：2-1）

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

（3-1）広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害対策用交通安全施設等の整備の推進※

- 発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、引き続き交通信号機電源附加装置の整備を行い、災害時の交通の安全と円滑化を図る。（警察本部）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立（参照：5-3）

（3-2）交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

非常用発電機用燃料タンクの満量化※

- 災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。（各地域県民センター）

県庁構内地下タンクの満量化※

- 災害時における燃料を確保するため、引き続き各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量の確保を継続する。（財産管理課）

◆地震発生時等の業務継続体制の確立・検証※

- 災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う。（防災危機管理課）

東八合庁地下タンクの満量化※

- 災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。（総合県税事務所）

森林総合研究所非常用タンクの満量化※

- 災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。（森林総合研究所）

◆災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化※

- システム障害時の会計事務処理や調達事務処理の実効性を確保するため、財務事務担当職員への「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」の周知を行うとともに、関係機関との調整や資料収集等を行い、模擬訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（管理課）

災害時における知事への連絡体制の強化※

- 大画面のタブレット端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施により、引き続き災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制の整備を図る。（秘書課）

勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化※

- 大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する。（各地域県民センター）

◆非常参集体制の確立※

- 大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参集体制の見直しを行う。また、確実な初動体制を確保するため、引き続き宿日直制や知事・本部長が在京している場合のヘリコプターによる帰庁体制を維持するとともに、課題を整理する。（防災危機管理課）

◆災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し※

- 平成26年2月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図った。さらに、平成28年の熊本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の課題について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図ったが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証・見直しを行う。（防災危機管理課）

災害対応に関する職員研修の充実・強化※

- 防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し※

- 地方連絡本部（地域県民センター）の役割を再検討し、随時見直しを行い、実効性のある体制を確立していく必要がある。（防災危機管理課）

県議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）※

- 職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及び休日等における緊急連絡網の確認を行う。（議会事務局）

◆山梨県警察災害警備本部の整備推進※

- 平成23年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」のため、今後は災害警備本部のシステムの整備と県下警察署の代替施設を活用した移転訓練を推進し、災害警備本部の最良の体制の確立を図る。（警察本部）

◆現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立※

- 防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村からの情報連絡を確保するため、当該市町村にリエゾン（現地連絡員）として県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援※

- 市町村の災害対応力の強化を図るため、引き続き助言や技術的支援を行う。（防災危機管理課）

◆県庁舎等の耐震化の推進

- 「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、平成27年度に耐震化率100%を達成した。今後は、県有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組む。（財産管理課、営繕課）

【住宅・都市】

◆防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

- 地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討していく。（エネルギー政策課）

【情報通信】

◆各種システムの緊急時運用体制の確立※

- ICT-BCPについては、継続的な見直しを行うとともに、各事業課が所管する情報システム向けのガイドラインを作成し、「緊急時対応計画」の充実を図る。（情報政策課）

◆被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備※

- 主要な情報システムについて、大規模災害を想定した地震対策、水害対策、停電対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンターに設置するとともに、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるようにバックアップデータについてもシステムが設置されているデータセンターとは別のデータセンターにオンラインで日々保管する。（情報政策課）

行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化への支援※

- 行政データ・プログラム等の保全のため、県内市町村に対して、引き続きバックアップについての注意喚起を図る。（情報政策課）

【交通・物流】

道の駅等の防災機能の確保※

- 豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を確保することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設維持を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

山梨県道路除排雪計画の推進※

- 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。（道路管理課）
- 非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所(国)）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【情報通信】

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）
道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）
電線類地中化の推進（参照：1-1）
大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）
道路防災危険箇所等の解消（参照：2-2）
緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：6-3）
橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（参照：6-3）
富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）
砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）
河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）
洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）
富士山監視体制の整備の推進（参照：1-4）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

（４－１）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【情報通信】

各種システムの緊急時運用体制の確立

- 回線の切断等に伴う情報通信の麻痺・長期停止に備え、情報通信基盤の充実を図るため、回線の冗長化の促進等を行う。（情報政策課）

発災後のインフラ復旧対策の推進※

- 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店等

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 非常用発電機用燃料タンクの満量化（参照：３－２）
- 県庁構内地下タンクの満量化（参照：３－２）
- 東八合庁地下タンクの満量化（参照：３－２）
- 森林総合研究所非常用タンクの満量化（参照：３－２）

【情報通信】

- 総合的な防災情報システムの運用（参照：４－３）
- 被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：１－４）
- 警察署等の災害時電源確保対策の検討（参照：６－１）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

- 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：１－５）
- 砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：１－５）
- 河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（参照：１－３）
- 洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：１－３）

（４－２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進※

- 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士等

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：４－３）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：４－３）

【情報通信】

被災者に対する情報提供（参照：４－３）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

総合的な防災情報システムの運用（参照：４－３）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：１－４）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：４－３）

（4-3）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

公用車両の災害対応機能の強化※

- 公用車を被災地等で使用する場合に備え、引き続き応急対応用資機材等の整備を進める。（財産管理課）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施※

- 広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、県が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序だてて時系列で適切に対応できるものにするとともに、総合的な訓練の実施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュアルの見直し等に反映する。（防災危機管理課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備※

- 外国人旅行者に不慣れな県内を安心して観光してもらうため、観光情報を充実するとともに、災害時に防災情報を取得できるよう、継続して情報発信していく。（観光プロモーション課）

【情報通信】

◆被災者に対する情報提供※

- 県民が正確な情報を確実に入手できるよう、各報道機関との放送（報道）協定に基づくテレビ・ラジオ・新聞紙面による放送（報道）の要請を行う。また、ホームページ、SNS 等を活用した多様な手段による情報提供を行う。なお、提供する情報の内容については、災害対策本部において検討する体制を確保する。災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、迅速な対応に努める。特に災害時には、即時性を求める投稿も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において対応を行う体制を確保する。（広聴広報課）

災害時広報活動マニュアルの運用※

- 県民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直しを行う。（広聴広報課）

◆外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）※

◆外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備※

- 来日間もなく県内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、災害ガイドブック（7カ国語）の配布や県ホームページでの公開を毎年度継続して実施する。（国際観光交流課）

◆総合的な防災情報システムの運用※

- 迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で災害対応状況を共有し、県民に対し速やかに避難情報等を提供するための「総合防災情報システム」を平成 29 年 3 月に構築し、運用している。（防災危機管理課）

◆ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立※

- 映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する。（防災危機管理課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立※

- 災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、引き続き各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する。（防災危機管理課）

◆被災状況等の効果的情報収集体制の確立

- 災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムの整備を図り、システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

◆公衆無線 LAN 環境の整備促進※

- 災害時等における県民等の通信手段の確保を図るため、山梨県公衆無線 LAN（山梨県 Free Wi-Fi）の適切な運用を行うとともに、市町村の防災拠点等への公衆無線 LAN 環境の整備の促進を図る。（情報政策課）

◆被害情報の収集・伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備※

- 災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。（防災危機管理課）

◆消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進※

- 消防救急無線のデジタル化については、県下 10 消防本部すべてで整備を完了したが、消防本部ごとの無線機器等のハード・ソフトの更新時に広域化・共同化の働きかけを行うことにより、更に災害に強い情報通信体制の整備を進めていく。（消防保安課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：１－２）
- 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：１－４）
- 消防防災航空隊の機能強化（参照：２－３）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：２－３）
- 災害対策用交通安全施設等の整備の推進（参照：３－１）

【住宅・都市】

- 自立・分散型エネルギーの推進（参照：６－１）

【保健医療・福祉】

- 高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－１）
- 児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－１）
- 障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－１）
- 障害者に対する情報支援体制の構築（参照：１－２）

【農林水産】

- 農村資源の保全管理活動の推進（参照：７－４）

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

（5-1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【産業（産業構造・金融・エネルギー）】****「事業継続力強化計画」認定の促進※**

- 自然災害等による中小企業の事業活動への影響を軽減するため、商工団体等と連携して、県内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定及び認定支援を行う。（産業政策課）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進※

- 小規模事業者の災害対応力を強化するため、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定を働きかける。（産業政策課）

地震災害防止対策融資制度等の周知及び拡充※

- 大規模地震の発生に備え、中小企業に対し、施設や設備の耐震化等を促すため、地震災害防止対策のための融資制度等について、引き続き、県ホームページ等により周知を行うとともに、金融機関や関係団体等を通じて普及に努める。また、中小企業や金融機関、商工団体からのニーズに応じ、融資条件の拡充を検討する。（商業振興金融課）

災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実※

- 被災した中小企業を支援するため、災害融資制度について、県ホームページ等を活用して周知を図るとともに、災害発生時の金融相談体制について、対応窓口の増員や職員の専門性の向上を図る。（商業振興金融課）

本社機能移転等の推進※

- 東京圏に隣接し、豊かな自然環境を有するなどの本県の優位性を踏まえ、企業の誘致活動と併せて本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する。（企業立地・支援課）

【農林水産】**飼料供給体制の確立に向けての検討※**

- 「飼料」の供給体制整備について、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の県外からの「飼料」の供給体制整備に向けた検討を行う。（畜産課）

○その他施策（主な施策以外の施策）**【住宅・都市】**

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

基幹農道の整備（参照：6-3）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：6-3）

富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（５－２）エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【産業（産業構造・金融・エネルギー）】****発災後のインフラ復旧対策の推進※**

- 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)、(一社)山梨県トラック協会等

自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進※

- 企業誘致等による県内経済の活性化と自立・分散型エネルギー社会の構築のため、本県を通るパイプラインを活用した熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを目指していく。（エネルギー政策課、企業立地・支援課）

小水力発電の推進※

- 電源の多様化や自立・分散型電源の普及によるエネルギーセキュリティの確保に向け、小水力発電所の整備を推進し、電力供給量を増加する。（電気課）

水力発電の推進※

- 電力の安定供給、並びに電源の多様化によるエネルギーセキュリティの確保に向け、引き続き、計画的に県営水力発電所の施設整備を進める。（電気課）

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

災害時における燃料確保の推進（参照：２－１）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：１－４）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：７－１）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

「やまなしエネルギービジョン」の推進（参照：６－１）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：４－３）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：２－１）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：６－３）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（参照：６－３）

富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり（参照：１－４）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：３－２）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：１－５）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：１－５）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：１－３）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：１－３）

（5-3）基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆災害時における燃料確保の推進（参照：交通・物流）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立※

- 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、引き続き各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図る。（警察本部）

【交通・物流】

◆災害時における燃料確保の推進

- 大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。（防災危機管理課）

◆リニア中央新幹線の早期実現※

- 災害時に JR 中央線を補完・代替する公共交通機関として、利用可能なリニア中央新幹線の早期実現を目指し、引き続き関係団体等との調整・機運醸成を図る。（リニア推進課）

◆鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進※

- 鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

◆発災後のインフラ復旧対策の推進※

- 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）、
富士急行（株）、（一社）山梨県トラック協会等
- 災害時の円滑な交通を確保するため、関係機関の連携による検討・調整等を行う体制に速やかに移行できるように、平時から体制構築に向けた取組を推進する。（交通政策課・道路管理課）

◆林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 災害発生時の代替輸送路や山村地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるように、引き続き林道網の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を進める。（治山林道課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））
- 新山梨環状道路（北部区間）については、全線の早期事業化及び広瀬・桜井間の優先整備を国に働きかける。（高速道路推進課）

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。（道路整備課）
- 非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

- 沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き、生活幹線道路の整備を推進する。（道路整備課）

◆スマートICの整備促進

- 災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

◆**県外とを結ぶ高速道路等の整備促進※**

- 高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。
(高速道路推進課)
- 中部横断自動車道・南部 IC～下部温泉早川 IC 間の令和 2 年内の完成に向け、国が整備を推進する。
(甲府河川国道事務所 (国))

◆**緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進**

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和 9 年度を目途に耐震化率が 100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。(道路管理課)
- 引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。(甲府河川国道事務所 (国))

◆**橋梁・トンネル等の長寿命化の推進**

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」に基づき対策を進める。(道路管理課)
- 道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。(甲府河川国道事務所 (国))

◆**山梨県道路除排雪計画の推進**

- 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。(道路管理課)
- 非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。(甲府河川国道事務所 (国))

リニア駅前エリアの整備※

- 災害時においても防災機能を有するよう、災害に強い交通結節拠点の整備に向けた取り組みを進めていく。(リニア推進課)

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆**土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進**

- 土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。(砂防課、富士川砂防事務所 (国))
土砂災害警戒区域 7,091 箇所の内、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が発生したなど土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備を進める。(砂防課)

◆**砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施**

- 長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。
(砂防課、富士川砂防事務所 (国))

○**その他施策（主な施策以外の施策）**

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

実践的な交通規制訓練等の実施（参照：6-3）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（参照：1-4）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

電線類地中化の推進（参照：1-1）

都市計画道路（街路）の整備（参照：6-3）

富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（5-4）食料等の安定供給の停滞

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【農林水産】

基幹的農業水利施設等の整備※

- 本県農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を進め、計画的な整備を行う。また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

◆荒廃農地解消対策の推進

- 地域の実情に応じた荒廃農地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き荒廃農地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課、耕地課）

◆農地の整備（生産基盤の整備）※

- 狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、県土保全につなげる。また、農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮による農村環境の向上を推進する。（耕地課）

◆災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）※

- 災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

用排水施設の整備（再掲：農林水産）※

◆荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

◆農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）※

○その他施策（主な施策以外の施策）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

基幹農道の整備（参照：6-3）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（参照：7-4）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧

(6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

◆災害に強い電力供給体制の強化※

- 台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化等を行い、被害（停電）を最小限に抑えるとともに、できるだけ早期の復旧を目指す。更に、大規模電源からの電力供給が途絶した場合でも県民生活への影響を最小限に抑えるため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や非常用電源の確保を推進することにより、電力供給体制の強靱化を図る。（エネルギー政策課）

【住宅・都市】

◆自立・分散型エネルギーの推進

- 家庭における省エネルギーの推進や、災害時における集中型電源の喪失にも有効な自立・分散型エネルギー設備の導入を促進する。（エネルギー政策課）

◆やまなしクールチョイス県民運動の推進※

- 地球温暖化対策を推進するため、身近にできる省エネの取り組みやエコ活動を賢く選択して実践する県民運動を展開する。（エネルギー政策課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

◆発災後のインフラ復旧対策の推進※

- 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

◆木質バイオマスの利活用の促進

- 災害時のエネルギー復旧の遅れや不足に対応できるよう、自立運転可能な木質バイオマス発電装置を備えた熱・電気供給施設の導入事例や、冷暖房、給湯、炊事、入浴等のエネルギーを供給するための木質燃料ボイラー、薪ストーブ、ペレットストーブの利用事例について、引き続き市町村等へ情報提供を行うなど避難所となる公共施設等における設備導入を支援するとともに、未利用間伐材等の収集・運搬システムの構築と低コスト作業システムの検証、普及を行い、供給体制の強化を図る。
また、引き続き国の補助事業等を活用し、公共施設及び民間施設への木質燃料ボイラーの導入や、木質バイオマスを利用した熱電併給施設及び木質バイオマスと太陽熱・地中熱その他のクリーンエネルギーを併用する施設などエネルギー利用の効率化に資する施設の整備促進を図る。（林業振興課）

◆「やまなしエネルギービジョン」の推進※

- エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と、環境負荷が少なく災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築等を目指すため、平成 28 年 3 月に「やまなしエネルギービジョン」を策定し、総合的な施策の推進を図ってきたところであるが、今後も自立・分散型エネルギーの普及について、その取り組みを強化していく。（エネルギー政策課）

◆自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進

- 企業誘致等による県内経済の活性化と自立・分散型エネルギー社会の構築のため、本県を通るパイプラインを活用した熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを目指していく。（エネルギー政策課、企業立地・支援課）
- 東日本震災や熊本地震、北海道胆振東部地震の大規模停電を踏まえ、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制の実現が重要とされている。このことから、高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。（エネルギー政策課）

◆燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進※

- FCV（燃料電池自動車）は、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、FCV 導入に係る国の支援策と連携し、計画的な普及を図るとともに、FCV 運行の基盤となる水素ステーションの整備の促進、FCV の導入を促進する。また、「やまなしエネルギービジョン」に基づき、県民総参加によるスマートな省エネルギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図る

こととしており、災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が可能であることから、電気自動車の普及を促進する。（エネルギー政策課）

◆災害時における電源確保の推進※

- 災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとともに、集中型電源が喪失した際の復旧までの緊急電源の確保を促進する。（エネルギー政策課）

◆小水力発電の推進

- 電源の多様化や自立・分散型電源の普及によるエネルギーセキュリティの確保に向け、小水力発電所の整備を推進し、電力供給量を増加する。（電気課）

【情報通信】

警察署等の災害時電源確保対策の検討※

- 今後は、長期停電時においても各警察署等の電源を確保できる体制を整備するため、発電機能の強化整備のほか、車両での運搬が可能な可搬型発動発電機、発動発電装置を搭載した電源車の整備を検討する。（警察本部）

【農林水産】

◆木質バイオマスの利活用の促進（再掲：産業）

木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：産業）※

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

水力発電の推進（参照：5-2）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

（6-2）長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【住宅・都市】****流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し※**

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、引き続きBCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。（下水道室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進※

- 令和6年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を84.7%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。（衛生業務課）

下水道施設の長寿命化の推進※

- 下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や20年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進※

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。特に、4流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺等を最優先に、更には緊急輸送道路周辺等も優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】**県営石和温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進※**

- 大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、引き続き、県営石和温泉管理事務所内の給配湯施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備を行う。（企業局総務課）

【農林水産】**農業集落排水施設の老朽化対策の推進※**

- 農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、機能維持に向けた取組に努めるため、機能診断結果をもとに、適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】**災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）※****下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）※****下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）※****水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）※****○その他施策（主な施策以外の施策）****【交通・物流】**

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（参照：2-1）

（6-3）地域交通ネットワークの分断

○主な施策（重点化施策（◆）及び当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

実践的な交通規制訓練等の実施※

- 大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、必要に応じ交通規制計画を見直しながら適切な運用を図る。また、引き続き各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施することで、適切な交通規制の実施を図る。（警察本部）

【住宅・都市】

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

【交通・物流】

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）
- 災害時に応急仮設住宅の建設用木材が不足した場合に、県有林材を速やかに確保する仕組みを整備する。（県有林課）

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）

◆道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

- 災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、各協会とも連携し、防災訓練を実施しながら、新たな課題に対し必要に応じ地震災害行動マニュアルの見直しを行う。（県土整備総務課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定※

- 社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「山梨県社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

◆道の駅等の防災機能の確保

- 豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を確保することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設維持を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

◆林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 災害発生時の代替輸送路や山村地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き林道網の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を進める。（治山林道課）

◆基幹農道の整備※

- 基幹農道は主な目的として農産物の生産や流通を向上させるものであり、一方で、通学や通勤等における一般交通としての役割も大きく農村地域の生活環境の改善に寄与していることから、今後も基幹農道の整備を推進する。また、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（耕地課）

◆大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））
- 新山梨環状道路（北部区間）については、全線の早期事業化及び広瀬・桜井間の優先整備を国に働きかける。（高速道路推進課）

◆富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。（道路整備課）
- 非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都

留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

- 沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き生活幹線道路の整備を推進する。（道路整備課）

◆スマートICの整備促進

- 災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

◆県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
- 中部横断自動車道・南部IC～下部温泉早川IC間の令和2年内の完成に向け、国が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

◆道路防災危険箇所等の解消

- 道路路面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面対策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）
- 要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除、若しくは規制雨量基準値の緩和へ向け防災対策を実施する。（甲府河川国道事務所（国））

◆都市計画道路（街路）の整備

- 狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、DID（人口集中地区）区間を重点的に都市計画道路の整備を確実に進めるとともに、今後も必要な路線について事業を実施する。（都市計画課）

◆緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進※

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和9年度を目途に耐震化率が100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）
- 引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

◆橋梁・トンネル等の長寿命化の推進※

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」に基づき対策を進める。（道路管理課）
- 道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

◆山梨県道路除排雪計画の推進

- 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。（道路管理課）
- 非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

◆基幹農道の整備（再掲：交通・物流）※

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

◆災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市（県土整備総務課他））（再掲：交通・物流（治山林道課、県有林課））

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）※

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-1）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：7-1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：5-3）

電線類地中化の推進（参照：1-1）

富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり（参照：1-4）

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（参照：7-2）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-5）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-5）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

（6-4）防災インフラの長期間にわたる機能不全

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

災害時における電源確保の推進※

- 災害による停電対策のため、自立・分散型エネルギーの普及を進めるとともに、集中型電源が喪失した際の復旧までの緊急電源の確保を促進する。（エネルギー政策課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進※

- 洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤の整備や機能強化等の対策を推進するとともに、河口湖水門等の河川施設の長寿命化を図る。また、県内6多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施※

- 長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用※

- 地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、引き続き河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する。（治水課、砂防課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新※

- 災害拡大や2次災害の防止を図るため、引き続き道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルに基づき、緊急対処訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（道路管理課、治水課、砂防課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進・促進（参照：1-1）

【情報通信】

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（参照：4-3）

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定（参照：6-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

（7-1）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【住宅・都市】****避難路確保のための建築物等の耐震化の促進※**

- 地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、市町村が指定する避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施※

- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を開催し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。（都市計画課、建築住宅課）

下水道施設の長寿命化の推進※

- 下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や 20 年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き 4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図るため、BCP 訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。特に、4 流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺等を最優先に、更には緊急輸送道路周辺等も優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

山梨県流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し※

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、引き続き BCP 訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化※

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。（下水道室）

○その他施策（主な施策以外の施策）**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

災害時における燃料確保の推進（参照：2-1）

災害装備資機材の整備の推進（参照：2-3）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-2）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進（参照：3-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-3）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（参照：1-1）

「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進（参照：1-1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：5-1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの運用（参照：4-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（参照：1-4）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）

（7-2）ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備※

- ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、今後は、老朽化、耐震化対策が必要な防災重点ため池 89 箇所について、重点的に改修や補強などの整備を施設管理者等と調整の上、計画的に行う。また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進※

- 洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤の整備や機能強化等の対策を推進するとともに、河口湖水門等の河川施設の長寿命化を図る。また、県内 6 多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施※

- 長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用※

- 地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、引き続き河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する。（治水課、砂防課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新※

- 災害拡大や 2 次災害の防止を図るため、引き続き道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルに基づき、緊急対処訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（道路管理課、治水課、砂防課）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）※

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：4-3）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-2）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：8-2）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-5）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）

水防訓練の実施（参照：1-3）

（7-3）有害物質の大規模拡散・流出**○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））****【保健医療・福祉】****流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備**

- 県内に流通する食品及び水道水の放射性物質等の検査について、大規模災害発生時においても迅速かつ正確な検査が実施できる体制の整備を検討する。（衛生薬務課）

【農林水産】**農産物の放射性物質等検査体制の整備※**

- 農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。（農業技術課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】**原子力災害対策の促進※**

- 原子力災害対応力の強化のため、引き続き原子力防災訓練等へ職員派遣するなど、防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る。（防災危機管理課）

大気中の放射線測定体制の整備※

- 大気中の放射線測定体制については、緊急時の対応に備え、引き続き日常のモニタリングポストやサーベイメーターによる調査を実施する。（大気水質保全課）

（7-4）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

木質バイオマスの利活用の促進※

- 森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する。（林業振興課）

CLT 工法等新技術の導入（参照：農林水産）※

県産材需要拡大の推進（参照：農林水産）※

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進※

- 森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き県民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。（森林環境総務課・みどり自然課）
- 森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため、引き続き造林事業や森林環境保全推進事業を進める。また、森林を健全な状態に維持するために、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。（森林整備課・県有林課）
- 保安林の指定目的を達成するため、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業により、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の「保安林に整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている 634 地区において、改植や本数調整伐等の森林整備を進める。（治山林道課）

木質バイオマスの利活用の促進（再掲：産業）※

県産材による CLT 製造技術の確立※

- （カラマツ材による CLT（直交集成板）の優位性の提示）
県産材を活用した中大規模建築物の木造化・木質化を図るため、CLT 工法等の新技術の導入を進め、建築分野における県産木材の更なる利用促進を図る必要がある。（森林総合研究所）

「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」の実施

- 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査の実施※

- 森林環境税を財源の一部とした森林整備事業の効果を検証するため、引き続き施業林におけるモニタリングを実施し、調査結果や事業効果の公表を行う。（森林総合研究所）

農村資源の保全管理活動の推進※

- 中山間地域等直接支払制度、農地維持・資源向上活動支援事業の両施策については、大規模災害時の応急復旧に欠かせない地域ぐるみの共同活動として非常に重要なことから、引き続き推進する。（農村振興課）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底※

- 農作物に係る生産技術対策の普及の徹底については、災害が想定される場合は、迅速に事前対策を作成し現場への周知を行い、災害発生後は、直ちに被害状況を把握するとともに、復旧対策を構築し、県内農産物の生産量を確保する。（農業技術課）

農業者に対する経営再建資金制度の周知※

- 農業災害対策資金利子補給制度については、農家経営の維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、引き続き活用する。（農業技術課）

CLT 工法等新技術の導入※

- 県産材の更なる需要拡大を図るため、CLT 工法による中・大規模木造建築物の設計に取り組む建築士等の育成を行うとともに、ラミナの安定供給体制の整備など、CLT 生産に向けた取り組みやその利用を促進する。（林業振興課）

県産材需要拡大の推進※

- 引き続き、多くの住民が利用する公共施設の木造・木質化による県産材のPRに努めるとともに、国が普及に取り組んでいる CLT 工法等の新たな技術の導入により、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図る。（林業振興課）

県産材の安定供給のための基盤整備

- 県産材を低コストで安定的に供給するため、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備を推進する必要がある。（治山林道課）

植物工場などの農村高齢者就業機会の確保※

- 野菜産地の競争力の強化と高齢者等の雇用創出を図るため、引き続き、大規模な施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する。（果樹・6次産業振興課）

6次産業化支援体制の充実※

- 農林漁業者の所得や地域雇用を増大し、地域活力の向上を図るため、6次産業化に取り組もうとする農業者等に対して、そのニーズに応じた支援を実施し、6次産業化の取り組みを拡大する。（果樹・6次産業振興課）

新規就農の促進※

- 就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、農業次世代人材投資資金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。（担い手・農地対策室）

就農定着支援の充実※

- 就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、青年就農給付金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。（担い手・農地対策室）

企業の農業参入の促進※

- 耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、企業訪問や参入セミナーを実施し、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する。（担い手・農地対策室）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）※

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）※

○その他施策（主な施策以外の施策）**【交通・物流】**

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（参照：1-5（治山林道課、県有林課））

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-5）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（参照：1-5）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（８－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害廃棄物の処理体制の整備※

- 災害廃棄物処理計画が未策定である市町村に対し、計画の策定に必要な助言や支援を行い、計画策定を推進していく。また、計画の実効性の向上に向けて、市町村災害廃棄物担当者を対象とした訓練や研修を企画し、実施していく。（環境整備課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）※

- 災害の発生時において、廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行っていく。（環境整備課）

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1－4）

（8-2）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

地域防災力の強化を支える人材の育成※

- 自主防災組織を育成するため、引き続き、地域防災リーダー養成講座、知事表彰等を実施し、県、防災安全センター等でも自主防災組織や一般県民に対する研修会、訓練、講演会等を実施するとともに、市町村を通じて地域防災出前講座（県政出張講座）の要請があった地域（自主防災組織）に県職員等（防災危機管理課、地域県民センター及び県立防災安全センターの職員）を講師として派遣し、コミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進する。
また、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進を図る。更に、自主防災組織での防災訓練等で養成した地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を促進する。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進※

- 地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っていくが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する。（防災危機管理課）

災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進※

- 大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、引き続き研修会などを実施するとともに、NPO 等との連携のあり方について検討する。（防災危機管理課）

避難所運営マニュアルの作成促進※

- 市町村における適切な避難対策の実施を図るため、引き続き避難対策に係る県の避難所運営マニュアルの基本モデルなどを周知し、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施※

- 地域の災害対応力の充実のため、引き続き県地震防災訓練の場において、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。（防災危機管理課）

防災士の養成※

- 地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する。（防災危機管理課）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進※

- 消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、引き続き関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに市町村に対し消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行う。（消防保安課）

消防団の救助資機材等の整備促進※

- 災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。（消防保安課）

首都機能の一部補完施設の誘致の推進※

- 我が国全体の国土強靱化への貢献及び東京圏から本県への新しい人の流れを生み出すため、災害が比較的少なく、東京に近いという地域特性を生かし、首都圏の大規模自然災害時における首都機能の一部を補完する施設の誘致を推進する必要がある。（政策企画課）

【住宅・都市】

買い物弱者対策への支援※

- 地域の商店や商店街が行う買い物弱者対策の取組を、市町村と連携して支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の活性化を図る。（商業振興金融課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施※

- 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）

女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進※

- 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き

防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要援護者などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。（防災危機管理課）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施※

- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

ボランティアコーディネーター養成等の促進※

- ボランティアコーディネーター等の資質向上のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、研修会の実施、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、防災意識の高揚を図る。（福祉保健総務課）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施※

- 災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

老人クラブの活動への支援※

- 老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、引き続き支援を行う。（健康長寿推進課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進※

- 若年者・女性等の入職・定着の促進や建設業の魅力発信など、建設産業の担い手確保・育成に向けた取り組みを支援する。（建設業対策室）

【交通・物流】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業）※

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

- 市町村の災害対応力の強化支援（参照：3-2）
- 広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）
- 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（参照：1-4）
- 消防防災航空基地機能の強化（参照：2-3）
- 救急救命士の養成・確保の推進（参照：2-3）
- 消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：2-3）

【交通・物流】

- 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

【農林水産】

- 農村資源の保全管理活動の推進（参照：7-4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（参照：8-1）

（8-3）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

○主な施策（当該事態が最も効果的な施策（※））

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進※

- 国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策の推進のため、引き続き解体修理工事の際に耐震対策のための構造補強工事等に対して助成を行う。（学術文化財課）

【保健医療・福祉】

老人クラブの活動への支援※

- 老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、引き続き支援を行う。（健康長寿推進課）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進※

- 森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き県民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。（森林環境総務課・みどり自然課）
- 森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため、引き続き造林事業や森林環境保全推進事業を進める。また、森林を健全な状態に維持するために、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。（森林整備課・県有林課）
- 保安林の指定目的を達成するため、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業により、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の「保安林に整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている634地区において、改植や本数調整伐等の森林整備を進める。（治山林道課）

「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」の実施

- 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査の実施※

- 森林環境税を財源の一部とした森林整備事業の効果を検証するため、引き続き施業林におけるモニタリングを実施し、調査結果や事業効果の公表を行う。（森林総合研究所）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）※

「森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究」及び「水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究」の実施（再掲：農林水産）※

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）※

○その他施策（主な施策以外の施策）

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村の災害対応力の強化支援（参照：3-2）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（参照：8-1）

（別紙４）施策分野ごとの推進方針

１．個別施策分野ごとの推進方針

①行政機能／警察・消防／防災教育等

【県庁の災害対応力の強化】

- 合同庁舎等の地下タンクの満量化、県庁構内地下タンクの満量化
災害による電力供給の停止の長期化に備え、災害対策本部、同地方連絡本部（各地域県民センターが事務局）等の機能を維持するため、引き続き地下タンクや非常用発電機用燃料タンクの満量化を実施する。（各地域県民センター、財産管理課、総合県税事務所、森林総合研究所）
- 公用車両の災害対応機能の強化
公用車を被災地等で使用する場合に備え、引き続き応急対応用資機材等の整備を進める。（財産管理課）
- 地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う。（防災危機管理課）
- 災害時における燃料確保の推進
大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を中断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。（防災危機管理課）
- 災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化
システム障害時の会計事務処理や調達事務処理の実効性を確保するため、財務事務担当職員への「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」の周知を行うとともに、関係機関との調整や資料収集等を行い、模擬訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（管理課）

【県防災体制の充実・強化】

- 災害時における知事への連絡体制の強化
大画面のタブレット端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施により、引き続き、災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制の整備を図る。（秘書課）
- 勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化
大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する。（各地域県民センター）
- 非常参集体制の確立
大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参集体制の見直しを行う。また、確実な初動体制を確保するため、引き続き宿日直制や知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁体制を維持するとともに、課題を整理する。（防災危機管理課）
- 災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図った。さらに、平成 28 年の熊本地震を受けた「避難所運営」、「支援物資」、「受援・支援体制」等の課題について、各種施策を実施し、より一層の防災体制の充実強化を図ったが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証・見直しを行う。（防災危機管理課）
- 災害対応に関する職員研修の充実・強化
防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する。（防災危機管理課）
- 地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し
地方連絡本部（地域県民センター）の役割を再検討し、随時見直しを行い、実効性のある体制を確立していく。（防災危機管理課）
- 他自治体との連携推進
関東地方知事会、全国知事会及び中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）における相互応援協定をはじめ、他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震（南海トラフ地震）や富士山火山噴火、風

水害や豪雪災害など、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。（防災危機管理課）

○災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。（防災危機管理課）

○県議会における非常参集体制の強化

職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及び休日等における緊急連絡網の確認を行う。（議会事務局）

○山梨県警察災害警備本部の整備推進

平成 23 年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」のため、今後は災害警備本部のシステムの整備と県下警察署の代替施設を活用した移転訓練を推進し、災害警備本部の最良の体制の確立を図る。（警察本部）

○災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を進める。（警察本部）

○大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

○災害に強い電力供給体制の強化

台風被害等による大規模停電を想定し、電力会社、県、市町村等が連携して電力供給インフラの防災対策の強化等を行い、被害（停電）を最小限に抑えるとともに、できるだけ早期の復旧を目指す。更に、大規模電源からの電力供給が途絶した場合でも県民生活への影響を最小限に抑えるため、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や非常用電源の確保を推進することにより、電力供給体制の強靱化を図る。（エネルギー政策課）

【地域防災力の強化】

○様々な事態を想定した図上訓練等の実施

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、県が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序だてて時系列で適切に対応できるものにするるとともに、総合的な訓練の実施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュアルの見直し等に反映する。（防災危機管理課）

○住民参加型の県地震防災訓練の実施

県民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施する。（防災危機管理課）

○現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村からの情報連絡を確保するため、当該市町村にリエゾン（現地連絡員）として県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する。（防災危機管理課）

○地域防災力を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、引き続き、地域防災リーダー養成講座、知事表彰等を実施し、県、防災安全センター等でも自主防災組織や一般県民に対する研修会、訓練、講演会等を実施するとともに、市町村を通じて地域防災出前講座（県政出張講座）の要請があった地域（自主防災組織）に県職員等（防災危機管理課、地域県民センター及び県立防災安全センターの職員）を講師として派遣し、コミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進する。

また、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進を図る。更に、自主防災組織での防災訓練等で養成した地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を促進する。（防災危機管理課）

○自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っていくが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する。（防災危機管理課）

○災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・

協働を促進するため、引き続き研修会などを実施するとともに、NPO 等との連携のあり方について検討する。（防災危機管理課）

○市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る。（消防保安課）

○避難所運営マニュアルの作成促進

市町村における適切な避難対策の実施を図るため、引き続き避難対策に係る県の避難所運営マニュアルの基本モデルなどを周知し、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する。（防災危機管理課）

○避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

地域の災害対応力の充実のため、引き続き県地震防災訓練の場において、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。（防災危機管理課）

○被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備※

被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの対応方針」を検討・作成するとともに、市町村担当者の研修会等を開催し、ペット動物の同行避難に対する考え方を周知する。また、関係団体と相互連携した被災動物の救護を行うため、獣医師会等の関係団体と相互連携に関する協定を締結する。（衛生薬務課）

○県の備蓄資機材の確保

様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引き続き備蓄資機材の確保を図る。（防災危機管理課）

○市町村の災害対応力の強化支援

市町村の災害対応力の強化を図るため、引き続き助言や技術的支援を行う。（防災危機管理課）

○防災士の養成

地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する。（防災危機管理課）

○防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施

広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施する。（消防保安課）

○広域応援協定の具体的運用体制の整備

緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。（消防保安課）

○登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進

災害時等の迅速な捜索救助活動、避難誘導等のため、今後も、ホームページや登山口・最寄駅等における街頭指導等による「オンライン登山計画書（コンパス）」等を使用した登山計画書（届）の提出の周知・広報活動等を関係機関と連携しながら推進し、情報共有を図ることにより安全確保対策に活用する。（観光資源課・警察本部）

【富士山火山防災の推進】

○富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施

富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化のため、引き続き、広域避難計画の必要な改正や訓練を実施するとともに、令和2年度末までに改訂が予定されている富士山ハザードマップの見直しを踏まえた計画検討が必要である。更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う。（防災危機管理課）

○避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、締結先団体との連携強化のため、防災訓練の実施、避難行動要支援者の避難における人的支援に関する協定を検討する。（防災危機管理課）

○火山観測体制強化

富士山火山噴火の予兆を捉えるために、他の研究機関との観測協力体制を構築し、火山観測データの流

通を強化する。また、富士山科学研究所が被災した場合の火山観測機能の代替機能の検討を行う。
（富士山科学研究所）

【平時に噴火に備える事前対策の推進】

○現地に着した火山噴火対策の推進

溶岩流からの避難対策の実施に向け、関係する市町村や各機関等との現地調整機能の向上が求められる。このため、県は富士吉田合同庁舎へ富士山火山防災事務所(仮称)を設置し、火山防災に従事する専任職員を配置する。(防災危機管理課)

○避難時間を短縮するための対策の企画立案の実践

溶岩流を始め、火砕流や融雪型火山泥流等の詳細なシミュレーションに基づくハザードマップの改定作業が、令和2年度を目途に進められている。富士山火山防災対策協議会によるハザードマップの改定に対応する広域避難計画の改正や、県、市町村等による改正後の計画を踏まえた中央自動車道の活用による広域避難訓練の実施、その成果等を踏まえた県による広域避難行動計画の継続的な見直しなどを推進していく。

また、県は、避難誘導などを行う火山防災人材の育成のための地域の防災リーダーに向けた研修の実施や、避難車両の調達の検討を進める。なお、国に対しては、火山防災強化推進都道府県連盟により、避難支援に関する研究及び技術開発を求めていく。(防災危機管理課)

○火山防災対策拠点の在り方を検討し、拠点を中心に総合的な防災対策の推進

火山位置が特定できない富士山の噴火に対応できるよう、噴火時における県現地災害対策本部などの火山防災のための拠点機能の在り方について、有識者及び関係機関により幅広く検討を行う。
(防災危機管理課)

【富士山広域避難計画の作成及びオペレーション実行体制の確立】

○富士山の大規模噴火による県境を越えた極めて広範囲な避難対策の推進

増加する外国人観光客や県外登山客などが噴火災害を避け、被災区域外へスピーディーに避難し帰国や帰宅できるようにするには、関係都県をはじめ、国の関係機関の関与や交通事業者の協力などの調整を行う、広域的避難オペレーション計画の作成及びその実行体制の早期の確立が必要となる。
(防災危機管理課)

【消防防災航空隊の機能強化】

○消防防災航空隊の機能強化

多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害においても消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、引き続き消防防災ヘリコプター動態管理システムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制を図り、実災害時の支援航空隊員の迅速な招集が図られるよう取り組むなど、消防防災航空隊の機能強化を行う。(消防保安課)

○消防防災航空基地機能の強化

消防防災航空基地機能の強化に向けて関係機関と協議を継続する。(消防保安課)

【消防・救急・救助体制の強化】

○救急救命士の養成・確保の推進

救急搬送に迅速・適切に対応するため、引き続き救急救命士の養成・確保を進める。(消防保安課)

○消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、引き続き関係団体に対する広報や(一財)山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに市町村に対し消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行う。(消防保安課)

○消防団の救助資機材等の整備促進

災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。
(消防保安課)

○救急搬送体制の充実強化

救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する。(消防保安課)

○消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

災害への消防職員及び消防団員の対応能力の充実を図るため、訓練マニュアルに基づき、H27.4に開校した消防学校の新たな訓練施設、教育機材を活用した教育訓練を実施し、消防職員が、多様化・複雑化する火災や水難事故、山岳事故等に的確に対応できるよう実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る。

（消防保安課、消防学校）

- 消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施
地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、引き続き消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る。（消防保安課）

【交通規制及び交通安全対策の実施等】

- 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立
交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、引き続き各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図る。（警察本部）
- 実践的な交通規制訓練等の実施
大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、必要に応じ交通規制計画を見直しながら適切な運用を図る。また、引き続き各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施することで、適切な交通規制の実施を図る。（警察本部）
- 災害対策用交通安全施設等の整備の推進
発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れ、交通事故の発生及び交通麻痺を回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、引き続き交通信号機電源附加装置の整備を行い、災害時の交通安全と円滑化を図る。（警察本部）
- 緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施
災害時の緊急輸送道路の確保のため、引き続き各種防災訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する。（警察本部）

【県庁舎等の耐震化】

- 県庁舎等の耐震化の推進
「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、平成 27 年度に耐震化率 100%を達成した。今後は、県有建物の安全性を確保するため、適切な維持管理に取り組む。（財産管理課、営繕課）

【地域活性化との連携】

- 首都機能の一部補完施設の誘致の推進
災害が比較的少なく、東京に近いという地域特性を生かし、我が国全体の国土強靱化への貢献及び東京圏から本県への新しい人の流れを生み出すため、国への働き掛け等を行い、首都圏の大規模自然災害時における首都機能の一部を補完する施設の誘致に努めていく。（政策企画課）

②住宅・都市

【地域防災力の強化】

- 耐震性貯水槽の整備の促進
市町村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の有効活用について、助言等を行う。
(防災危機管理課)
- 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備の推進
県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き避難所運営マニュアルの作成・見直し、備蓄品の整備等、市町村と連携を図りながら進めていくように指導する。(義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課)
- 県立文化施設等における防災対策の推進
県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の対応能力の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。
(学術文化財課、社会教育課)

【帰宅困難者対策等の推進】

- 帰宅困難者等の搬送体制の構築
災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、引き続き定期的に山梨交通(株)、富士急行(株)、(一社)山梨県タクシー協会等の関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を図る。(交通政策課)
- 県庁本庁舎内の避難者の対応検討
災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する。
(財産管理課)
- 帰宅困難者対策の推進
帰宅困難者の一時避難のため、引き続きコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等との協定の締結を実施する。協定等による業務について、具体的な方策について整理するとともに、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を継続し、更に公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進めるとともに協定締結も推進する。(防災危機管理課)

【自立・分散型エネルギーシステムの導入等】

- 家庭における省エネルギーの推進
太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）といった発電設備等を備えるとともに、高断熱建材の使用等による省エネ性能にも優れたスマートハウスの導入や地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。(エネルギー政策課)
- 防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進
地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討していく。(エネルギー政策課)
- やまなしクールチョイス県民運動の推進
地球温暖化対策を推進するため、身近にできる省エネの取り組みやエコ活動を賢く選択して実践する県民運動を展開していく。(エネルギー政策課)

【災害時応急対策の推進】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路(株)八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。(県土整備総務課、技術管理課、道路管理課)
- 流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し
災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、引き続きBCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。(下水道室)
- 災害時における下水道応急復旧体制の強化
災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、(公社)日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。(下水道室)
- 災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、引き続き、市町村と関係団体へ対応マニュアルの周知を行うとともに、マニュアルの改訂やマニュアルに基づいた訓練を実施する。また、借上げ型応急仮設住宅における県境を越えた広域連携体制の強化を図る。（建築住宅課、住宅対策室）

○公営住宅や職員宿舎の空室の提供マニュアルの整備・運用

災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舎の空室の提供を行うため、引き続き入居マニュアルの整備、運用を実施する。（財産管理課、住宅対策室、企業局総務課、福利給与課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

令和 6 年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を 84.7% とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。（衛生薬務課）

○都市公園施設の長寿命化の推進

都市公園施設の安全性の確保を図るため、長寿命化計画を策定した 12 県営都市公園について、危険度・優先度が高い箇所から事業を実施することとし、都市公園施設の日常点検や定期点検を実施するとともに施設の長寿命化を図る。（都市計画課）

○下水道施設の長寿命化の推進

下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や 20 年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

○下水道施設の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き 4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的な管理を行う下水道ストックマネジメント計画を令和 2 年度迄に策定し、令和 3 年度からストックマネジメント計画に基づく長寿命化を進める。（下水道室）

○県営住宅の長寿命化の推進

建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替えや改善事業などを実施する。（住宅対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

○都市公園の防災活動拠点機能の強化

防災活動拠点として指定された都市公園において、現状の防災活動拠点機能について検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、さらなる機能強化につながる整備についても検討を進めていく。（都市計画課）

○「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進

災害に強いまちづくりを推進するため、市町村に対しガイドラインの主旨や内容の周知を図り、また、地震等により市街地が被災した場合、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを取りまとめた「都市復興ガイドライン」に基づき、復興の手順や復興後の都市のあるべき姿を事前に検討できるよう市町村都市計画担当者と合同で模擬策定訓練を実施する。（都市計画課）

○災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

災害に強い市街地の形成を図るため、引き続き土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、事業中の箇所を早期に完成させるとともに、対象事業箇所への補助を積極的に実施する。（都市計画課）

○空家対策の推進

危険な空き家の解消を図るため、引き続き、空き家対策の実施主体である市町村の支援を行ない、空き家対策を推進する。（住宅対策室）

【建築物等の耐震対策の推進】

○私立学校の耐震化の促進

私立学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけ、引き続き耐震化を促進する。（私学・科学振興課、子育て政策課）

○木造住宅等の耐震化の促進

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物耐震化支援事業により、耐震

化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、市町村や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する。（建築住宅課）

○避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を開催し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。（都市計画課、建築住宅課）

○保育所等の耐震化の促進

施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行っていく。（子育て政策課）

○公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進

学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策（吊り天井等の非構造部材を含む）の促進とともに適切な維持管理を行う。（学校施設課）

○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策の推進のため、引き続き解体修理工事の際に耐震対策のための構造補強工事等に対して助成を行う。（学術文化財課）

【地域活性化との連携】

○買い物弱者対策への支援

地域の商店や商店街が行う買い物弱者対策の取組を、市町村と連携して支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の活性化を図る。（商業振興金融課）

③保健医療・福祉

【福祉避難所等の運営体制の充実等】

- 避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
災害時における避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）
- 女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要援護者などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。（防災危機管理課）
- 要援護者支援マニュアル等の運用
災害時の要援護者支援対策推進のため、今後は山梨県社会福祉協議会の行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。（福祉保健総務課）
- 災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施
災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）
- ボランティアコーディネーター養成等の促進
ボランティアコーディネーター等の資質向上のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、研修会の実施、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、防災意識の高揚を図る。（福祉保健総務課）
- ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）
- 災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び市町村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの評価（点検作業）を行い、必要に応じて見直しを行う。（健康増進課）

【災害時応急対策の推進】

- 災害時における保健医療救護の協力体制の構築の推進
災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを行い、関係団体との協力関係の強化を図る。（福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課）

【社会福祉施設の防災資機材等の整備】

- 高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進
高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして防災資機材等の整備を促進させる。（健康長寿推進課）
児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）に対する非常用物資の備蓄リスト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材の整備等を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する。（子育て政策課、子ども福祉課）
引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、必要な整備を促す指導を行う。（障害福祉課）

【災害時要援護者等の支援体制の充実】

- 災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。（健康長寿推進課）
災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、引き続き、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で施設の状況に応じた助言を行う。（子ども福祉課）
被災障害者のための一時的な避難所として障害者福祉施設を活用するため、地域的なバランスに配慮しつつ、障害者福祉施設との協定締結等について各市町村に助言を行っていく。（障害福祉課）
- 災害時の介護支援者の確保推進
災害時に必要な介護支援者を確保するため、引き続き介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進める。（健康長寿推進課）

- 障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受け入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受け入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。（障害福祉課）
 - 障害者に対する情報支援体制の構築
災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、平成 25 年度に策定した手話ボランティアの派遣マニュアルを基に手話通訳ボランティアの派遣等、各市町村と具体的な検討を進める。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する。（障害福祉課）
- 【災害時医療救護体制の充実】**
- 災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）
山梨県災害時心のケアマニュアルに基づき、協定機関等に対し、国や本県が開催する DPAT の研修への参加を促し、DPAT の登録チームを拡大するとともに、研修等を通じて、DPAT の派遣や受援体制の確立など災害時における精神医療の提供体制の整備を進める。（障害福祉課）
 - 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施
災害時の医療救護対応能力の向上を図るため、保健所単位だけでなく、全県的な規模で情報伝達訓練等を行うとともに、関係機関と連携した広域医療搬送訓練を実施する。（医務課）
 - 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化等）
災害時の救助・救急体制の不足に対処するため、引き続き DMAT 数や指定病院の拡大を図るとともに、DMAT 機能の強化のための実動訓練の実施や医療資機材の充実を図っていく。加えて、災害時において保健医療救護対策本部に集約された医療資源を整理・分析し、医療ニーズに適切に対応するため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを育成・委嘱するなど、医療救護体制の更なる強化を図る。（医務課）
 - ドクターヘリの効果的運用
救命率の向上を図るため、引き続き県内全域でドクターヘリの運用を行う。また、ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を構築し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。（医務課）
 - ドクターヘリの離着陸場の整備
ドクターヘリの機動力を生かすため、引き続き散水不要なランデブーポイントの確保を図る。（医務課）
 - 広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）
広域的な重症患者搬送体制の確保のため、引き続き SCU の資機材等を整備するとともに、SCU を使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を毎年実施する。（医務課）
 - 災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進
災害拠点病院の指定要件として新たに明示されたライフラインの基準を満たすため、引き続き自家発電装置や燃料備蓄等の整備を推進する。（医務課）
- 【災害時保健医療体制の整備】**
- 病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進
災害時の対応能力の強化を図るため、県が主体となって実施する訓練に医療機関の参加を促すとともに、セミナーを開催するなどして病院における BCP の整備を支援する。また、BCP を整備した病院に対しても、引き続き BCP に基づいた定期的な研修等の実施や、より実態に即した内容への見直しを促す。（医務課）
 - 災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成
災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、保健所及び市町村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニュアルを活用し、準備をしておくとともに、実践的な訓練を重ねることによりマニュアルの評価を行う。（医務課）
 - 医薬品等の備蓄・供給体制の整備
医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き山梨県医薬品卸協同組合に保管管理委託する備蓄品目の見直しを行い医薬品等の安全な保管に努める。また、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策として、空路による物資輸送ルートの確実な確保のための検討を行う。（衛生薬務課）
 - 災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び市町村の栄養士に対し、災害

時における保健指導にマニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの評価（点検作業）を行い、必要に応じて見直しを行う。（健康増進課）

○防疫用消毒剤等の確保体制の構築

災害発生後の感染症のまん延の防止のため、「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した山梨県ペストコントロール協会との円滑な連絡体制の整備を行いながら、新たな協定先の選定の必要性についても検討を行い、衛生害虫駆除をより迅速に実施できる体制の確保を図る。（健康増進課）

○透析患者の支援体制の整備

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き県内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、市町村における要援護者台帳の整備、支援計画作成への支援を行う。また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みの構築について医療機関等と連携して検討する。（健康増進課）

○放射線の影響に関する相談体制の整備

原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のため、福島の事例等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談窓口の開設等についての見直しを実施し、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する。（健康増進課）

【建築物等の耐震対策の推進】

○病院の耐震化の促進

未耐震の病院に対し、今後速やかに耐震化の啓発を図るとともに、耐震改修等に向けた支援を行う。（医務課）

【地域活性化との連携】

○老人クラブの活動への支援

老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、引き続き支援を行う。（健康長寿推進課）

④産業（産業構造・金融・エネルギー）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

【自立・分散型エネルギーシステムの導入等】

○木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する。（林業振興課）

○「やまなしエネルギービジョン」の推進

エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と、環境負荷が少なく災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築等を目指すため、新たなエネルギー政策の基本構想となるビジョンを策定し、総合的に施策を推進する。（エネルギー政策課）

○自立・分散型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進

企業誘致等による県内経済の活性化と自立・分散型エネルギー社会の構築のため、コージェネレーションシステム等の導入や、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを目指していく。
（エネルギー政策課、企業立地・支援課）

○燃料電池自動車及び電気自動車の普及促進

FCV（燃料電池自動車）は、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、FCV導入に係る国の支援策と連携し、計画的な普及を図るとともに、FCV運行の基盤となる水素ステーションの整備の促進、FCVの導入を促進する。

また、「やまなしエネルギービジョン」に基づき、県民総参加によるスマートな省エネルギーの推進を図る上で、次世代自動車の普及促進を図ることとしており、災害時に集中型電源が喪失した際の代替電源として活用が可能であることから、電気自動車の普及を促進する。（エネルギー政策課）

○小水力発電の推進

電源の多様化や自立・分散型電源の普及によるエネルギーセキュリティの確保に向け、小水力発電所の整備を推進し、電力供給量を増加する。（電気課）

○水力発電の推進

電力の安定供給、並びに電源の多様化によるエネルギーセキュリティの確保に向け、引き続き、計画的に県営水力発電所の施設整備を進める。（電気課）

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

○「事業継続力強化計画」認定の促進※

自然災害等による中小企業の事業活動への影響を軽減するため、商工団体等と連携して、県内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定及び認定支援を行う。（産業政策課）

○「事業継続力強化支援計画」策定の促進※

小規模事業者の災害対応力を強化するため、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定を働きかける。（産業政策課）

地震災害防止対策融資制度等の周知及び拡充※

○ 大規模地震の発生に備え、中小企業に対し、施設や設備の耐震化等を促すため、地震災害防止対策のための融資制度等について、引き続き、県ホームページ等により周知を行うとともに、金融機関や関係団体等を通じて普及に努める。また、中小企業や金融機関、商工団体からのニーズに応じ、融資条件の拡充を検討する。（商業振興金融課）

災害時における災害融資制度の周知及び金融相談体制の充実※

○ 被災した中小企業を支援するため、災害融資制度について、県ホームページ等を活用して周知を図るとともに、災害発生時の金融相談体制について、対応窓口の増員や職員の専門性の向上を図る。（商業振興金融課）

【滞留旅客対策等の推進】

○帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

被災時に帰宅困難になった観光客や滞留旅客対策は、市町村で対応することになるため、引き続き、市町村を対象とした会議等で周知に努める。また、地理的情報の少ない観光客（外国人旅行者を含む）に係

る災害対応として、県ホームページや観光サイト等から県防災ポータルに誘導していく。
（観光企画課、観光プロモーション課、国際観光交流課）

【防災・災害情報提供体制の整備】

○外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

外国人旅行者に不慣れな県内を安心して観光してもらうため、観光情報を充実するとともに、災害時に防災情報を取得できるよう、継続して情報発信していく。（観光プロモーション課、国際観光交流課）

【富士山観光客等避難対策の推進】

○富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

富士山五合目以上の区域においては、復旧に数日間を要する事態の発生した場合には、多数の滞留者が発生することが想定されるため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する。更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の十分な配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する。

主な検討項目については、次のとおりである。

- ①山小屋、五合目売店等との水・食料及び一時避難場所の提供に係る協力関係の構築
 - ②より多くの水・食料の備蓄方法の検討
 - ③滞留者を安全に避難（下山）させる方法の検討
 - ④安全な避難（下山）ルートの確保及び観光客等の避難（下山）誘導
 - ⑤富士山五合目や山小屋等へのヘルメット、防塵マスク等の配備
 - ⑥火山情報の提供方法
 - ⑦噴石等から観光客等を守るためのシェルターの設置の検討
- （世界遺産富士山課、防災危機管理課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○県営石和温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進

大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、引き続き、県営石和温泉管理事務所内の給配湯施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備を行う。（企業局総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

○建設産業を担う人材の確保・育成の推進

若年者・女性等の入職・定着の促進や建設業の魅力発信など、建設産業の担い手確保・育成に向けた取り組みを支援する。（建設業対策室）

【地域活性化との連携】

○CLT 工法等新技術の導入

県産材の更なる需要拡大を図るため、CLT 工法による中・大規模木造建築物の設計に取り組む建築士等の育成を行うとともに、ラミナの安定供給体制の整備など、CLT 生産に向けた取り組みやその利用を促進する。（林業振興課）

○県産材需要拡大の推進

引き続き、多くの住民が利用する公共施設の木造・木質化による県産材の PR に努めるとともに、国が普及に取り組んでいる CLT 工法等の新たな技術の導入により、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図る。（林業振興課）

○本社機能移転等の推進

東京圏に隣接し、豊かな自然環境を有するなどの本県の優位性を踏まえ、企業の誘致活動と併せて本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する。（企業立地・支援課）

⑤情報通信

【防災・災害情報提供体制の整備】

○被災者に対する情報提供

県民が正確な情報を確実に入手できるよう、各報道機関との放送（報道）協定に基づくテレビ・ラジオ・新聞紙面による放送（報道）の要請を行う。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う。なお、提供する情報の内容については、災害対策本部において検討する体制を確保する。

災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、迅速な対応に努める。特に災害時には、即時性を求める投稿も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において対応を行う体制を確保する。（広聴広報課）

○災害時広報活動マニュアルの運用

県民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直しを行う。（広聴広報課）

○外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

外国人旅行者に不慣れな県内を安心して観光してもらうため、観光情報を充実するとともに、災害時に防災情報を取得できるよう、継続して情報発信していく。（観光プロモーション課）

○外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

来日間もなく県内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、災害ガイドブック（7カ国語）の配布や県ホームページでの公開を毎年度継続して実施する。（国際観光交流課）

【県庁の災害対応力の強化】

○各種システムの緊急時運用体制の確立

ICT-BCPについては、継続的な見直しを行うとともに、各事業課が所管する情報システム向けのガイドラインを作成し、「緊急時対応計画」の充実を図る。（情報政策課）

○被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備、行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化への支援

主要な情報システムについて、大規模災害を想定した地震対策、水害対策、停電対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンターに設置するとともに、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるようにバックアップデータについてもシステムが設置されているデータセンターとは別のデータセンターにオンラインで日々保管する。また、行政データ・プログラム等の保全のため、県内市町村に対して、引き続きバックアップについての注意喚起を図る。（情報政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）

主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店、日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士等

【被害情報の収集体制の確立】

○総合的な防災情報システムの運用

迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で災害対応状況を共有し、県民に対し速やかに避難情報等を提供するための「総合防災情報システム」を平成29年3月に構築し、運用している。（防災危機管理課）

○ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立

映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する。（防災危機管理課）

○高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立

災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、引き続き各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する。（防災危機管理課）

○被災状況等の効果的情報収集体制の確立

災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムの整備を図り、システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

【通信機能の強化】

○公衆無線 LAN 環境の整備促進

災害時等における県民等の通信手段の確保を図るため、山梨県公衆無線 LAN（山梨県 Free Wi-Fi）の適切な運用を行うとともに、市町村の防災拠点等への公衆無線 LAN 環境の整備の促進を図る。（情報政策課）

○被害情報の収集・伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。（防災危機管理課）

○消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進

消防救急無線のデジタル化については、県下 10 消防本部すべてで整備を完了したが、消防本部ごとの無線機器等のハード・ソフトの更新時に広域化・共同化の働きかけを行うことにより、更に災害に強い情報通信体制の整備を進めていく。（消防保安課）

○災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

災害時の情報収集、共有、情報提供を確実にを行うため、県保健医療救護対策本部の通信環境の維持に努めるとともに、医療機関、保健所及び市町村と連携し、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の操作研修や、EMIS を利用した情報伝達訓練等を実施する。また、EMIS に未加入の有床診療所に対し、加入を促していく。（医務課）

○警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討

災害時の無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査した上で改修・更新等の計画の策定を警察本部関係所属と連携し、検討する。（警察本部）

○警察署等の災害時電源確保対策の検討

今後は、長期停電時においても各警察署等の電源を確保できる体制を整備するため、発電機能の強化整備のほか、車両での運搬が可能な可搬型発動発電機、発動発電装置を搭載した電源車の整備を検討する。（警察本部）

⑥交通・物流

【緊急物資・燃料の確保】

- 緊急物資の調達（調達の協定）
災害時の物資調達については、平成 29 年 4 月に山梨県消費生活協同組合連合会と物資調達に係る基本協定を締結している。引き続き、基本協定を維持し緊急時における物資の確保を図る。（消費生活安全課）
- 災害に強い物流システムの構築
災害に強い物流システムを構築するため、関係機関と協議し、救援物資の受け入れ方法、手段等について検討を行う。（防災危機管理課）
- 災害時における燃料確保の推進
大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を中断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有についても引き続き行っていく。（防災危機管理課）
- 緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）
災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく。また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、特に県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、検討を行う。（商業振興金融課）
- 災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）
災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

【リニア中央新幹線の整備】

- リニア中央新幹線の早期実現
災害時に JR 中央線を補完・代替する公共交通機関として、利用可能なリニア中央新幹線の早期実現を目指し、引き続き関係団体等との調整・機運醸成を図る。（リニア推進課）

【鉄道輸送の安全確保の促進】

- 鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進
鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

- 発災後のインフラ復旧対策の推進
大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）、
富士急行（株）、（一社）山梨県トラック協会等
災害時の円滑な交通を確保するため、関係機関の連携による検討・調整等を行う体制に速やかに移行できるように、平時から体制構築に向けた取組を推進する。（交通政策課・道路管理課）

【災害時応急対策の推進】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）
- 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施
災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、各協会とも連携し、防災訓練を実施しながら、新たな課題に対し必要に応じ地震災害行動マニュアルの見直しを行う。（県土整備総務課、道路管理課）

【社会資本整備重点計画の策定】

- 社会資本整備重点計画の策定

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「山梨県社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

- 建設産業を担う人材の確保・育成の推進
若年者・女性等の入職・定着の促進や建設業の魅力発信など、建設産業の担い手確保・育成に向けた取り組みを支援する。（建設業対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

- 電線類の地中化の推進
魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き市街地等において電柱や電線を無くすための地中化の事業を推進する。
（道路整備課、道路管理課、都市計画課）
良好な景観を整備し、地震等による電柱の倒壊や電線類の切断による 2 次災害を防止するため、引き続き地中化の事業を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

【道の駅等への防災施設の維持】

- 道の駅等の防災機能の確保
豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を確保することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設維持を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

- 林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、山村地域集落の孤立防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
災害発生時の代替輸送路や山村地域の孤立防止対策として林道を有効活用できるよう、引き続き林道網の整備や林道施設の長寿命化・機能強化を進める。（治山林道課）
- 基幹農道の整備
基幹農道は主な目的として農産物の生産や流通を向上させるものであり、一方で、通学や通勤等における一般交通としての役割も大きく農村地域の生活環境の改善に寄与していることから、今後も基幹農道の整備を推進する。また、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（耕地課）
- 大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））
新山梨環状道路（北部区間）については、全線の早期事業化及び広瀬・桜井間の優先整備を国に働きかける。（高速道路推進課）
- 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる 3 方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3 放射 3 環状道路）の整備を推進する。（道路整備課）
非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道 138 号の新屋拡幅や国道 139 号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道 20 号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））
- 大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き生活幹線道路の整備を推進する。（道路整備課）
- スマート IC の整備促進
災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマート IC 整備の促進や新たなスマート IC の設置を要望する。（高速道路推進課）
- 県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
中部横断自動車道・南部 IC～下部温泉早川 IC 間の令和 2 年内の完成に向け、国が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））
- 道路防災危険箇所等の解消
道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面対策工等の防災対策を実施する。

（道路管理課）

要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除、若しくは規制雨量基準値の緩和へ向け防災対策を実施する。（甲府河川国道事務所（国））

○都市計画道路（街路）の整備

狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、DID（人口集中地区）区間を重点的に都市計画道路の整備を確実に進めるとともに、今後も必要な路線について事業を実施する。（都市計画課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和9年度を目途に耐震化率が100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

○橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」に基づき対策を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

【降灰対策の推進】

○富士山火山噴火に伴う降灰からリニア・鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり

現在進められているリニアの本線工事については、県内路線の約三分の一を占める明かり区間（地上走行）のさらなる防災力強化のため、雪害や倒木、落石などにも強く、降灰対策にも効果が見込まれる防音防灰フードの設置を事業主体であるJR東海に対して働きかけていく。（リニア交通課）

降灰により、鉄道施設や車両等に大きな被害が予想されるため、早期の復旧に向けて鉄道事業者と協議し、意識共有と連絡体制の確立を図る。（交通政策課）

富士山噴火時の降灰から避難路や輸送路を確保するため、道路の降灰に関する検討を進め、速やかに除灰できる体制の構築を検討する。（道路管理課）

【道路除排雪計画の運用等】

○山梨県道路除排雪計画の推進

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。（道路管理課）

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【地域活性化との連携】

○リニア駅前エリアの整備

災害時においても防災機能を有するよう、災害に強い交通結節拠点の整備に向けた取り組みを進めていく。（リニア推進課）

⑦農林水産

【森林の公益的機能の維持・増進】

○森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業による改植や本数調整伐等の森林整備や、造林事業、森林環境保全推進事業による植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。また、森林を健全な状態に維持するため、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、森林の公益的機能についての普及啓発や県民参加の森林づくりを進めるための支援を引き続き行う。（森林環境総務課、みどり自然課、森林整備課、県有林課、治山林道課）

【自立・分散型エネルギーシステムの導入等】

○木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する。（林業振興課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）

○環境悪化を防ぐための応急対策の推進

大規模自然災害時等の家畜伝染病発生に備え、引き続き家畜保健衛生所による畜産農家巡回指導等並びに高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習の取り組みを引き続き実施し、農家指導を行う。（畜産課）

【土砂災害対策の推進】

○治山事業による土砂災害対策の着実な推進

台風等による集中豪雨や地震等の大規模災害の発生を踏まえ、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の「保安林整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている634地区において、土砂災害を未然防止するための治山事業を効果的に実施するとともに、人命、財産等を被害から守るため、関係機関の連携の上、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を図る。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

【森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究・水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究】

○ 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

○農村資源の保全管理活動の推進

中山間地域等直接支払制度、農地維持・資源向上活動支援事業の両施策については、大規模災害時の応急復旧に欠かせない地域ぐるみの共同活動として非常に重要なことから、引き続き推進する。（農村振興課）

○老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、今後は、老朽化、耐震化対策が必要な防災重点ため池89箇所について、重点的に改修や補強などの整備を施設管理者等と調整の上、計画的に行う。また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備を行う。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

○基幹的農業水利施設等の整備※

本県農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を進め、計画的な整備を行う。また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
農地の浸水・浸食が懸念される地域において、農業用水利施設等の被害の未然防止のための整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等と調整の上、計画的な整備を行う。（耕地課）

○農業集落排水施設の老朽化対策の推進
農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、機能維持に向けた取組に努めるため、機能診断結果をもとに、適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。（耕地課）

【農産物の生産技術の普及等】

○県産農産物の生産技術対策の普及徹底
農作物に係る生産技術対策の普及の徹底については、災害が想定される場合は、迅速に事前対策を作成し現場への周知を行い、災害発生後は、直ちに被害状況を把握するとともに、復旧対策を構築し、県内農産物の生産量を確保する。（農業技術課）

○農業者に対する経営再建資金制度の周知
農業災害対策資金利子補給制度については、農家経営の維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、引き続き活用する。（農業技術課）

【放射性物質等の検査体制の整備】

○農産物の放射性物質等検査体制の整備
農産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。（農業技術課）

○流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備
県内に流通する食品及び水道水の放射性物質等の検査について、大規模災害発生時においても迅速かつ正確な検査が実施できる体制の整備を検討する。（衛生薬務課）

【農産物等供給体制の確立】

○飼料供給体制の確立に向けての検討
災害発生時の県外からの「飼料」の供給体制整備の具体的な内容については、検討に時間を要しているが、今後も、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携した供給体制の構築に向けて、検討を継続していく必要がある。（畜産課）

○災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備置米の引き渡し要請等）
災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ引き渡すための具体的な手続きについて、引き続き周知徹底する必要がある。（花き農水産課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

○基幹農道の整備
基幹農道は主な目的として農産物の生産や流通を向上させるものであり、一方で、通学や通勤等における一般交通としての役割も大きく農村地域の生活環境の改善に寄与していることから、今後も基幹農道の整備を推進する。また、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（耕地課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○荒廃農地解消対策の推進
地域の実情に応じた荒廃農地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き荒廃農地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課、耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）
狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、県土保全につなげる。また、農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮による農村環境の向上を推進する。（耕地課）

【地域活性化との連携】

○CLT 工法等新技術の導入
県産材の更なる需要拡大を図るため、CLT 工法による中・大規模木造建築物の設計に取り組む建築士等の育成を行うとともに、ラミナの安定供給体制の整備など、CLT 生産に向けた取り組みやその利用を促進する。（林業振興課）

○県産材需要拡大の推進
引き続き、多くの住民が利用する公共施設の木造・木質化による県産材の PR に努めるとともに、国が

普及に取り組んでいる CLT 工法等の新たな技術の導入により、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図る。（林業振興課）

○県産材の安定供給のための基盤整備

県産材を低コストで安定的に供給するため、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の林道の開設及び拡張に関する計画に掲載されている林道の整備を推進する必要がある。（治山林道課）

○植物工場などの農村高齢者就業機会の確保

野菜産地の競争力の強化と高齢者等の雇用創出を図るため、引き続き、大規模な施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する。（果樹・6次産業振興課）

○6次産業化支援体制の充実

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し地域活力の向上を図るため、6次産業化に取り組もうとする農業者等に対して、そのニーズに応じた支援を実施し、6次産業化の取り組みを拡大する。
（果樹・6次産業振興課）

○新規就農の促進

農業の担い手を確保・育成するため、県内外からの就農希望者の総合窓口として重要な機能を果たしている就農支援センターを活用した新規就農への継続した取り組みを推進する。（担い手・農地対策室）

○就農定着支援の充実

就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、農業次世代人材投資資金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。
（担い手・農地対策室）

○企業の農業参入の促進

耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、企業訪問や参入セミナーを実施するなど、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する。（担い手・農地対策室）

⑧国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

【原子力災害対策の促進】

○原子力災害対策の促進

原子力災害対応力の強化のため、引き続き原子力防災訓練等へ職員派遣するなど、防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る。（防災危機管理課）

【森林の公益的機能の維持・増進】

○森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業による改植や本数調整伐等の森林整備や、造林事業、森林環境保全推進事業による植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。また、森林を健全な状態に維持するため、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、森林の公益的機能についての普及啓発や県民参加の森林づくりを進めるための支援を引き続き行う。（森林環境総務課、みどり自然課、森林整備課、県有林課、治山林道課）

【災害廃棄物処理体制の整備】

○災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物処理計画が未策定である市町村に対し、計画の策定に必要な助言や支援を行い、計画策定を推進していく。また、計画の実効性の向上に向けて、市町村災害廃棄物担当者を対象とした訓練や研修を企画し、実施していく。（環境整備課）

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

災害の発生時において、廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行っていく。（環境整備課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

○地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、引き続き河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する。（治水課、砂防課）

○災害時における緊急対処法マニュアルの更新

災害拡大や2次災害の防止を図るため、引き続き道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルに基づき、緊急対処訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（道路管理課、治水課、砂防課）

○災害時における下水道応急復旧体制の強化

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。（下水道室）

【社会資本整備重点計画の策定】

○社会資本整備重点計画の策定

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「山梨県社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

【土砂災害対策の推進】

○治山事業による土砂災害対策の着実な推進並びに老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

台風等による集中豪雨や地震等の大規模災害の発生を踏まえ、地域森林計画（富士川上流、富士川中流、山梨東部）の「保安林整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている634地区において、土砂災害未然防止するための治山事業を効果的に実施とともに、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設については、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を実施する。

また、人命、財産等を被害から守るため、関係機関の連携の上、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を図る。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））土砂災害警戒区域7,091箇所の内、人家戸数が多い箇所や重要インフラが近接した箇所、近年災害が頻

生したなど土砂災害の危険性が高い箇所について重点的整備を進める。（砂防課）

○砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。
（砂防課、富士川砂防事務所（国））

【森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究・水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究】

○ 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

○老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、今後は、老朽化、耐震化対策が必要な防災重点ため池 89 箇所について、重点的に改修や補強などの整備を施設管理者等と調整の上、計画的に行う。また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備を行う。
また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課）

○基幹的農業水利施設等の整備※

本県農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を進め、計画的な整備を行う。また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地の浸水・浸食が懸念される地域において、農業用水利施設等の被害の未然防止のための整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等と調整の上、計画的な整備を行う。（耕地課）

【洪水被害等を防止する治水対策の推進】

○河川管理施設及びダム の長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤の整備や機能強化等の対策を推進するとともに、河口湖水門等の河川施設の長寿命化を図る。また、県内 6 多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課）

○洪水被害を防止する河川整備の推進

県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施する。今後も、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、重点箇所を中心に整備を行い、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効利用を推進する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

○雨水貯留浸透施設の整備の推進

洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設の整備による減災対策を推進し、流域全体での流出抑制対策の重要性を周知するため、パンフレットの配布や講習会の開催などによる啓発活動を実施する。（治水課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○荒廃農地解消対策の推進

地域の実情に応じた荒廃農地の再整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き荒廃農地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課、耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、県土保全につなげる。また、農業・農村のもつ多面的機能の

十分な発揮による農村環境の向上を推進する。（耕地課）

【水防対策の推進】

○「知って備えて命を守る」取組の推進

水害から県民の生命を守るため、①県民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取り組みを推進する。また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

○水防訓練の実施

洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、引き続き水防訓練を実施する。（治水課）

○水防用資材の備蓄の推進

水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄を行う。（治水課）

【放射性物質等の検査体制の整備】

○大気中の放射線測定体制の整備

大気中の放射線測定体制については、緊急時の対応に備え、引き続き日常のモニタリングポストやサーベイメーターによる調査を実施する。（大気水質保全課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○下水道施設の長寿命化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的な管理を行う下水道ストックマネジメント計画を令和2年度迄に策定し、令和3年度からストックマネジメント計画に基づく長寿命化を進める。（下水道室）

○下水道施設の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。特に、4流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺等を最優先に、更には緊急輸送道路周辺等も優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

○水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

令和6年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を84.7%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。（衛生業務課）

【富士山の噴火予測手法の確立等】

○富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進、富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研究（重力観測、地震観測、地下水観測）、噴火災害予測に関する研究（噴火シミュレーション）を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携して実施する。また、火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討および実証試験を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法の確立に取り組む。

火山防災情報の発信や防災教育の推進では、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義において火山防災教育を推進する。

更に、富士山を始めとした山梨県下の災害に関する研究を行う。特に、富士山で発生する雪代や雪崩等の斜面災害の検知および予測手法の研究を実施する。（富士山科学研究所）

○富士山の火山ハザードマップの整備等

富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。そのため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討やハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキルを取得するための防災教育に取り組む。（富士山科学研究所）

【富士山火山防災の推進】

○富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進

富士山の火山噴火時における生命・財産への被害軽減、および避難時間を最大限確保するため、「富士山火山噴火緊急減災砂防計画」に基づき、ハード対策とソフト対策からなる基本・緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、火山防災対策の推進を図る。（砂防課、富士砂防事務所（国））

2. 横断的分野ごとの推進方針

①リスクコミュニケーション

【災害時相談支援体制の充実】

- 被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口の生活相談マニュアルの見直し
被災者の生活相談や情報提供を実施するための総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行った上で、生活相談マニュアルの内容を見直す。（県民生活・男女参画課）
- 県、市町村及び消費生活協力員による災害時の消費生活相談窓口の強化
市町村の消費生活相談窓口が被災等により開設できない場合の相談体制の構築及び市町村や消費生活協力員に対し、相談体制や消費者被害情報等を提供することにより消費者被害の防止を図る。（消費生活安全課）
- 災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応
災害時の県税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、引き続き平時からホームページ等で周知を行う。（税務課）
- 被災者の生活再建支援の充実
国の支援制度が適用とされない自然災害について、適用要件をより緩和した県独自の支援制度を創設した。今後、更なる支援制度の充実を図るため、知事会等を通じて国へ働きかけていくとともに、引き続き、市町村及び県民に対して、支援制度の周知を図る。（防災危機管理課）
- 災害時における DV 等被害者生活相談の周知
災害時における DV 被害者の相談体制の整備のため、引き続き女性相談所及びびゅあ総合に設置する相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う。（県民生活・男女参画課、子ども福祉課）
- 災害時の心のケア研修の実施
災害時における在宅被災者等への相談支援体制の整備のため、引き続き被災者に対する心のケアの手法等について研修を実施するなど、心のケアに関する活動を行う体制の整備を進める。（障害福祉課）

【防災教育等による地域防災力の強化】

- 富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等
火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりの中で、火山防災研修会、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義の中で火山防災教育を推進する。（富士山科学研究所）
- 効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進
防災危機管理課、防災安全センター、学校等における各種の防災教育関連事業の一層の充実を図るため、引き続き、主に平成 26 年 8 月に設置した山梨防災教育研究会（山梨大学（地域防災・マネジメント研究センター）、国（甲府河川事務所、富士川砂防事務所）及び県関係課）の場を通じた防災・教育関係部署間の情報共有、相互連携等の促進を図る。
（県民生活・男女参画課、防災危機管理課、治水課、砂防課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課、スポーツ健康課、社会教育課）
- 県民の防災意識の啓発・高揚
県民の防災意識の一層の向上を図るため、引き続き防災安全センターにおける出張講座、やまなし防災ポータルを活用した防災情報提供等を実施する。（防災危機管理課）
- 家庭や事業所等における備蓄充実の促進
大規模災害発生時の家庭や事業所等における備蓄（1 週間程度の水・食料、日用品等）の充実を促進するため、引き続き防災リーフレット、講習会、やまなし防災ポータル等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行う。（防災危機管理課）
- 外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
来日間もなく県内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、災害ガイドブック（7 カ国語）の配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する。（国際観光交流課）
- 土砂災害防災訓練の実施
土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、引き続き毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて市町村が行う土砂災害防災訓練において啓発活動を実施する。（砂防課）

- 警戒宣言発令時における自動車の不使用・自粛に関する県民への広報等の実施
警戒宣言発令時における県民の自動車の不使用・自粛を図るため、これまで、広報用チラシを防災訓練等の際に配布し、また、県警ホームページに掲載するなど、継続的に広報を実施してきているが、より広く周知を行うため、各種機会をとらえて引き続き広報を実施する。（警察本部）
- 住民の防災意識の醸成の推進
住民の防災意識の醸成を図るため、引き続き警察署の交番や駐在所で発行するミニ広報紙に、災害への対応ほか災害に関連した内容の記事を掲載するとともに県警ホームページに災害関連の内容を掲載し、適宜、見直しを行うなど、住民の防災意識の向上の取り組みを行う。（警察本部）
- 【学校における防災教育等の推進】**
 - 砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施
土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を周知するため、引き続き毎年6月の「土砂災害防止月間」や7月の「川に親しみ、水辺にふれあう運動推進強調月間」等に合わせて、小学生等を対象に啓発活動を実施する。（治水課、砂防課、甲府河川国道事務所（国））
 - 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対策の推進・促進
県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通して、防災危機管理マニュアル及び対応マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。（義務教育課、高校教育課、高校改革・特別支援教育課）
 - 公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）の教職員のカウンセリング知識の向上
県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校において、災害時の児童生徒の心のケアについての教職員の対応力をより一層高めるため、引き続き養護教諭・教頭・初任教職員を対象とした児童生徒の心のケアについて研修や演習等を実施する。また、各学校で行う各種防災関係研修の中で、災害時の児童生徒の心のケアのテーマ化を促進し、全教職員の対応力向上を図る。（スポーツ健康課）
- 【ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知】**
 - 富士山の火山ハザードマップの整備等
富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。そのため、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討やハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすためのスキルを取得するための防災教育に取り組む。（富士山科学研究所）
 - 液状化の危険度情報の提供
県民への液状化に対する意識を啓発するため、引き続き液状化の危険度がわかる液状化危険度マップをホームページにより周知する。（防災危機管理課）
 - 老朽化した農業用ため池の整備（ため池ハザードマップの周知、情報連絡体制等の整備）
ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）
 - 「知って備えて命を守る」取組の推進
水害から県民の生命を守るため、①県民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取り組みを推進する。また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う。（治水課、甲府河川国道事務所（国））
 - 河川情報システムの運用
防災のための情報提供手段の確立のため、提供する情報を充実するとともに、引き続き総合河川情報システムの適切な運用を図る。（治水課）
 - 土砂災害ハザードマップの周知
土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、今後は、ハザードマップを用いた、地域で行われる避難（防災）訓練等を通じ、県民に土砂災害に係る知識を周知するため、市町村職員向けの講習会（勉強会）を催すなど、定期的に啓発活動を実施する。（砂防課）
 - 土砂災害等情報システムの構築・運用
市町村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、正確でわかりやすい土砂災害関連情報の提供を行うため、土砂災害警戒情報システム等の適切な運用及び管理を行う。（砂防課）
 - 土砂災害警戒区域等の指定及び周知

土砂災害から県民の生命を守るため、今後は、7,091箇所（箇所）の土砂災害警戒区域を管理・公開するために作成した土砂災害等情報システムを通し、定期的に啓発活動を実施するとともに、地図精度向上や土地利用状況の変化に伴う土砂災害警戒区域等の指定見直し（追加・削除）を行う。また、中山間地域の土砂災害防止法に基づき定められた警戒区域や過去の災害履歴と、地域に既にある公共基盤との位置関係を正確に把握し、合理的で比較的安全な防災拠点となり得る場所を抽出するとともに結果を公表し、市町村に対して地域防災拠点箇所変更を促す。（砂防課）

②人材育成

【人材育成等による地域防災力の強化】

○防災対策に関する意識啓発及び人材の育成

防災対策への女性の参画を更に促進するため、引き続き、男女共同参画推進センターにおける講座等を通じ、防災意識や女性の参画の重要性を啓発する。（県民生活・男女参画課）

○地域防災力を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、引き続き、地域防災リーダー養成講座、知事表彰等を実施し、県、防災安全センター等でも自主防災組織や一般県民に対する研修会、訓練、講演会等を実施するとともに、市町村を通じて地域防災出前講座（県政出張講座）の要請があった地域（自主防災組織）に県職員等（防災危機管理課、地域県民センター及び県立防災安全センターの職員）を講師として派遣し、コミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進する。

また、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進を図る。更に、自主防災組織での防災訓練等で養成した地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を促進する。（防災危機管理課）

○防災士の養成

地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する。（防災危機管理課）

③官民連携

【災害時相談支援体制の充実】

- 大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定
県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合に備え、引き続き県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続し、相談体制を確保する。（県民生活・男女参画課）

【NPO等との連携・協働の促進】

- 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、引き続き研修会などを実施するとともに、NPO等との連携のあり方について検討する。（防災危機管理課）

④老朽化対策

【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

○公共施設等総合管理計画の策定

財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の老朽化や人口減少等による公共施設等の利用状況の変化を踏まえ、平成 27 年度に策定した「公共施設等総合管理計画」に基づく施設類型ごとの個別施設計画を策定するなど、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。（財産管理課）

○社会資本整備重点計画の策定

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「山梨県社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

【鉄道設備の老朽化対策の促進】

○鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

【上下水道施設の老朽化対策の推進・促進】

○水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

令和 6 年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を 84.7%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。（衛生薬務課）

○下水道施設の長寿命化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き 4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的な管理を行う下水道ストックマネジメント計画を令和 2 年度迄に策定し、令和 3 年度からストックマネジメント計画に基づく長寿命化を進める。（下水道室）

【道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進】

○老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成 30 年度までに 94 施設の補修が完了したところである。今後、平成 30 年度に実施した施設の再点検に基づき、555 箇所ある橋梁のうち 83 箇所を優先的に補修するなど、災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策に、引き続き取り組む必要がある。（治山林道課）

○基幹農道の整備

基幹農道は主な目的として農産物の生産や流通を向上させるものであり、一方で、通学や通勤等における一般交通としての役割も大きく農村地域の生活環境の改善に寄与していることから、今後も基幹農道の整備を推進する。また、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（耕地課）

○緊急輸送道路及び生活道路における老朽化対策

幹線道路、生活道路等、既存道路の改築などによる老朽化対策も推進していく。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

○橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、「山梨県シェッド・大型カルバート維持管理計画」、「山梨県道路附属物維持管理計画」、「山梨県道路舗装維持管理計画」、「山梨県道路照明維持管理計画」に基づき対策を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

○緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和 9 年度を目途に耐震化率が 100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

【農業用施設等の老朽化対策の推進】

○農村資源の保全管理活動の推進

中山間地域等直接支払制度、農地維持・資源向上活動支援事業の両施策については、大規模災害時の応急復旧に欠かせない地域ぐるみの共同活動として非常に重要なことから、引き続き推進する。
（農村振興課）

○老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、今後は、老朽化、耐震化対策が必要な防災重点ため池 89 箇所について、重点的に改修や補強などの整備を施設管理者等と調整の上、計画的に行う。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備を行う。また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

○基幹的農業水利施設等の整備※

本県農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を進め、計画的な整備を行う。また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地の浸水・浸食が懸念される地域において、農業用水利施設等の被害の未然防止のための整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等と調整の上、計画的な整備を行う。（耕地課）

○農業集落排水施設の老朽化対策の推進

農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、機能維持に向けた取組に努めるため、機能診断結果をもとに、適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。（耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、県土保全につなげる。また、農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮による農村環境の向上を推進する。（耕地課）

【河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進】

○老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

平成 25 年度から平成 29 年度に治山施設の点検を実施し、早期に対策が必要となった 104 施設の内、平成 30 年度までに 87 施設について補修を行っており、令和元年度にはすべて完了する予定である。引き続き 5 年に 1 回の点検を実施し、対策が必要な施設の補修等による長寿命化を図り、適正な維持・管理を実施する。（治山林道課）

○河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤の整備や機能強化等の対策を推進するとともに、河口湖水門等の河川施設の長寿命化を図る。また、県内 6 多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課）

○砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理を行っていくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定する。
（砂防課、富士川砂防事務所（国））

【都市公園施設の老朽化対策の推進】

○都市公園施設の長寿命化の推進

都市公園施設の安全性の確保を図るため、長寿命化計画を策定した 12 県営都市公園について、危険度・優先度が高い箇所から事業を実施することとし、都市公園施設の日常点検や定期点検を実施するとともに施設の長寿命化を図る。（都市計画課）

○都市公園の防災活動拠点機能の強化

防災活動拠点として指定された都市公園において、現状の防災活動拠点機能について検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、さらなる機能強化につながる整備についても検討を進めていく。
（都市計画課）

【県営住宅の老朽化対策の推進】

○県営住宅の長寿命化の推進

建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替事業、及び改善事業を実施する。（住宅対策室）

⑤研究開発

【富士山の噴火予測手法の確立等】

○富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進、富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研究（重力観測、地震観測、地下水観測）、噴火災害予測に関する研究（噴火シミュレーション）を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携して実施する。また、火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討および実証試験を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法の確立、噴火に際して実効的に対応可能な次世代型ハザードマップの検討に取り組む。

火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発のため、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義において火山防災教育を推進する。

更に、富士山では火山災害以外にも雪代、雪崩、落石等の斜面災害が発生しており、これらの発生の検知手法、危険情報の発信手法などについて検討を行う。（富士山科学研究所）

【森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究・水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究】

○ 森林の下層植生は、水源涵養機能や土壌流出防止機能を発揮する上で重要な役割を果たしていることから、ニホンジカによる食害を防止し、保全するため、効率的なニホンジカ捕獲に関する技術開発と捕獲による植生回復効果について明らかにする必要がある。（森林総合研究所）